

# 料資法司

號二百二第

中華民國  
刑事訴訟法



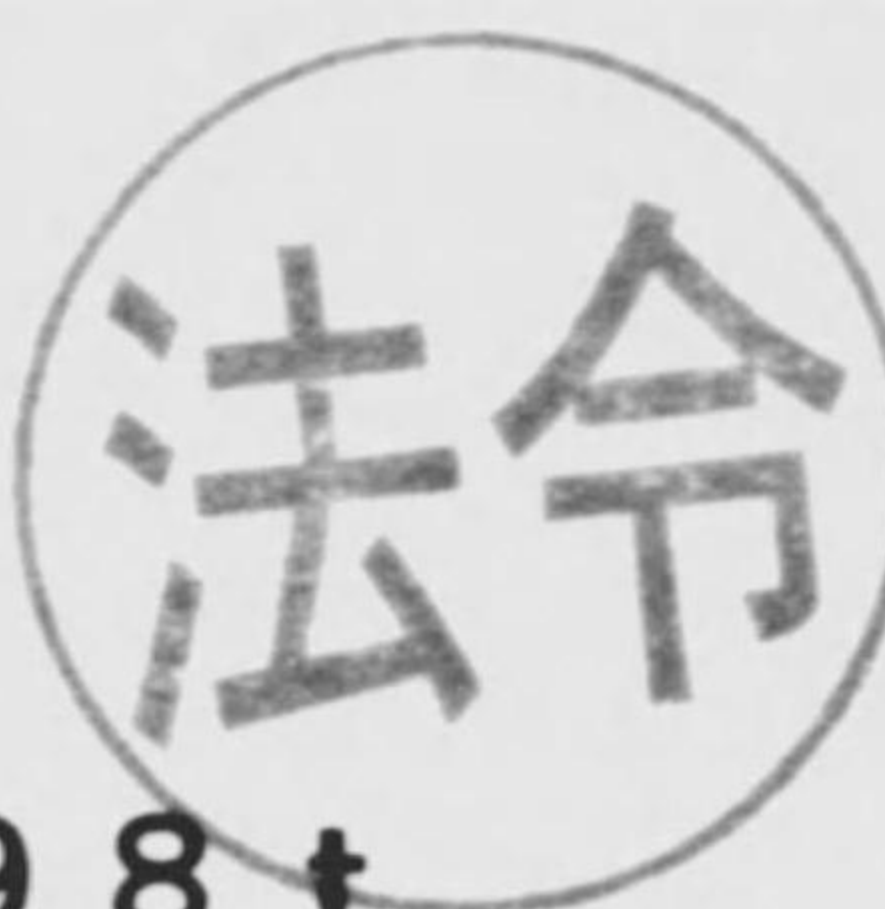
〔禁轉載〕 昭和十年十一月

司法省調查課



\* 0016450000 \*

0016450-000



326.92-Si298t

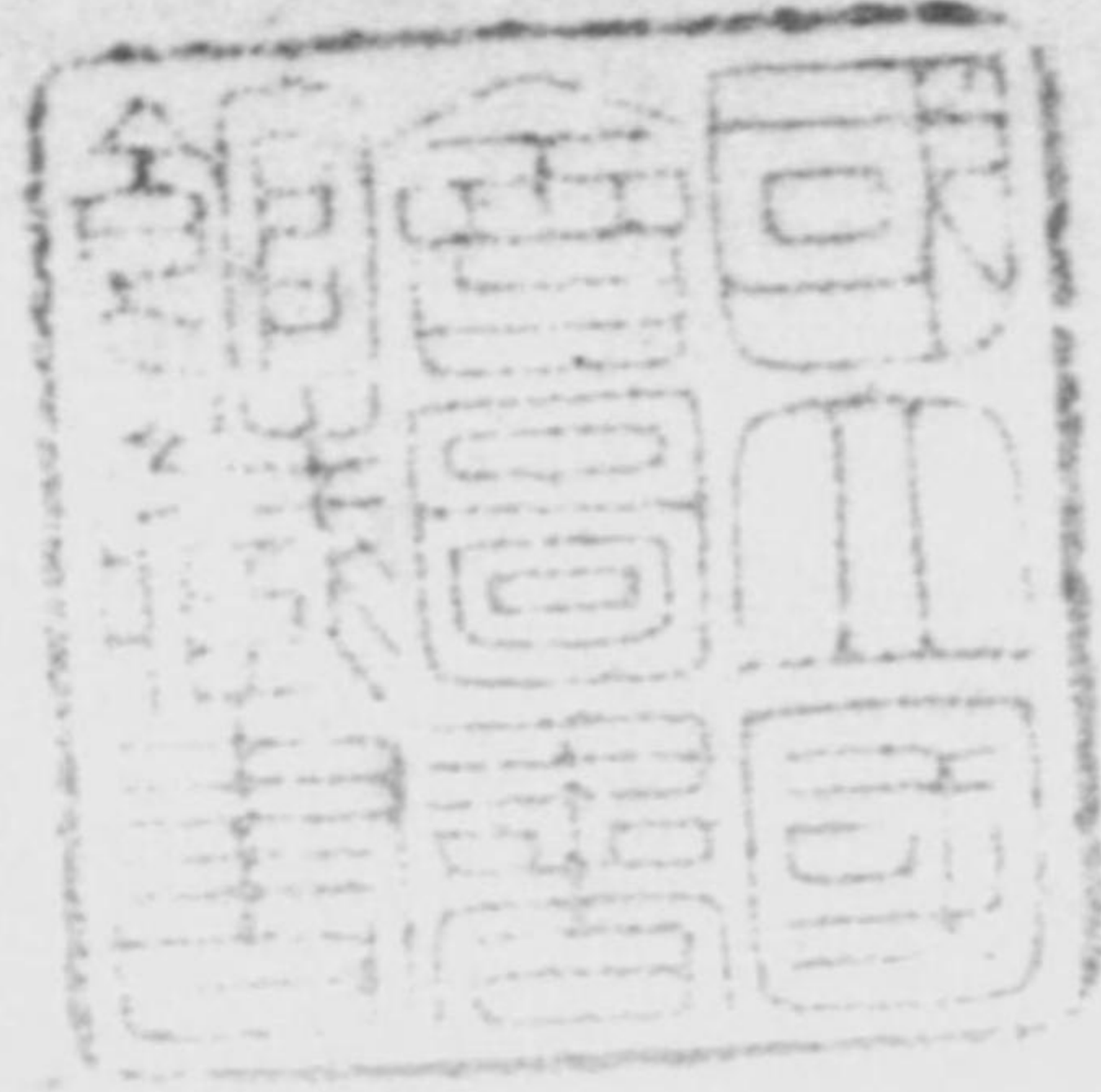
中華民國刑法刑事訴訟法

司法省調查課・訳編

司法省調查課

1935

ACG



326.92

S:298t



418879

本號には本年一月一日公布同七月一日施行に係る中華民國の刑法典並刑事訴訟法典の邦譯を併せ  
收めた。兩者共法學博士小野清一郎氏に委囑し出來上つたものである。因に前者は蔡樞衡氏、後者は  
團藤重光氏の協力を受けたものの由である。  
茲に筆寫に代へ排印する。

昭和十年十月

司法大臣官房調査課

國語大百官氣圖查縣

民國十年十月

茲訂定刑罰法例之編纂事宜... 國語大百官氣圖查縣... 民國十年十月...

418879

### 中華民國刑法目次

第一編	總則	一
第一章	法例	一
第二章	刑事責任	四
第三章	未遂犯	六
第四章	共犯	七
第五章	刑	七
第六章	累犯	二
第七章	數罪併罰	三
第八章	刑の酌科及び加減	三
第九章	刑の執行猶豫	六
第十章	假釋放	七
第十一章	時效	八
第十二章	保安處分	〇
第二編	分則	一

第一章 内亂の罪 ..... 三

第二章 外患の罪 ..... 三

第三章 國交を妨害する罪 ..... 三

第四章 瀆職の罪 ..... 三

第五章 公務を妨害する罪 ..... 三

第六章 投票を妨害する罪 ..... 三

第七章 秩序を妨害する罪 ..... 三

第八章 脱逃の罪 ..... 三

第九章 犯人藏匿及び證據湮滅の罪 ..... 三

第十章 偽證及び誣告の罪 ..... 三

第十一章 公共危險の罪 ..... 三

第十二章 貨幣偽造の罪 ..... 三

第十三章 有價證券偽造の罪 ..... 三

第十四章 度量衡偽造の罪 ..... 三

第十五章 文書及び印章偽造の罪 ..... 三

第十六章 風化を妨害する罪 ..... 三

第十七章 婚姻及び家庭を妨害する罪 ..... 三

第十八章 祀典冒瀆及び墳墓屍體侵害の罪 ..... 三

第十九章 農工商を妨害する罪 ..... 三

第二十章 阿片の罪 ..... 三

第二十一章 賭博の罪 ..... 三

第二十二章 殺人の罪 ..... 三

第二十三章 傷害の罪 ..... 三

第二十四章 墮胎の罪 ..... 三

第二十五章 遺棄の罪 ..... 三

第二十六章 自由を妨害する罪 ..... 三

第二十七章 名譽及び信用を妨害する罪 ..... 三

第二十八章 祕密を妨害する罪 ..... 三

第二十九章 竊盜の罪 ..... 三

第三十章 掠奪、強盜及び海賊の罪 ..... 三

第三十一章 横領の罪 ..... 三

第三十二章 詐欺、背信及び高利の罪 ..... 三

中華民國刑事訴訟法目次

第一編 總 則 ..... 一

第一章 法 三例 ..... 一

第二章 法院の管轄 ..... 三

第三章 法院職員の廻避 ..... 六

第四章 辯護人、輔佐人及び代理人 ..... 六

第五章 文 書 ..... 七

第六章 送 達 ..... 七

第七章 期日及び期間 ..... 九

第八章 被告の召喚及び勾引 ..... 九

第九章 被告の訊問 ..... 一〇

第十章 被告の勾留 ..... 一〇

第十一章 搜索及び押收 ..... 一〇

第十二章 檢 證 ..... 一一

第十三章 人 證 ..... 一一

第三十三章 恐嚇及び擄人勒贖の罪 ..... 六

第三十四章 贓物の罪 ..... 六

第三十五章 毀棄損壞の罪 ..... 六

第三十六章 竊盜の罪 ..... 六

第三十七章 竊盜の未遂 ..... 六

第三十八章 竊盜の既遂 ..... 六

第三十九章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第四十章 竊盜の教唆 ..... 六

第四十一章 竊盜の幫助 ..... 六

第四十二章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第四十三章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第四十四章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第四十五章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第四十六章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第四十七章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第四十八章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第四十九章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第五十章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第五十一章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第五十二章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第五十三章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第五十四章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第五十五章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第五十六章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第五十七章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第五十八章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第五十九章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第六十章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第六十一章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第六十二章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第六十三章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第六十四章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第六十五章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第六十六章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第六十七章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第六十八章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第六十九章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第七十章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第七十一章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第七十二章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第七十三章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第七十四章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第七十五章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第七十六章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第七十七章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第七十八章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第七十九章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第八十章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第八十一章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第八十二章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第八十三章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第八十四章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第八十五章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第八十六章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第八十七章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第八十八章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第八十九章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第九十章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第九十一章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第九十二章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第九十三章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第九十四章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第九十五章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第九十六章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第九十七章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第九十八章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第九十九章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第一百章 竊盜の共同正犯 ..... 六

第十四章 鑑定及び通譯……………三

第十五章 裁 判……………三

第二編 第一審……………三

第一章 公 訴……………三

第一節 搜 査……………三

第二節 起 訴……………三

第三節 審 判……………三

第二章 自 訴……………三

第三編 上 訴……………三

第一章 通 則……………三

第二章 第二審……………三

第三章 第三審……………三

第四編 抗 告……………三

第五編 再 審……………三

第六編 非常上訴……………三

第七編 簡易手續……………三

第八編 執 行……………三

第九編 附帶民事訴訟……………三

目 次 終

第一章 總則

第一條 行爲の處罰は行爲の時の法律に明文の規定ある場合に限る

第二條 行爲後法律に変更ありたるときは裁判の時の法律を適用す。但し裁判前の法律が行爲者に有利なるときは最も行爲者に有利なる法律を適用す

第三條 本法は中華民國の領域内に於て罪を犯したる者に之を適用す。中華民國の領域外に在る中華

司法資料  
第二百二號  
中華民國刑法・刑事訴訟法

中華民國刑法

中華民國二十四年一月一日公布  
同年七月一日施行

第一編 總則

第一章 法例

第一條 行爲の處罰は行爲の時の法律に明文の規定ある場合に限る

第二條 行爲後法律に変更ありたるときは裁判の時の法律を適用す。但し裁判前の法律が行爲者に有利なるときは最も行爲者に有利なる法律を適用す

保安處分は裁判の時の法律を適用す

處罰の裁判確定したる後未だ執行せず又は未だ執行完了せざるに法律に変更ありて其の行爲を處罰せざるに至りたるときは其の刑の執行を免除す

第三條 本法は中華民國の領域内に於て罪を犯したる者に之を適用す。中華民國の領域外に在る中華

第四條 中華民國の艦船又は航空機内に於て罪を犯したる者は中華民國の領域内に於て罪を犯したるを以て論ずるものとす

第五條 本法は中華民國の領域外に於て左に掲げたる罪を犯したる者に之を適用す

一 内亂の罪

二 外患の罪

三 貨幣偽造の罪

四 第二百一一條及び第二百二條の有價證券偽造の罪

五 第二百一一條第二百十四條第二百十六條及び第二百十八條の文書印章偽造の罪

六 第二百九十六條の自由を妨害する罪

七 第三百三十三條及び第三百三十四條の海賊の罪

第六條 本法は中華民國の領域外に於て左に掲げたる罪を犯したる中華民國の公務員に之を適用す

一 第二百一一條乃至第二百二十三條第二百二十五條第二百二十六條第二百二十九條第三百一一條第三百

三十二條及び第三百三十四條の瀆職の罪

二 第二百六十一條の脱逃の罪

三 第二百十三條の文書偽造の罪

四 第三百三十六條第一項の横領の罪

第七條 本法は中華民國の領域外に於て前二條以外の罪を犯したる中華民國人民にして其の最も輕き本刑が三年以上の有期徒刑なる者に之を適用す。但し犯罪地の法律が之を罰せざるときは此の

限に在らざる

第八條 前條の規定は中華民國の領域外に於て中華民國人民に對し罪を犯したる外國人に之を準用す

第九條 同一行為外國に於て確定裁判を経たるときと雖も仍ほ本法に依り處斷することを得。但し

既に外國に於て言渡されたる刑の全部又は一部の執行を受けたるときは其の刑の全部又は一部の

執行を免除することを得

第十條 以上以下以内と稱するは本數又は本刑を合せて計算す

公務員と稱するは法律に依り公務に従事する人員を謂ふ

公文書と稱するは公務員の職務上作成したる文書を謂ふ

重傷と稱するは左に掲げたる傷害を謂ふ

一 片眼又は雙眼の視力の毀敗

二 片耳又は雙耳の聽力の毀敗

三 語能、味能、又は嗅能の毀敗

四 一肢以上の機能の毀敗



五 生殖機能の毀敗

六 其の他身體又は健康に於ける重大なる不治又は難治の傷害

第十一條 本法の總則は他の法令に於て刑罰の規定あるものに亦之を適用す。但し其の法令に特別の規定あるときは此の限に在らず

### 第二章 刑事責任

第十二條 行爲は故意又は過失に出でたるに非ざれば之を罰せず

過失行爲の處罰は特別の規定ある場合に限る

第十三條 行爲者が犯罪を構成する事實を明知し且つ之を發生せしめんとする意思を有したるとき

は故意とす

行爲者が犯罪を構成する事實の發生を豫見し且つ其の發生が其の本意に違背せざるときは故意を以て論ず

第十四條 行爲者が故意に非すと雖も其の情況に照し注意すべく且つ注意し得たるに拘らず注意せざりしときは過失とす

行爲者が犯罪を構成する事實の發生の可能なることを豫見したるも其の發生せざることを確信したるときは過失を以て論ず

第十五條 一定の結果の發生に付き法律上防止の義務あり且つ防止し得たるに拘らず之を防止せざ

りし者は積極行爲に因り結果を發生せしめたる者に同じ

自己の行爲に依り一定の結果を發生する危険を生ぜしめたる者は其の發生を防止する義務を負ふ

第十六條 法律を知らざるに因り刑事責任を免除することを得ず。但し其の情狀に依り其の刑を減輕することを得。若し其の行爲が法律の許す所なることを信じて正當なる理由あるときは其の刑を免除することを得

第十七條 犯罪が一定の結果を發生するに因り其の刑を加重する規定ある場合に於て若し行爲者が

其の發生を豫見すること能はざりしときは之を適用せず

第十八條 十四歳に満たざる者の行爲は之を罰せず

十四歳以上十八歳未滿の者の行爲は其の刑を減輕することを得

八十歳に滿ちたる者の行爲は其の刑を減輕することを得

第十九條 心神喪失者の行爲は之を罰せず

精神耗弱者の行爲は其の刑を減輕することを得

第二十條 瘖啞者の行爲は其の刑を減輕することを得

第二十一條 法令に依る行爲は之を罰せず

所屬上級公務員の命令に依る職務上の行爲は之を罰せず。但し命令の違法なることを明知したる

ときは此の限に在らず

第二十二條 業務上の正當行為は之を罰せず

第二十三條 現在不法の侵害に對し自己又は他人の權利を防衛するに出でたる行為は之を罰せず。

但し防衛行為過當なりしときは其の刑を減輕又は免除することを得

第二十四條 自己又は他人の生命、身體、自由、財産の緊急なる危難を避くる爲己むことを得ざるに出でたる行為は之を罰せず。但し避難行為が過當なりしときは其の刑を減輕又は免除することを得。前項の自己の危難を避くる場合の規定は公務上又は業務上特別の義務ある者には之を適用せず

### 第三章 未遂犯

第二十五條 既に犯罪行為の實行に著手して之を遂げざる者は未遂犯とす

未遂犯の處罰は特別の規定ある場合に限る

第二十六條 未遂犯の處罰は既遂犯の刑に照して之を減輕することを得。但し其の行為が犯罪の結果を發生すること不能にして又危険なきものなるときは其の刑を減輕又は免除す

第二十七條 既に犯罪行為の實行に著手したるも自己の意思に因り中止し又は其の結果の發生を防止したる者は其の刑を減輕又は免除す

### 第四章 共犯

第二十八條 二人以上共同して犯罪の行為を實行したる者は皆正犯とす

第二十九條 他人を教唆して罪を犯さしめたる者は教唆犯とす

教唆犯は其の教唆したる罪に依りて之を處罰す

被教唆者が未だ罪を犯すに至らざりしときと雖も教唆犯は仍ほ未遂犯を以て論ず。但し其の教唆したる罪に付き未遂犯を處罰する規定ある場合に限る

第三十條 他人の犯罪を幫助したる者は從犯とす。他人が幫助の情を知らざりしときと雖も亦同じ。從犯の處罰は正犯の刑に照して之を減輕することを得

第三十一條 身分又は其の他特定の關係に因り成立すべき罪に付き之を共同實行し、教唆し又は幫助したる者は特定關係なしと雖も仍ほ共犯を以て論ず

身分又は其の他特定の關係に因り刑の輕重又は免除あるときは其の特定關係なき者には通常の刑を科す

### 第五章 刑

第三十二條 刑は分ちて主刑及び從刑と爲す

第三十三條 主刑の種類は左の如し

- 一 死刑
- 二 無期徒刑

三 有期徒刑 二月以上十五年以下とす。但し之を加減する場合に於ては減輕して二月未滿に至り加重して二十年に至ることを得

四 拘役 一日以上二月未滿とす。但し之を加重する場合に於ては四個月に至ることを得

五 罰金 一元以上とす

第三十四條 從刑の種類は左の如し

- 一 公權褫奪

二 沒收

第三十五條 主刑の輕重は第三十三條の規定する順序に依りて之を定む

同種の刑は最高度の長きもの又は多きものを重しとす。最高度等しきときは最低度の長きもの又は多きものを重しとす

前二項の規定を除く外刑の輕重は前二項の標準を參酌して之を定む。前二項の標準に依りて之を定むること能はざるときは犯罪の情狀に依りて之を定む

第三十六條 公權褫奪は左に掲げたる資格を褫奪す

一 公務員と爲る資格

二 公職の候選者たる資格

三 選舉權、罷免權、創制權及び複決權を行使する資格

第三十七條 死刑又は無期徒刑を宣告するときは終身の公權褫奪を宣告す

六月以上の有期徒刑を宣告したる場合於て犯罪の性質に依り公權褫奪を宣告する必要ありと認むるときは一年以上十年以下の公權褫奪を宣告す

公權褫奪は裁判の時併せて之を宣告す

第一項に依り公權褫奪を宣告したるときは裁判確定の時より效力を發生す。第二項に依り公權褫奪を宣告したるときは主刑の執行完了し又は赦免ありたる日より起算す

第三十八條 左に掲げたる物は之を沒收す

一 違禁物

二 犯罪の用に供し又は犯罪の豫備に供したる物

三 犯罪に因り得たる物

前項第一號の物は犯人に屬すると否とを問はず之を沒收す

第一項第二號及び第三號の物は犯人に屬する場合に限り之を沒收することを得。但し特別の規定あるときは其の規定に依る

第三十九條 其の刑を免除するとき仍ほ沒收を専科することを得

第四十條 沒收は裁判の時併せて之を宣告す。但し違禁物は單獨に沒收を宣告することを得

第四十一條 最重の本刑が三年以下の有期徒刑以下の刑なる罪を犯して六月以下の有期徒刑又は拘役の宣告を受け身體教育職業又は家庭の關係上刑の執行が著しく困難なるときは一元以上三元以下を以て一日に折算し罰金を易科することを得

第四十二條 罰金は裁判確定後二月以内に完納すべし。満期に至るも完納せざるときは強制執行を爲す。完納する財力なき者は勞役に易服せしむ

易服勞役は一元以上三元以下を以て一日に折算す。但し勞役期限は六個月を超ゆることを得ず

罰金の總額を折算して六個月の日數を超ゆるときは罰金の總額と六個月の日數とを比例して折算す

罰金を科する裁判は前二項の規定に依り一日に折算する金額を明記すべし

易服勞役一日に満たざる端數は之を算入せず

易服勞役の期間内に於て罰金を納めたるときは裁判の定めたる標準に依り其の納めたる金額を折算して勞役の日數より控除す

第四十三條 拘役又は罰金の宣告を受けたる者犯罪の動機が公益又は道義上に在りて著しく宥恕すべきものなるときは易ふるに訓誡を以てすることを得

第四十四條 罰金を易科し勞役に易服せしめ又は易ふるに訓誡を以てし其の執行を完了したるときは其の宣告を受けたる刑は既に執行せられたるものを以て論ず

第四十五條 刑期は裁判確定の日より起算す。裁判確定したりと雖も其の未だ拘禁を受けざりし日數は之を刑期内に算入せず

第四十六條 裁判確定前の勾留日數は一日を以て有期徒刑又は拘役の一日又は第四十二條第四項に依り裁判の定めたる罰金の數額に當つ

## 第六章 累 犯

第四十七條 有期徒刑の執行を受け終り又は無期徒刑若は有期徒刑の一部の執行を受けて赦免ありたる後五年以内に再び有期徒刑以上の罪を犯したる者は累犯と爲し本刑二分の一に至るまでを加重す

第四十八條 裁判確定後累犯たること發覺したるときは前條の規定に依り更に其の刑を定む。但し刑の執行完了し又は赦免ありたる後發覺したるときは此の限に在らず

第四十九條 累犯の規定は前の犯罪が軍法に依り又は外國の法院に於て裁判を受けたるものなるときは之を適用せず

## 第七章 數罪併罰

第五十條 裁判確定前に數罪を犯したるときは併合して之を處罰す

第五十一條 數罪を併罰するときは各別に其の罪に對する刑を宣告し左に掲げたる各號の規定に依り其の執行すべきものを定む

- 一 多數の死刑を宣告したるときは其の一を執行す
- 二 宣告したる最重の刑が死刑なるときは他の刑を執行せず。但し從刑は此の限に在らず
- 三 多數の無期徒刑を宣告したるときは其の一を執行す
- 四 宣告したる最重の刑が無期徒刑なるときは他の刑を執行せず。但し罰金及び從刑は此の限に在らず
- 五 多數の有期徒刑を宣告したるときは各刑中の最長期以上各刑を合併したる刑期以下に於て其の刑期を定む。但し二十年を超ゆることを得ず
- 六 多數の拘役を宣告したるときは前號の例に依り其の刑期を定む。但し四個月を超ゆることを得ず
- 七 多數の罰金を宣告したるときは各刑中の最多額以上各刑を合併したる金額以下に於て其の金額を定む
- 八 多數の公權褫奪を宣告したるときは其の中の最長期間之を執行す
- 九 多數の沒收を宣告したるときは併せて之を執行す
- 十 第五號乃至第九號に依り定めたる刑は併せて之を執行す

第五十二條 數罪を併罰するに付き裁判確定したる後未だ裁判を経ざる餘罪を發覺したるときは其の餘罪に就き處斷す

第五十三條 數罪を併罰するに付き二個以上の裁判ありたるときは第五十一條の規定に依り其の執行すべき刑を定む

第五十四條 數罪を併罰し既に處斷を経たるも若し各罪中赦免を受けたるものあるときは餘罪に付き仍ほ第五十一條の規定に依り其の執行すべき刑を定む。僅かに一罪を餘すときは其の宣告したる刑に依りて執行す

第五十五條 一行爲にして數罪名に觸れ又は一罪を犯す手段若は結果たる行爲にして他の罪名に觸るときは一の重きに従つて處斷す

第五十六條 連続したる數行爲にして同一の罪名に觸るときは一罪を以て論ず。但し其の刑の二分の一に至るまでを加重することを得

## 第八章 刑の酌科及び加減

第五十七條 科刑に際しては一切の情狀を斟酌し特に左に掲げたる事項に注意して科刑輕重の標準と爲すべし

一 犯罪の動機

二 犯罪の目的

三 犯罪の時受けたる刺戟

四 犯罪の手段

五 犯人の生活状況

六 犯人の品行

七 犯人の知識程度

八 犯人と被害者との平素の関係

九 犯罪より生じたる危険又は損害

十 犯罪後の態度

第五十八條 罰金を科する場合に於ては前條の規定に依る外併せて犯人の資力及び犯罪に因りて得たる利益を斟酌すべし。若し其の得たる利益が罰金の最多額を超ゆるときは其の得たる利益の範圍内に於て酌量加重することを得

第五十九條 犯罪の情狀憫恕すべき者は酌量して其の刑を減輕することを得

第六十條 法律に依り加重又は減輕すべき場合に於ても仍ほ前條の規定に依り酌量して其の刑を減輕することを得

第六十一條 左に掲げたる罪の一を犯し其の情狀輕微にして明かに憫恕すべく第五十九條の規定に依り其の刑を減輕するも仍ほ重きに過ぐる嫌ありと認むるときは其の刑を免除することを得

一 最重の本刑が三年以下の有期徒刑、拘役又は専科罰金なる罪を犯したるとき。但し第三百三十

二條第一項第四百四十三條第四百四十五條第四百八十六條第二百七十二條第三項及び第二百七十六條第一項の罪は此の限に在らず

二 第三百二十條の竊盜罪を犯したるとき

三 第三百三十五條の横領罪を犯したるとき

四 第三百三十九條の詐欺罪を犯したるとき

五 第三百四十九條第二項の贓物罪を犯したるとき

第六十二條 未だ發覺せざる罪に付き自首して裁判を受けたる者は其の刑を減輕す。但し特別の規定ある場合には其の規定に依る

第六十三條 十八歳に満たざる者又は八十歳に滿ちたる者罪を犯したるときは死刑又は無期徒刑に處することを得ず。本刑が死刑又は無期徒刑なるときは其の刑を減輕す

十八歳に満たざる者第二百七十二條第一項の罪を犯したるときは前項の規定を適用せず

第六十四條 死刑は加重することを得ず

死刑を減輕するときは無期徒刑又は十五年以下十二年以上の有期徒刑とす

第六十五條 無期徒刑は之を加重することを得ず  
無期徒刑を減輕するときは七年以上の有期徒刑とす

第六十六條 有期徒刑、拘役又は罰金を減輕するときは其の刑の二分の一に至るまでを減輕す。但し同時に其の刑を免除する規定あるときは其の刑の三分の二に至るまでを減輕することを得

第六十七條 有期徒刑を加減するときは其の最高度と最低度とを共に加減す

第六十八條 拘役又は罰金を加減するときは其の最高度のみを加減す

第六十九條 二種以上の主刑あるときは之を加減する時併せて之を加減す

第七十條 二種以上の刑の加重又は減輕あるときは遞加又は遞減す

第七十一條 刑に加重及び減輕あるときは先づ加重し後減輕す

七十二條 二種以上の減輕あるときは先づ其の少き數に依り減輕す

七十二條 刑の加重減輕に因り一日に満たざる時間又は一元に満たざる金額を生じたるときは之を計算せず

第七十三條 其の刑を酌量減輕するときは其の刑を減輕するの規定を準用す

### 第九章 刑の執行猶豫

第七十四條 二年以下の有期徒刑、拘役又は罰金の宣告を受け左に掲げたる事由の一ありて暫く執行を爲さざることとを適當と認むるときは一年以上五年以下の刑の執行猶豫を宣告することを得。其

の期間は裁判確定の日より起算す

一 未だ曾て有期徒刑以上の刑の宣告を受けざる者

二 前に有期徒刑以上の刑の宣告を受けたるも其の執行完了し又は赦免ありたる後五年以内未だ曾て有期徒刑以上の刑の宣告を受けざる者

第七十五條 刑の執行猶豫の宣告を受けたる者左に掲げたる事由の一あるときは其の宣告を取消す

一 刑の執行猶豫期間内に罪を犯し有期徒刑以上の刑の宣告を受けたるとき

二 刑の執行猶豫前に他の罪を犯し刑の執行猶豫期間内に於て有期徒刑以上の刑の宣告を受けたるとき

過失に因り罪を犯したるときは前項の規定を適用せず

第七十六條 刑の執行猶豫の期間満了したるも執行猶豫の宣告の取消なきときは其の刑の宣告は其の效力を失ふ

### 第十章 假釋放

第七十七條 徒刑の執行を受け改悛の實證あるときは無期徒刑に付ては十年、有期徒刑に付ては其の二分の一を経過したる後監獄長官より司法行政最高官署に呈請し假釋出獄を許すことを得。但し有期徒刑の執行が未だ一年に満たざるときは此の限に在らず

前項の執行期間は第四十六條の事由あるときは殘餘の刑期を以て計算す

第七十八條 假釋放中に更に罪を犯し有期徒刑以上の刑の宣告を受けたる者は其の假釋放を取消す  
過失に依り罪を犯したるときは前項の規定を適用せず

假釋放を取消したるときは其の出獄中の日數は刑期に算入せず

第七十九條 無期徒刑にありては假釋放後十年有期徒刑にありては殘餘の刑期内に假釋放を取消されざりしときは其の未だ執行を受けざる刑は既に執行したるを以て論ず

假釋放中他の罪に因り刑の執行を受けたるときは其の執行の期間は假釋放の期間内に算入せず

### 第十一章 時 效

第八十條 訴追權は左に掲げたる期間内行使せざるに因りて消滅す

- 一 死刑、無期徒刑又は十年以上の有期徒刑は二十年
- 二 三年以上十年未満の有期徒刑は十年
- 三 一年以上三年未満の有期徒刑は五年
- 四 一年未満の有期徒刑は三年
- 五 拘役又は罰金は一年

前項の期間は犯罪成立の日より之を起算す。但し犯罪行為が連続又は繼續の狀態に在りたるとき

は行為終了の日より起算す

第八十一條 訴追權の時効期間は本刑の最高度に依りて計算す。二種以上の主刑あるときは最も重き主刑又は最も重き主刑の最高度に依りて計算す

第八十二條 本刑を加重又は減輕すべき場合に於ても訴追權の時効期間は仍ほ本刑に依りて之を計算す

第八十三條 訴追權の時効は法律の規定に依り捜査、豫審、起訴又は審判の手續を開始又は繼續すること能はざる時は其の進行を停止す

前項の時効の停止ありたるときは停止原因消滅の日より起算し停止前既に經過したる期間と併せて計算す

停止原因の繼續して存在する期間が第八十條第一項各號の定むる期間の四分の一に達したるときは其の停止原因は消滅したるものと看做す

第八十四條 行刑權の時効は左に掲げたる期間内行使せざるに因りて消滅す

- 一 死刑、無期徒刑又は十年以上の有期徒刑は三十年
- 二 三年以上十年未満の有期徒刑は十五年
- 三 一年以上三年未満の有期徒刑は七年
- 四 一年未満の有期徒刑は五年



五 拘役罰金又は専科の没收は三年

前項の期間は裁判確定の日より起算す

第八十五條 行刑權の時効は法律の規定に依り執行を開始又は繼續すること能はざる時は其の進行を停止す

前項の時効の停止ありたるときは停止原因消滅の日より起算し停止前既に經過したる期間と併せて計算す

停止原因の繼續して存在する期間が第八十四條第一項各號の定むる期間の四分の一に達したるときは其の停止原因は消滅したるものと看做す

## 第十二章 保安處分

第八十六條 十四歳に満たざるに因り罰せざる者は感化教育所に入所せしめ感化教育を施すことを得

十八歳に満たざるに因り其の刑を減輕したる者は其の刑の執行完了し又は赦免ありたる後感化教育所に入所せしめ感化教育を施すことを得。但し三年以下の有期徒刑、拘役又は罰金を宣告せられたる者は刑の執行に先ちて之を爲すことを得

感化教育の期間は三年以下とす

第二項但書の場合に於て感化教育の執行に依り刑の執行の必要なしと認むるときは其の刑の執行を免除することを得

第八十七條 心神喪失に因り罰せざる者は相當の場所に入所せしめ監護を施すことを得

精神耗弱又は瘖啞に因り其の刑を減輕したる者は其の刑の執行完了し又は赦免ありたる後相當の場所に入所せしめ監護を施すことを得

前二項の處分の期間は三年以下とす

第八十八條 阿片を吸食し「モルヒネ」を注射し又は「コカイン」「ヘロイン」若は其の化合物を使用する罪を犯したる者は相當の場所に入所せしめ禁戒を施すことを得

前項の處分は刑の執行前に於て之を爲す。其の期間は六個月以下とす

禁戒處分の執行に依り法院刑の執行の必要なしと認むるときは其の刑の執行を免除することを得

第八十九條 酩酊に因り罪を犯したる者は刑の執行完了し又は赦免ありたる後相當の場所に入所せしめ禁戒を施すことを得

前項の處分の期間は三個月以下とす

第九十條 犯罪の習慣を有し、犯罪を以て常業とし又は遊蕩若は懶惰に因り習を成して罪を犯したる者は刑の執行完了し又は赦免ありたる後勞働場に入所せしめ勞働を強制することを得

前項の處分の期間は三年以下とす

第九十一條 第二百八十五條の罪を犯したる者は相當の場所に入所せしめ治療を強制することを得

前項の處分は刑の執行前之を爲す。其の期間は全治に至る迄とす

第九十二條 第八十六條乃至第九十條の處分は其の情狀に依り保護觀察を以て之に代ふることを得

前項の保護觀察期間は三年以下とす。其の効果を收むること能はざるときは隨時之を取消し仍ほ原處分を執行す

第九十三條 刑の執行猶豫の宣告を受けたる者は其の執行猶豫の期間内保護觀察に付することを得。假釋放に因り出獄したる者は其の假釋放中保護觀察に付す

前二項の場合に於て保護觀察規則に違反し其の情狀重大なるときは刑の執行猶豫の宣告又は假釋放處分を取消すことを得

第九十四條 保護觀察は警察官署、自治團體、慈善團體本人の最近の親屬又は其の他適當なる者に引渡して之を行ふ

第九十五條 外國人有期徒刑以上の刑の宣告を受けたるときは刑の執行完了し又は赦免ありたる後之を國境外に放逐することを得

第九十六條 保安處分は裁判の時併せて之を宣告す。但し假釋放に因り又は刑の赦免後に於て保安處分に付するときは此の限に在らず

第九十七條 第八十六條乃至第九十條及び第九十二條の規定に依り宣告したる保安處分の期間終了

前繼續執行の必要なしと認むるときは法院は其の處分の執行を免除することを得。若し延長の必要ありと認むるときは法院は法定期間の範圍内に於て酌量して之を延長することを得

第九十八條 第八十六條、第八十七條、第八十九條及び第九十條の規定に依り宣告したる保安處分は刑の執行完了し又は赦免ありたる後執行の必要なしと認むるときは法院は其の處分の執行を免除することを得

第九十九條 第八十八條乃至第九十一條の保安處分は之を執行すべき日より三年を經過し未だ執行せざるときは法院の許可あるに非ざれば之を執行することを得ず

## 第二編 分則

### 第一章 内亂の罪

第一百條 國體を破壊し、國土を竊據し又は不法の手段を以て國憲を變更し若は政府を顛覆せんことを意圖して實行に着手したる者は七年以上の有期徒刑に處し首謀者は無期徒刑に處す

前項の罪を犯さんことを豫備又は陰謀したる者は六月以上五年以下の有期徒刑に處す

第一百一條 暴動を以て前條第一項の罪を犯したる者は無期徒刑又は七年以上の有期徒刑に處し首謀者は死刑又は無期徒刑に處す

前項の罪を犯さんことを豫備又は陰謀したる者は一年以上七年以下の有期徒刑に處す

第二百二條 前條第二項又は第一百一條第二項の罪を犯して自首したる者は其の刑を減輕又は免除す

### 第二章 外患の罪

第二百三條 外國又は其の派遣者と通謀して該國又は他の國をして中華民國に對し戰端を開かしめんことを意圖したる者は死刑又は無期徒刑に處す

前項の未遂犯は之を罰す

第一項の罪を犯さんことを豫備又は陰謀したる者は三年以上十年以下の有期徒刑に處す

第二百四條 外國又は其の派遣者と通謀して中華民國の領域をして該國又は他の國に屬せしめんことを意圖したる者は死刑又は無期徒刑に處す

前項の未遂犯は之を罰す

第一項の罪を犯さんことを豫備又は陰謀したる者は三年以上十年以下の有期徒刑に處す

第二百五條 中華民國人民にして敵軍に在りて執役し又は敵國に與して中華民國又は其の同盟國に抗敵したる者は死刑又は無期徒刑に處す

前項の未遂犯は之を罰す

第一項の罪を犯さんことを豫備又は陰謀したる者は三年以上十年以下の有期徒刑に處す

第二百六條 外國と開戦し又は將に開戦せんとする時期に於て軍事上の利益を以て敵國に供し又は軍事上の不利益を以て中華民國又は其の同盟國を害したる者は無期徒刑又は七年以上の有期徒刑に處す

前項の未遂犯は之を罰す

第一項の罪を犯さんことを豫備又は陰謀したる者は五年以下の有期徒刑に處す

第二百七條 前條第一項の罪を犯して左に掲げたる事由の一ある者は死刑又は無期徒刑に處す

- 一 軍隊を敵國に交付し又は要塞、軍港、軍營、軍用艦船、航空機、其他軍用の場所、建築物、中華民國の軍用に供する兵器、彈藥、金穀、其他軍需品若は橋梁、鐵道、車輛、電線、電機、電局、其他運輸に供する器物を敵國に交付し又は破壊し若は使用に堪へざらしめたるとき

- 二 敵國に代りて軍隊を招募し又は軍人を煽惑して降敵せしめたるとき

- 三 軍人を煽惑して職務を執行せしめず、紀律を守らしめず又は逃叛せしめたるとき

- 四 要塞、軍港、軍營、軍用艦船、航空機、其他軍用の場所、建築物又は軍略に關する秘密の文書、圖書、消息若は物品を敵國に漏洩又は交付したるとき

- 五 敵國の間諜を爲し又は敵國の間諜を幫助したるとき

前項の未遂犯は之を罰す

第一項の罪を犯さんことを豫備又は陰謀したる者は三年以上十年以下の有期徒刑に處す

第八八條 外國と開戦し又は開戦せんとする時期に於て軍需品供給の契約を履行せず又は契約に照して履行せざる者は一年以上七年以下の有期徒刑に處し五千元以下の罰金を併科することを得過失に因り前項の罪を犯したる者は二年以下の有期徒刑、拘役又は千元以下の罰金に處す

第八九條 中華民國の國防上祕密にすべき文書、圖書、消息又は物品を漏洩又は交付したる者は一年以上七年以下の有期徒刑に處す

前項の文書、圖書、消息又は物品を外國政府又は其の派遣者に漏洩又は交付したる者は三年以上十年以下の有期徒刑に處す

前二項の未遂犯は之を罰す

第一項又は第二項の罪を犯さんことを豫備又は陰謀したる者は二年以下の有期徒刑に處す

第九十條 公務員が其の職務上知悉又は所持する前條第一項の文書、圖書、消息又は物品を過失に因り漏洩又は交付したる者は二年以下の有期徒刑、拘役又は千元以下の罰金に處す

第九十一條 第九九條第一項の文書、圖書、消息又は物品を刺探又は収集したる者は五年以下の有期徒刑に處す

前項の未遂犯は之を罰す

第一項の罪を犯さんことを豫備又は陰謀したる者は一年以下の有期徒刑に處す

第九十二條 第九九條第一項の文書、圖書、消息又は物品を刺探又は収集せんことを意圖し許可なくし

て要塞、軍港、軍艦、其の他軍用の場所、建築物に入り又は其の内に滞留したる者は一年以下の有期徒刑に處す

第九十三條 政府の許可を受くべき事項に付き政府の許可を受けずして私に外國政府又は其の派遣者と約定を爲したる者は無期徒刑又は七年以上の有期徒刑に處す

第九十四條 政府の委任を受け外國政府に對する事務を處理する者其の委任に違背し中華民國に損害を生ぜしめたるときは無期徒刑又は七年以上の有期徒刑に處す

第九十五條 中華民國の外國に對して享有する權利を證明すべき文書、圖書、其の他の證據を偽造、變造、毀棄又は隠匿したる者は五年以上十二年以下の有期徒刑に處す

### 第三章 國交を妨害する罪

第九十六條 中華民國の友邦元首又は中華民國に派遣せられたる外國の代表者に對し故意に傷害の罪、自由を妨害する罪又は名譽を妨害する罪を犯したる者は其の刑の三分の一に至るまでを加重することを得

第九十七條 外國交戰の際政府の局外中立の命令に違背したる者は一年以下の有期徒刑、拘役又は三千元以下の罰金に處す

第九十八條 外國を侮辱せんことを意圖して公然外國の國旗又は國章を損壞、除去又は汚辱したる者

は一年以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す  
第百十九條 第百十六條の名譽を妨害する罪及び第百十八條の罪は外國政府の請求を待て論ず

### 第四章 瀆職の罪

第百二十條 公務員其の盡すべき責任を盡さずして守地を委棄したるときは死刑、無期徒刑又は十年以上の有期徒刑に處す

第百二十一條 公務員又は仲裁人職務上の行爲に關して賄賂其の他不正の利益を要求、約束又は收受したるときは七年以下の有期徒刑に處し五千元以下の罰金を併科することを得  
前項の罪を犯したる者の收受したる賄賂は之を沒收す。若し全部又は一部沒收すること能はざるときは其の價額を追徴す

第百二十二條 公務員又は仲裁人職務に違背する行爲に關して賄賂其の他不正の利益を要求、約束又は收受したるときは三年以上十年以下の有期徒刑に處し七千元以下の罰金を併科することを得  
因て職務に違背する行爲を爲したるときは無期徒刑又は五年以上の有期徒刑に處し一萬元以下の罰金を併科することを得

公務員又は仲裁人に對し職務に違背する行爲に關して賄賂其の他不正の利益を提供、約束又は交付したる者は三年以下の有期徒刑に處し三千元以下の罰金を併科することを得。但し自首したる者

は其の刑を減輕又は免除す。捜査又は審判中自白したる者は其の刑を減輕することを得  
第一項又は第二項の罪を犯したる者の收受したる賄賂は之を沒收す。若し全部又は一部沒收すること能はざるときは其の價額を追徴す

第百二十三條 未だ公務員又は仲裁人たらざる時豫め職務上の行爲を以て賄賂其の他不正の利益を要求、約束又は收受し公務員又は仲裁人と爲りたる後履行したる者は公務員又は仲裁人が賄賂其の他不正の利益を要求、約束又は收受したるを以て論ず

第百二十四條 審判の職務を有する公務員又は仲裁人枉法の裁判又は仲裁を爲したるときは一年以上七年以下の有期徒刑に處す

第百二十五條 犯罪を訴追又は處罰する職務を有する公務員左に掲げたる行爲の一を爲したるときは一年以上七年以下の有期徒刑に處す

- 一 職權を濫用して逮捕又は監禁を爲したるとき
  - 二 供述を獲んことを意圖して暴行、脅迫を爲したるとき
  - 三 無罪の者なることを明知して訴追又は處罰を受けしめ又は有罪の者なることを明知して故なく訴追又は處罰を受けざらしめしめたるとき
- 因て人を死に致したるときは無期徒刑又は七年以上の有期徒刑に處し重傷に致したるときは三年以上十年以下の有期徒刑に處す

第二百二十六條 犯人を管收、移送又は拘禁する職務を有する公務員犯人を凌虐したるときは一年以上七年以下の有期徒刑に處す  
 因て人を死に致したるときは無期徒刑又は七年以上の有期徒刑に處し、重傷に致したるときは三年以上十年以下の有期徒刑に處す

第二百二十七條 刑罰を執行する職務を有する公務員違法に刑罰を執行し又は之を執行せざるときは五年以下の有期徒刑に處す

過失に因りて執行すべからざる刑罰を執行したる者は一年以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す

第二百二十八條 公務員訴訟事件に付き受理すべからざるものなることを明知して受理したるときは三年以下の有期徒刑に處す

第二百二十九條 公務員租税又は其の他の收入に付き徴收すべからざるものなることを明知して徴收したるときは一年以上七年以下の有期徒刑に處し、七千元以下の罰金を併科することを得  
 公務員職務上發給すべき金額、物品に付き發給すべきものなることを明知して抑留し又は削減したるとき亦同じ

前二項の未遂犯は之を罰す

第二百三十條 公務員職務を弛廢し災害を醸成したるときは三年以上十年以下の有期徒刑に處す

第二百三十一條 公務員其の主管又は監督する事務に於て直接又は間接に利を圖りたるときは一年以上七年以下の有期徒刑に處し、七千元以下の罰金を併科することを得

前項の罪を犯したる者の得たる利益は之を沒收す。若し全部又は一部沒收すること能はざるときは其の價額を追徴す

第二百三十二條 公務員中華民國の國防以外の祕密にすべき文書、圖畫、消息又は物品を漏洩又は交付したるときは三年以下の有期徒刑に處す

過失に因り前項の罪を犯したる者は一年以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す

公務員に非ざる者職務又は業務に因り第一項の文書、圖畫、消息又は物品を知悉又は所持し之を漏洩又は交付したるときは一年以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す

第二百三十三條 郵便又は電信機關に於て職務を執行する公務員投寄せられたる郵便物又は電報を開披又は隠匿したるときは三年以下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處す

第二百三十四條 公務員職務上の權力、機會又は手段を藉り故意に本章以外の各罪を犯したるときは其の刑の二分の一に至るまでを加重す。但し公務員の身分に因り特別に其の刑を規定したるときは此の限に在らず

## 第五章 公務を妨害する罪

第三百三十五條 公務員法に依り職務を執行する時に於て暴行、脅迫を加へたる者は三年以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す

公務員をして一定の職務を執行せしめ又は其の法に依り一定の職務を執行することを妨害し又は公務員をして辭職せしめんことを意圖して暴行、脅迫を加へたる者亦同じ

前二項の罪を犯し因て公務員を死に致したる者は無期徒刑又は七年以上の有期徒刑に處し重傷に致したる者は三年以上十年以下の有期徒刑に處す

第三百三十六條 公然衆を聚めて前條の罪を犯したるときは現場に在りて勢を助けたる者は一年以上の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處し暴行、脅迫を首謀し又は下手實行したる者は一年以上七年以下の有期徒刑に處す

因て公務員を死又は重傷に致したるときは暴行、脅迫を首謀したる者及び下手實行したる者は前條第三項の規定に依り處斷す

第三百三十七條 考試法に依り施行せらるる試験に於て詐術其の他不法の手段を以て不正確の結果を發生せしめたる者は一年以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す  
前項の未遂犯は之を罰す

第三百三十八條 公務員の職務上管理し又は第三者に委託して管理せしむる文書、圖畫又は物品を毀棄、損壞、隠匿し又は使用に堪へざらしめたる者は五年以下の有期徒刑に處す

第三百三十九條 公務員の施したる封印又は差押の標示を損壞、除去、汚穢し又は其の效力に違背する行為を爲したる者は一年以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す

第三百四十條 公務員法に依り職務を執行する時現場に於て侮辱し又は其の法に依り執行する職務に對し公然侮辱したる者は六月以下の有期徒刑、拘役又は百元以下の罰金に處す  
公署に對し公然侮辱したる者亦同じ

第三百四十一條 公務員又は公署を侮辱せんことを意圖して公衆の場所に貼付したる告文を損壞、除去又は汚穢したる者は拘役又は百元以下の罰金に處す

### 第六章 投票を妨害する罪

第三百四十二條 暴行、脅迫其の他不法の手段を以て他人が自由に法定の政治上の選舉權又は其の他の投票權を行使することを妨害したる者は五年以下の有期徒刑に處す  
前項の未遂犯は之を罰す

第三百四十三條 投票權を有する者賄賂其の他不正の利益を要求、約束又は收受して其の投票權を行使せざること又は一定の行使を爲すべきことを許諾したるときは三年以下の有期徒刑に處し五千元以下の罰金を併科することを得  
前項の罪を犯したる者の收受したる賄賂は之を沒收す。若し全部又は一部沒收すること能はざる

ときは其の價額を追徴す

第四百四十四條 投票權を有する者に對し賄賂其の他不正の利益を提供、約束又は交付して選舉權を行使せざること又は一定の行使を爲すべきことを約束したる者は五年以下の有期徒刑に處し七千元以下の罰金を併科することを得

第四百四十五條 生活上の利害を以て投票權者を誘惑し其の投票權を行使せしめず又は一定の行使を爲さしめたる者は三年以下の有期徒刑に處す

第四百四十六條 詐術其の他不法の手段を以て投票をして不正確の結果を發生せしめ又は投票の結果を變造したる者は五年以下の有期徒刑に處す

前項の未遂犯は之を罰す

第四百四十七條 投票を妨害又は擾亂したる者は二年以下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處す

第四百四十八條 無記名の投票に於て記載の内容を刺探したる者は三百元以下の罰金に處す

## 第七章 秩序を妨害する罪

第四百四十九條 公然衆を聚め暴行、脅迫を爲さんことを意圖して既に管轄公務員より解散の命令を受くること三回以上に及ぶも解散せざるときは現場に在りて勢を助けたる者は六月以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處し首謀者は三年以下の有期徒刑に處す

第四百五十條 公然衆を聚め暴行、脅迫を爲したるときは現場に在りて勢を助けたる者は一年以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處し暴行、脅迫を首謀し又は下手實行したる者は六月以上五年以下の有期徒刑に處す

第四百五十一條 生命、身體、財産に害を加ふべきことを以て公衆を恐嚇し公安に危害を生ぜしめたる者は二年以下の有期徒刑に處す

第四百五十二條 暴行、脅迫又は詐術を以て合法の集合を阻止又は擾亂したる者は二年以下の有期徒刑に處す

第四百五十三條 文字、圖畫、演說其の他の方法を以て公然左に掲げたる行爲の一を爲したる者は二年以下の有期徒刑、拘役又は千元以下の罰金に處す

一 他人が罪を犯さんことを煽惑したるとき

二 他人が法令に違背し又は合法の命令を抗拒せんことを煽惑したるとき

第四百五十四條 犯罪を目的とする結社に參與したる者は三年以下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處し首謀者は一年以上七年以下の有期徒刑に處す

前項の罪を犯して自首したる者は其の刑を減輕又は免除す

第四百五十五條 軍人が職務を執行せず紀律を守らず又は逃叛せんことを煽惑したる者は六月以上五年以下の有期徒刑に處す



第五十七條 漁利を意圖して他人の訴訟を挑唆し又は之を引受けたる者は一年以下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處す

前項の罪を犯すことを常業としたる者は三年以下の有期徒刑に處し二千元以下の罰金を併科することを得

第五十八條 公務員の資格を冒して其の職權を行使したる者は三年以下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處す

外國公務員の資格を冒して其の職權を行使したる者亦同じ

第五十九條 公然民國公務員の服飾、徽章又は官位を冒用したる者は五百元以下の罰金に處す

第六十條 中華民國を侮辱せんことを意圖して公然中華民國の國旗又は國章を損壞、除去又は汚辱したる者は一年以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す

中華民國を創立したる孫先生を侮辱せんことを意圖して公然其の遺像を損壞、除去又は汚辱したる者亦同じ

### 第八章 脱逃の罪

第六十一條 法に依り逮捕、拘禁せられたる者脱逃したるときは一年以下の有期徒刑に處す

拘禁の場所、械具を損壞し又は暴行、脅迫を以て前項の罪を犯したる者は五年以下の有期徒刑に處す

衆を聚め暴行、脅迫を以て第一項の罪を犯したるときは現場に在りて勢を助けたる者は三年以上十年以下の有期徒刑に處し暴行、脅迫を首謀し又は下手實行したる者は五年以上の有期徒刑に處す

前三項の未遂犯は之を罰す

第六十二條 法に依り逮捕、拘禁せられたる者を解放し又は其の脱逃に便利を與へたる者は三年以下

の有期徒刑に處す

拘禁の場所、械具を損壞し又は暴行、脅迫を以て前項の罪を犯したる者は六月以上五年以下の有期徒刑に處す

衆を聚め暴行、脅迫を以て第一項の罪を犯したるときは現場に在りて勢を助けたる者は五年以上十年以下の有期徒刑に處し暴行、脅迫を首謀し又は下手實行したる者は無期徒刑又は七年以上の有期徒刑に處す

前三項の未遂犯は之を罰す

配偶、五親等内の血親又は三親等内の姻親第一項の脱逃に便利を與ふる罪を犯したるときは其の刑を減輕することを得

第六十三條 公務員其の職務上法に依り逮捕、拘禁したる者を解放し又は其の脱逃に便利を與へたるときは一年以上七年以下の有期徒刑に處す

過失に因り前項の者を脱逃せしめたる者は六月以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す

第一項の未遂犯は之を罰す

### 第九章 犯人藏匿及び證據湮滅の罪

第六十四條 犯人又は法に依り逮捕、拘禁中脱逃したる者を藏匿し又は之を隠避せしめたる者は二年以下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處す  
前項の罪を犯さんことを意圖して本人の身代りとなりたる者亦同じ

第六十五條 他人の刑事被告事件に關する證據を偽造、變造、湮滅若は隠匿し又は偽造、變造の證據を使用したる者は二年以下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處す

第六十六條 前條の罪を犯し他人の刑事被告事件の裁判確定前自白したる者は其の刑を減輕又は免除す

第六十七條 配偶、五親等内の血親又は三親等内の姻親が犯人又は法に依り逮捕、拘禁中脱逃したる者を利せんことを圖り第六十四條又は第六十五條の罪を犯したるときは其の刑を減輕又は免除す

### 第十章 偽證及び誣告の罪

第六十八條 審判の職務を執行する公署に於て審判を爲す時又は檢察官が捜査を爲す時に於て證

人、鑑定人又は通譯事案に重要な關係ある事項に付き供述前又は供宣述後誓して虚偽の陳述を爲したるときは七年以下の有期徒刑に處す

第六十九條 他人をして刑事又は懲戒の處分を受けしめんことを意圖して管轄公務員に對し誣告したる者は七年以下の有期徒刑に處す  
他人をして刑事又は懲戒の處分を受けしめんことを意圖して證據を偽造、變造し又は偽造、變造の證據を使用したる者亦同じ

第七十條 直系血親の尊親屬を陷害せんことを意圖して前條の罪を犯したる者は其の刑の二分の一に至るまでを加重す

第七十一條 犯人を指定せずして管轄公務員に對し犯罪を誣告したる者は一年以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す

犯人を指定せずして犯罪の證據を偽造、變造し又は偽造、變造の證據を使用して刑事訴訟の手續を開始せしめたる者亦同じ

第七十二條 第六十八條乃至第七十一條の罪を犯し虚偽の陳述又は誣告を爲したる事件の裁判又は懲戒處分確定前自白したる者は其の刑を減輕又は免除す

### 第十一章 公共危險の罪

第七十三條 火を放ちて現に人の使用に供する住宅又は人の現在する建築物、礦坑、汽車、電車、其他

水陸空に於ける公衆運輸の用に供する舟車航空機を燒燬したる者は無期徒刑又は七年以上の有期徒刑に處す

火を失して前項の物を燒燬したる者は一年以下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處す

第一項の未遂犯は之を罰す

第一項の罪を犯さんことを豫備したる者は一年以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す

第七十四條 火を放ちて現に人の使用に供せざる他人所有の住宅又は人の現在せざる他人所有の建築物、鑛坑、汽車、電車、其の他水陸空に於ける公衆運輸の用に供する舟車、航空機を燒燬したる者は三年以上十年以下の有期徒刑に處す

火を放ちて前項の自己所有の物を燒燬し公共の危険を生ぜしめたる者は六月以上五年以下の有期徒刑に處す

火を失して第一項の物を燒燬したる者は六月以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す

火を失して前項の物を燒燬し公共の危険を生ぜしめたる者亦同じ

第一項の未遂犯は之を罰す

第七十五條 火を放ちて前二條以外の他人所有の物を燒燬し公共の危険を生ぜしめたる者は一年以上七年以下の有期徒刑に處す

火を放ちて前二條以外の自己所有の物を燒燬し公共の危険を生ぜしめたる者は三年以下の有期徒

刑に處す

火を失して前二條以外の物を燒燬し公共の危険を生ぜしめたる者は拘役又は三百元以下の罰金に處す

第七十六條 故意又は過失に因り火藥、蒸氣、電氣、瓦斯、其の他の爆裂物を以て前三條の物を炸毀したる者には各該條放火、失火の規定を準用す

第七十七條 蒸氣、電氣、瓦斯、其の他の氣體を漏逸せしめ又は之を遮斷して公共の危険を生ぜしめたる者は三年以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す

因て人を死に致したる者は無期徒刑又は七年以上の有期徒刑に處し、重傷に致したる者は三年以上十年以下の有期徒刑に處す

第七十八條 決水して現に人の使用に供する住宅又は人の現在する建築物、鑛坑又は汽車、電車を浸害したる者は無期徒刑又は五年以上の有期徒刑に處す

過失に因り決水して前項の物を浸害したる者は一年以下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處す

第一項の未遂犯は之を罰す

第七十九條 決水して現に人の使用に供せざる他人所有の住宅又は人の現在せざる他人所有の建築物若し鑛坑を浸害したる者は一年以上七年以下の有期徒刑に處す

決水して前項の自己所有の物を浸害し公共の危険を生ぜしめたる者は六月以上五年以下の有期徒刑に處す

過失に因り決水して第一項の物を浸害したる者は六月以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す。過失に因り前項の物を浸害し公共の危険を生ぜしめたる者亦同じ

第一項の未遂犯は之を罰す

第八十條 決水して前二條以外の他人所有の物を浸害し公共の危険を生ぜしめたる者は五年以下の有期徒刑に處す

決水して前二條以外の自己所有の物を浸害し公共の危険を生ぜしめたる者は二年以下の有期徒刑に處す

過失に因り決水して前二條以外の物を浸害し公共の危険を生ぜしめたる者は拘役又は三百元以下の罰金に處す

第八十一條 堤防を決潰し水堰を破壊し又は水道貯水池を損壞して公共の危険を生ぜしめたる者は五年以下の有期徒刑に處す

過失に因り前項の罪を犯したる者は拘役又は三百元以下の罰金に處す

第一項の未遂犯は之を罰す

第八十二條 火災又は水災に際し防禦の器械を隠匿又は損壞し又は其の他の方法を以て消火、防水

を妨害したる者は三年以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す

第八十三條 人の現在する汽車、電車、其の他水陸、空に於ける公衆運輸の用に供する舟、車、航空機を傾覆又は破壊したる者は無期徒刑又は五年以上の有期徒刑に處す

過失に因り前項の罪を犯したる者は一年以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す

業務に従事する者業務上の過失に因り第一項の罪を犯したるときは三年以下の有期徒刑又は五百元以下の罰金に處す

第一項の未遂犯は之を罰す

第八十四條 軌道、燈臺、標識を損壞し又は其の他の方法を以て汽車、電車、其の他の水陸、空に於ける公衆運輸に供する舟、車、航空機の往來に危険を生ぜしめたる者は三年以上十年以下の有期徒刑に處す

因て前項の汽車、電車、航空機を傾覆又は破壊したる者は前條第一項の規定に依り處斷す

過失に因り第一項の罪を犯したる者は六月以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す。業務に従事する者業務上の過失に因り第一項の罪を犯したるときは二年以下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處す

第一項の未遂犯は之を罰す

第八十五條 陸路、水路、橋梁、其の他公衆往來の設備を損壞又は壅塞し又は其の他の方法を以て往來に危険を生ぜしめたる者は五年以下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處す

因て人を死に致したる者は無期徒刑又は七年以上の有期徒刑に處し重傷に致したる者は三年以上十年以下の有期徒刑に處す

第一項の未遂犯は之を罰す

第八十六條 許可なくして炸藥、縮火藥、雷汞其他之に類する爆裂物又は軍用の銃、砲、彈丸を製造、販賣

又は所持して正當の理由なき者は二年以下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處す

第八十七條 自己又は他人の犯罪の用に供せんことを意圖して炸藥、縮火藥、雷汞其他之に類する

爆裂物又は軍用の銃、砲、彈丸を製造、販賣、運輸又は所持したる者は五年以下の有期徒刑に處す

第八十八條 鐵道、郵便、電信、電話又は公衆に供給する用水、電氣、瓦斯の事業を妨害したる者は五年以

下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處す

第八十九條 鑛坑、工場其他之に類する場所内に於ける生命の保護に關する設備を損壞し他人の

生命に危険を生ぜしめたる者は一年以上七年以下の有期徒刑に處す

因て人を死に致したる者は無期徒刑又は七年以上の有期徒刑に處し重傷に致したる者は三年以上

十年以下の有期徒刑に處す

過失に因り第一項の罪を犯したる者は六月以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す

業務に従事する者業務上の過失に因り第一項の罪を犯したるときは二年以下の有期徒刑、拘役又は

五百元以下の罰金に處す

第一項の未遂犯は之を罰す

第九十條 公衆の飲用に供する水源、水道又は水道貯水池に毒物を投放し又は衛生を妨害すべき物

品を混入したる者は一年以上七年以下の有期徒刑に處す

因て人を死に致したる者は無期徒刑又は七年以上の有期徒刑に處し重傷に致したる者は三年以上

十年以下の有期徒刑に處す

過失に因り第一項の罪を犯したる者は六月以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す

第一項の未遂犯は之を罰す

第九十一條 衛生を妨害すべき飲食物其他の物品を製造、販賣し又は販賣せんことを意圖して陳

列したる者は六月以下の有期徒刑、拘役に處し又は千元以下の罰金を科し若は併科することを得

第九十二條 傳染病豫防の爲公布せられたる検査又は入港に關する法令に違背したる者は二年以

下の有期徒刑、拘役又は千元以下の罰金に處す

傳染病菌を保有する屍體を暴露し又は其の他の方法を以て病菌を散布し公共の危険を生ぜしめた

る者亦同じ

第九十三條 工事請負人又は工事監督人建築物の營造又は取毀しに際し建築術の成規に違背し公

共の危険を生ぜしめたる者は三年以下の有期徒刑、拘役又は三千元以下の罰金に處す

第九十四條 災害に際し公務員又は慈善團體と締結したる糧食其他の必需品供給の契約を履行

せず又は契約に照して履行せずして公共の危険を生ぜしめたる者は五年以下の有期徒刑に處し三千元以下の罰金を併科することを得

### 第十二章 貨幣偽造の罪

第九十五條 行使の用に供せんことを意圖して通用の貨幣、紙幣又は銀行券を偽造又は變造したる者は五年以上の有期徒刑に處し五千元以下の罰金を併科することを得

前項の未遂犯は之を罰す

第九十六條 偽造又は變造したる通用の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し又は行使の用に供せんことを意圖して之を収集し若し人に交付したる者は三年以上十年以下の有期徒刑に處し五千元以下の罰金を併科することを得

收受したる後偽造又は變造したる通用の貨幣、紙幣、銀行券なることを知りて仍ほ之を行使し又は行使の用に供せんことを意圖して之を人に交付したる者は五百元以下の罰金に處す

第一項の未遂犯は之を罰す

第九十七條 行使の用に供せんことを意圖して通用貨幣の分量を減損したる者は五年以下の有期徒刑に處し三千元以下の罰金を併科することを得  
前項の未遂犯は之を罰す

第九十八條 分量を減損したる通用の貨幣を行使し又は行使の用に供せんことを意圖して之を收

集し若し人に交付したる者は三年以下の有期徒刑に處し千元以下の罰金を併科することを得

收受したる後分量を減損したる通用貨幣なることを知りて仍ほ之を行使し又は行使の用に供せんことを意圖して之を人に交付したる者は百元以下の罰金に處す

第一項の未遂犯は之を罰す

第九十九條 通用の貨幣、紙幣、銀行券の偽造又は變造に供せんことを意圖し又は通用貨幣の分量を減損するの用に供せんことを意圖して各種の器械、原料を製造、交付又は收受したる者は五年以下の有期徒刑に處し千元以下の罰金を併科することを得

第二百條 偽造又は變造したる通用の貨幣、紙幣、銀行券又は分量を減損したる通用の貨幣及び前條の器械、原料は其の犯人に屬すると否とを問はず之を沒收す

### 第十三章 有價證券偽造の罪

第二百一條 行使の用に供せんことを意圖して公債證書、會社の株券、其の他の有價證券を偽造又は變造したる者は三年以上十年以下の有期徒刑に處し三千元以下の罰金を併科することを得

偽造又は變造したる公債證書、會社の株券、其の他の有價證券を行使し又は行使の用に供せんことを意圖して之を収集し若し人に交付したる者は一年以上七年以下の有期徒刑に處し三千元以下の罰

金を併科することを得

第二百二條 行使の用に供せんことを意圖して郵便切手又は収入印紙を偽造又は變造したる者は六月以上五年以下の有期徒刑に處し千元以下の罰金を併科することを得

偽造又は變造したる郵便切手又は収入印紙を行使し又は行使の用に供せんことを意圖して收集し若し人に交付したる者は三年以下の有期徒刑に處し千元以下の罰金を併科することを得

行使の用に供せんことを意圖して郵便切手又は収入印紙上の消印を塗抹したる者は一年以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す。之を行使したる者亦同じ

第二百三條 行使の用に供せんことを意圖して船切符、汽車、電車の切符、其他往來客切符を偽造又は變造したる者は一年以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す。之を行使したる者亦同じ

第二百四條 有價證券、郵便切手又は収入印紙の偽造又は變造の用に供せんことを意圖して各種の器械、原料を製造、交付又は收受したる者は二年以下の有期徒刑に處し五百元以下の罰金を併科することを得

第二百五條 偽造又は變造したる有價證券、郵便切手、収入印紙及び前條の器械、原料は犯人に屬すると否とを問はず之を沒收す

### 第十四章 度量衡偽造の罪

第二百六條 行使の用に供せんことを意圖して定程に違背したる度量衡を製造し又は度量衡の定程

を變更したる者は一年以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す

第二百七條 行使の用に供せんことを意圖して定程に違背したる度量衡を販賣したる者は六月以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す

第二百八條 定程に違背したる度量衡を行使したる者は三百元以下の罰金に處す  
業務に従事する者其業務に關し前項の罪を犯したるときは六月以下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處す

第二百九條 定程に違背したる度量衡は犯人に屬すると否とを問はず之を沒收す

### 第十五章 文書及び印章偽造の罪

第二百十條 私文書を偽造又は變造し以て公衆又は他人に損害を生ぜしむるに足るものなるときは五年以下の有期徒刑に處す

第二百十一條 公文書を偽造又は變造し以て公衆又は他人に損害を生ぜしむるに足るものなるときは一年以上七年以下の有期徒刑に處す

第二百十二條 護照、旅券、免許證、特許證若し品行、能力、服務其の他之に類するの證明書又は紹介狀を偽造又は變造し以て公衆又は他人に損害を生ぜしむるに足るものなるときは一年以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す

第二百十三條 公務員不實の事項なることを明知して職務上管理する公文書に登載し以て公衆又は他人に損害を生ぜしむるに足るものなるときは一年以上七年以下の有期徒刑に處す

第二百十四條 不實の事實なることを明知して公務員をして職務上管理する公文書に登載せしめ以て公衆又は他人に損害を生ぜしむるに足るものなるときは三年以下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處す

第二百十五條 業務に従事する者不實の事項なることを明知して其の業務上作成する書類に登載し以て公衆又は他人に損害を生ぜしむるに足るものなるときは三年以下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處す

第二百十六條 第二百十條乃至第二百五條の文書を行使したる者は文書を偽造、變造し又は不實の事項を登載し若は不實の事項を登載せしめたるの規定に依りて處斷す

第二百十七條 印類、印章又は署名を偽造し以て公衆又は他人に損害を生ぜしむるに足るものなるときは三年以下の有期徒刑に處す

印類、印章又は署名を盗用し以て公衆又は他人に損害を生ぜしむるに足るものなるとき亦同じ

第二百十八條 公印又は公印章を偽造したる者は五年以下の有期徒刑に處す

公印又は公印章を盗用し以て公衆又は他人に損害を生ぜしむるに足るものなるとき亦同じ

第二百十九條 偽造したる印類、印章又は署名は犯人に屬すると否とを問はず之を沒收す

第二百二十條 紙上又は物品上の文字、符號にして慣習又は特約に依り其の意圖を表示する證明たるに足るものは本章の罪に關しては文書を以て論ず

### 第十六章 風化を妨害する罪

第二百二十一條 婦女に對し暴行、脅迫、藥劑、催眠術又は其の他の方法を以て抗拒不能ならしめて之を姦淫したる者は強姦の罪と爲し五年以上の有期徒刑に處す

十四歳未満の女子を姦淫したる者は強姦を以て論ず

前二項の未遂犯は之を罰す

第二百二十二條 二人以上前條第一項、第二項の罪を犯し共同して輪姦したるときは無期徒刑又は七年以上の有期徒刑に處す

第二百二十三條 強姦の罪を犯して故意に被害者を殺したる者は死刑に處す

第二百二十四條 男女に對し暴行、脅迫、藥劑、催眠術又は其の他の方法を以て抗拒不能ならしめて猥褻の行爲を爲したる者は七年以下の有期徒刑に處す

十四歳未満の男女に對して猥褻の行爲を爲したる者亦同じ

第二百二十五條 婦女に對し其の心神喪失又は其の他之に類する抗拒不能の情況に乗じて之を姦淫したる者は三年以上十年以下の有期徒刑に處す



男女に對し其の心神喪失又は其の他之に類する抗拒不能の情況に乗じて猥褻の行爲を爲したる者は五年以下の有期徒刑に處す

第一項の未遂犯は之を罰す

第二百二十六條 第二百二十一條 第二百二十四條 第二百二十五條の罪を犯し因て被害者を死に致したる者は無期徒刑又は十年以上の有期徒刑に處し重傷に致したる者は七年以上の有期徒刑に處す  
 因て被害者をして羞忿して自殺せしめ又は自殺せんことを意圖して重傷に致さしめたる者は七年以上の有期徒刑に處す

第二百二十七條 十四歳以上十六歳未滿の女子を姦淫したる者は一年以上七年以下の有期徒刑に處す

十四歳以上十六歳未滿の男女に對して猥褻の行爲を爲したる者は五年以下の有期徒刑に處す

第二百二十八條 親屬、監護、教養、救済、公務又は業務關係に依り自己の監督に服従する者に對し權勢を利用して之を姦淫し又は猥褻の行爲を爲したる者は五年以下の有期徒刑に處す

第二百二十九條 詐術を以て婦女をして自己の配偶なりと誤信せしめ其の姦淫を聽從せしめたる者は三年以上十年以下の有期徒刑に處す

前項の未遂犯は之を罰す

第二百三十條 直系又は三親等内の旁系血親相和姦したるときは五年以下の有期徒刑に處す

第二百三十一條 營利を意圖して良家の婦女を誘引又は容留し他人と姦淫せしめたる者は三年以下の有期徒刑に處し五百元以下の罰金を併科することを得

營利を意圖して人をして猥褻の行爲を爲さしめたる者亦同じ  
 前二項の罪を犯すことを以て常業としたる者は五年以下の有期徒刑に處し千元以下の罰金を併科することを得

公務員他人を庇護して前三項の罪を犯さしめたるときは各該項の規定に依り其の刑の二分の一に至るまでを加重す

第二百三十二條 監督者が第二百二十八條に規定したる自己の監督に服従する者に對し又は夫が妻に對して前條第一項の罪を犯したるときは五年以下の有期徒刑に處し千元以下の罰金を併科することを得

第二百三十三條 十六歳未滿の男女を誘引して他人と猥褻の行爲又は姦淫を爲さしめたる者は五年以下の有期徒刑に處す

第二百三十四條 公然猥褻の行爲を爲したる者は拘役又は百元以下の罰金に處す

第二百三十五條 猥褻の文字、圖畫又は其の他の物品を散布、販賣し又は公然陳列し若は其の他の方法を以て他人の觀覽に供したる者は千元以下の罰金に處す

販賣せんことを意圖して前項の文字、圖畫又は其の他の物品を製造又は所持したる者亦同じ

第二百三十六條 第二百二十一條乃至第二百三十條の罪は告訴を待て論ず

### 第十七章 婚姻及び家庭を妨害する罪

第二百三十七條 配偶ある者重ねて婚姻を爲し又は同時に二人以上と結婚したる者は五年以下の有期徒刑に處す。其の相婚したる者亦同じ

第二百三十八條 詐術を以て無効又は取消し得べき婚姻を爲し因て婚姻無効の裁判又は婚姻取消の裁判確定するに至らしめたる者は三年以下の有期徒刑に處す

第二百三十九條 配偶ある者人と姦通したるときは一年以下の有期徒刑に處す。其の相姦したる者亦同じ

第二百四十條 二十歳未満の男女を和誘して家庭又は其の他監督権ある者より脱離せしめたる者は三年以下の有期徒刑に處す

配偶ある者を和誘して家庭より脱離せしめたる者亦同じ  
營利を意圖し又は被誘者をして猥褻の行爲若は姦淫を爲さしめんことを意圖して前二項の罪を犯したる者は六月以上五年以下の有期徒刑に處し千元以下の罰金を併科することを得

前三項の未遂犯は之を罰す  
第二百四十一條 二十歳未満の男女を略誘して家庭又は其の他監督権ある者より脱離せしめたる者

は一年以上七年以下の有期徒刑に處す  
營利を意圖し又は被誘者をして猥褻の行爲又は姦淫を爲さしめんことを意圖して前項の罪を犯したる者は三年以上十年以下の有期徒刑に處し千元以下の罰金を併科することを得

十六歳未満の男女を和誘したる者は略誘を以て論ず  
前三項の未遂犯は之を罰す

第二百四十二條 前二條の被誘者を移送して中華民國の領域外に出したる者は無期徒刑又は七年以上有期徒刑に罰す  
前項の未遂犯は之を處す

第二百四十三條 營利を意圖し又は第二百四十條第二百四十一條の被誘者をして猥褻の行爲又は姦淫を爲さしめんことを意圖して被誘者を收受藏匿し又は之をして隠避せしめたる者は六月以上五年以下の有期徒刑に處し五百元以下の罰金を併科することを得

前項の未遂犯は之を罰す  
第二百四十四條 第二百四十條乃至第二百四十三條の罪を犯したる者裁判宣告前に於て被誘者を返戻し又は其の所在を明指し因て尋ね獲たるときは其の刑を減輕することを得

第二百四十五條 第二百三十八條第二百三十九條の罪及び第二百四十條第二項の罪は告訴を待て論ず

第二百三十九條の罪は配偶縦容又は宥恕したるときは告訴することを得ず

五六

## 第十八章 祀典冒瀆及び墳墓屍體侵害の罪

第二百四十六條 壇、廟、寺、觀、教會堂、墳墓又は公衆紀念の場所に對して公然侮辱したる者は六月以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す

喪葬、祭禮、說教、禮拜を妨害したる者亦同じ

第二百四十七條 屍體を損壞、遺棄、汚辱又は盜取したる者は六月以上五年以下の有期徒刑に處す

遺骨、遺髮、埋葬物又は火葬の遺灰を損壞、遺棄又は盜取したる者は五年以下の有期徒刑に處す

前二項の未遂犯は之を罰す

第二百四十八條 墳墓を發掘したる者は六月以上五年以下の有期徒刑に處す

前項の未遂犯は之を罰す

第二百四十九條 墳墓を發掘して屍體を損壞、遺棄、汚辱又は盜取したる者は三年以上十年以下の有期徒刑に處す

墳墓を發掘して遺骨、遺髮、埋葬物又は火葬の遺灰を損壞、遺棄又は盜取したる者は一年以上七年以下の有期徒刑に處す

第二百五十條 直系血親の尊親屬に對し第二百四十七條乃至第二百四十九條の罪を犯したる者は其

の刑の二分の一に至るまでを加重す

## 第十九章 農工商を妨害する罪

第二百五十一條 暴行、脅迫又は詐術を以て左に掲げたる行爲の一を爲したる者は五年以下の有期徒刑、拘役又は三千元以下の罰金に處す

一 穀類其の他公共の需要する飲食物の販賣、運輸を妨害し市場に缺乏を生ぜしめたるとき

二 種子、肥料、原料其の他農業、工業の需要する物品の販賣、運輸を妨害し市場に缺乏を生ぜしめたるとき

前項の未遂犯は之を罰す

第二百五十二條 他人に損害を加へんことを意圖して其の農業上の水利を妨害したる者は二年以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す

第二百五十三條 他人を欺瞞せんことを意圖して登録したる商標、商號を偽造又は模造したる者は二年以下の有期徒刑に處し三千元以下の罰金を併科することを得

第二百五十四條 偽造又は模造したる商標、商號の貨物たることを明知して販賣し又は販賣せんことを意圖して陳列し若は外國より輸入したる者は二千元以下の罰金に處す

第二百五十五條 他人を欺瞞せんことを意圖して商品の原産國又は品質に付き虚偽なる標記其の他

の表示を爲したる者は一年以下の有期徒刑、拘役又は千元以下の罰金に處す。前項の商品なることを明知して之を販賣し又は販賣せんことを意圖して之を陳列し若は外國より輸入したる者亦同じ。

### 第二十章 阿片の罪

第二百五十六條 阿片を製造したる者は七年以下の有期徒刑に處し三千元以下の罰金を併科することを得

「モルヒネ」「コカイン」「ヘロイン」又は其の化合物を製造したる者は無期徒刑又は五年以上の有期徒刑に處し五千元以下の罰金を併科することを得

前二項の未遂犯は之を罰す

第二百五十七條 阿片を販賣又は運輸したる者は七年以下の有期徒刑に處し三千元以下の罰金を併科することを得

「モルヒネ」「コカイン」「ヘロイン」又は其の化合物を販賣又は運輸したる者は十年以下の有期徒刑に處し五千元以下の罰金を併科することを得

前二項の物を外國より輸入したる者は無期徒刑又は五年以上の有期徒刑に處し一萬元以下の罰金を併科することを得

前三項の未遂犯は之を罰す

第二百五十八條 専ら阿片の吸食に供する器具を製造、販賣又は運輸したる者は三年以下の有期徒刑に處し五百元以下の罰金を併科することを得

前項の未遂犯は之を罰す

第二百五十九條 營利を意圖して人の爲に「モルヒネ」を注射し又は人に館舎を供して阿片又は其の化合物を吸食せしめたる者は一年以上七年以下の有期徒刑に處し千元以下の罰金を併科することを得

前項の未遂犯は之を罰す

第二百六十條 阿片、「モルヒネ」を製造するの用に供せんことを意圖して罌粟を栽種したる者は五年以下の有期徒刑に處し三千元以下の罰金を併科することを得

阿片、「モルヒネ」を製造するの用に供せんことを意圖して罌粟の種子を販賣又は運輸したる者は三年以下の有期徒刑に處し三千元以下の罰金を併科することを得

前二項の未遂犯は之を罰す

第二百六十一條 公務員権力を利用して他人を強迫して前條の罪を犯さしめたる時は死刑又は無期徒刑に處す

第二百六十二條 阿片を吸食し、「モルヒネ」を注射し又は「コカイン」「ヘロイン」若は其の化合物を使用し

たる者は六月以下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處す

第二百六十三條 本章の罪を犯すの用に供せんことを意圖して阿片、モルヒネ、コカイン、ヘロイン若

は其の化合物又は専ら阿片の吸食に供する器具を所持したる者は拘役又は百元以下の罰金に處す

第二百六十四條 公務員他人を庇護して本章各條の罪を犯さしめたるときは各本條の規定に依り其

の刑の二分の一に至るまでを加重す

第二百六十五條 本章各條の罪を犯したるときは其の阿片、モルヒネ、コカイン、ヘロイン、其の化合

物、種子又は専ら阿片の吸食に供する器具は犯人に屬すると否とを問はず之を沒收す

### 第二十一章 賭博の罪

第二百六十六條 公開の場所又は公衆の出入することを得る場所に於て財物を賭博したる者は千元

以下の罰金に處す。但し一時の娛樂に供する物を以て賭博したる者は此の限に在らず

現場に在る賭博の器具及び賭博臺又は金品引換所に在る財物は犯人に屬すると否とを問はず之を

沒收す

第二百六十七條 賭博を以て常業としたる者は二年以下の有期徒刑に處し千元以下の罰金を併科す

ることを得

第二百六十八條 營利を意圖して賭博場を供給し又は衆を聚めて賭博したる者は三年以下の有期徒

刑に處し三千元以下の罰金を併科することを得

第二百六十九條 營利を意圖して有獎儲蓄を辨理し又は政府の許可なくして富籤を發行したる者は

一年以下の有期徒刑又は拘役に處し三千元以下の罰金を併科することを得

前項の有獎儲蓄を經營し又は前項の富籤の賣買を媒介したる者は六月以下の有期徒刑又は拘役に

處し又は千元以下の罰金を科し若は併科することを得

第二百七十條 公務員他人を庇護して本章各條の罪を犯さしめたるときは各該條の規定に依り其の

刑の二分の一に至るまでを加重す

### 第二十二章 殺人の罪

第二百七十一條 人を殺したる者は死刑、無期徒刑又は十年以上の有期徒刑に處す

前項の未遂犯は之を罰す

第一項の罪を犯さんことを豫備したる者は二年以下の有期徒刑に處す

第二百七十二條 直系血親の尊親屬を殺したる者は死刑又は無期徒刑に處す

前項の未遂犯は之を罰す

第一項の罪を犯さんことを豫備したる者は三年以下の有期徒刑に處す

第二百七十三條 現場に於て義憤に激して人を殺したる者は七年以下の有期徒刑に處す

前項の未遂犯は之を罰す

第二百七十四條 分娩に際し又は分娩の直後母が其の子女を殺したるときは六月以上五年以下の有期徒刑に處す

前項の未遂犯は之を罰す

第二百七十五條 他人を教唆若は幫助して自殺せしめ又は其の囑託を受け若は其の承諾を得て之を殺したる者は一年以上七年以下の有期徒刑に處す

前項の未遂犯は之を罰す

同死せんことを謀りて第一項の罪を犯したる者は其の刑を免除することを得

第二百七十六條 過失に因り人を死に致したる者は二年以下の有期徒刑、拘役又は二千元以下の罰金に處す

業務に従事する者業務上の過失に因り前項の罪を犯したるときは五年以下の有期徒刑又は拘役に處し三千元以下の罰金を併科することを得

### 第二十三章 傷害の罪

第二百七十七條 人の身體又は健康を傷害したる者は三年以下の有期徒刑、拘役又は千元以下の罰金に處す

前項の罪を犯し因て人を死に致したる者は無期徒刑又は七年以上の有期徒刑に處し重傷に致したる者は三年以上十年以下の有期徒刑に處す

第二百七十八條 人をして重傷を受けしめたる者は五年以上十二年以下の有期徒刑に處す

前項の罪を犯し因て人を死に致したる者は無期徒刑又は七年以上の有期徒刑に處す

第一項の未遂犯は之を罰す

第二百七十九條 現場に於て義憤に激して前二項の罪を犯したる者は二年以下の有期徒刑、拘役又は千元以下の罰金に處す。但し人を死に致したる者は五年以下の有期徒刑に處す

第二百八十條 直系血親の尊親屬に對し第二百七十七條又は第二百七十八條の罪を犯したる者は其の刑の二分の一に至るまでを加重す

第二百八十一條 直系血親の尊親屬に對し暴行を加へ之を傷害するに至らざるときは一年以下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處す

第二百八十二條 他人を教唆若は幫助して自傷せしめ又は其の囑託を受け若は其の承諾を得て之を傷害し重傷を生ぜしめたる者は三年以下の有期徒刑に處し因て死に致したる者は六月以上五年以下の有期徒刑に處す

第二百八十三條 衆を聚めて鬪毆し人を死又は重傷に致したるときは現場に在りて勢を助け正當防衛に出でたるに非ざる者は三年以下の有期徒刑に處し傷害を下手實行したる者は仍ほ傷害各條の

規定に依りて處斷す

第二百八十四條 過失に因り人を傷害したる者は六月以下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處し重傷に致したる者は一年以下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處す

業務に従事する者業務上の過失に因り人を傷害したるときは一年以下の有期徒刑、拘役又は千元以下の罰金に處し重傷に致したるときは三年以下の有期徒刑、拘役又は二千元以下の罰金に處す

第二百八十五條 自己に性病又は癩病あることを明知して之を隠瞞し他人と猥褻の行爲又は姦淫を爲し人に感染せしめたる者は一年以下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處す

第二百八十六條 十六歳未満の男女に對し凌虐其の他の方法に依り其の身體の自然なる發育を妨害したる者は五年以下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處す

營利を意圖して前項の罪を犯したる者は五年以上の有期徒刑に處し千元以下の罰金を併科することを得

第二百八十七條 第二百七十七條第一項第二百八十一條第二百八十四條及び第二百八十五條の罪は告訴を待て論ず。但し公務員其職務を執行するに當り第二百七十七條第一項の罪を犯したるときは此の限に在らず

### 第二十四章 墮胎の罪

第二百八十八條 懷胎の婦女服藥其の他の方法を以て墮胎したるときは六月以下の有期徒刑、拘役又は百元以下の罰金に處す

懷胎の婦女他人の墮胎に聽從したるとき亦同じ

病氣其の他生命上の危險を防止する必要あるに因り前二項の罪を犯したる者は其の刑を免除す

第二百八十九條 懷胎の婦女の囑託を受け又は其の承諾を得て墮胎せしめたる者は二年以下の有期徒刑に處す

因て婦女を死に致したる者は六月以上五年以下の有期徒刑に處し重傷に致したる者は三年以下の有期徒刑に處す

第二百九十條 營利を意圖して前條第一項の罪を犯したる者は六月以上五年以下の有期徒刑に處し五百元以下の罰金を併科することを得

因て婦女を死に致したる者は、三年以上十年以下の有期徒刑に處し五百元以下の罰金を併科することを得。重傷に致したる者は一年以上七年以下の有期徒刑に處し五百元以下の罰金を併科することを得

第二百九十一條 懷胎の婦女の囑託を受けず又は其の承諾を得ずして墮胎せしめたる者は一年以上七年以下の有期徒刑に處す

因て婦女を死に致したる者は無期徒刑又は七年以上の有期徒刑に處し重傷に致したる者は三年以上十年以下の有期徒刑に處す

第一項の未遂犯は之を罰す

第二百九十二條 文字、圖畫又は其の他の方法を以て公然墮胎の手段若は物品を紹介し又は公然自己若は他人が墮胎の行爲を爲すことを紹介したる者は一年以下の有期徒刑又は拘役に處し又は千元以下の罰金を科し若は併科することを得

### 第二十五章 遺棄の罪

第二百九十三條 自救の力なき者を遺棄したる者は六月以下の有期徒刑、拘役又は百元以下の罰金に處す

因て人を死に致したる者は五年以下の有期徒刑に處し因て重傷に致したる者は三年以下の有期徒刑に處す

第二百九十四條 自救の力なき者に對し法令又は契約に依りて扶助、養育又は保護すべき者を遺棄し又は其の生存に必要な扶助、養育又は保護を爲さざるときは六月以上五年以下の有期徒刑に處す  
因て人を死に致したるときは無期徒刑又は七年以上の有期徒刑に處し重傷に致したるときは三年以上十年以下の有期徒刑に處す

第二百九十五條 直系血親の尊親屬に對し前條の罪を犯したる者は其の刑の二分の一に至るまでを加重す

### 第二十六章 自由を妨害する罪

第二百九十六條 人をして奴隸たらしめ又は奴隸に類似する不自由なる地位に居らしめたる者は一年以上七年以下の有期徒刑に處す

前項の未遂犯は之を罰す

第二百九十七條 營利を意圖し詐術を以て人をして中華民國の領域外に出でしめたる者は三年以上十年以下の有期徒刑に處し三千元以下の罰金を併科することを得  
前項の罪を犯すことを常業としたる者は五年以上の有期徒刑に處し五千元以下の罰金を併科することを得

第一項の未遂犯は之を罰す

第二百九十八條 婦女をして自己又は他人と結婚せしめんことを意圖して之を略誘したる者は五年以下の有期徒刑に處す

營利を意圖し又は婦女をして猥褻の行爲又は姦淫を爲さしめんことを意圖して之を略誘したる者は一年以上七年以下の有期徒刑に處し千元以下の罰金を併科することを得



前二項の未遂犯は之を罰す  
 第二百九十九條 前條の被略誘者を移送して中華民國の領域外に出したる者は五年以下の有期徒刑に處す

前項の未遂犯は之を罰す  
 第三百條 營利を意圖し又は被略誘者をして猥褻の行爲又は姦淫を爲さしめんことを意圖して被略誘者を收受、藏匿し又は之をして隠避せしめたる者は六月以上五年以下の有期徒刑に處し五百元以下の罰金を併科することを得  
 前項の未遂犯は之を罰す

第三百一條 第二百九十八條乃至第三百條の罪を犯したる者裁判宣告前に於て被略誘者を返戻し又は其の所在を明指し因て尋ね獲たるときは其刑を減輕することを得

第三百二條 私に拘禁を行ひ又は其の他不法の手段を以て人の行動の自由を剝奪したる者は五年以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す

因て人を死に致したる者は無期徒刑又は七年以上の有期徒刑に處し重傷に致したる者は三年以上十年以下の有期徒刑に處す

第一項の未遂犯は之を罰す

第三百三條 直系血親の尊親屬に對し前條第一項又は第二項の罪を犯したる者は其の刑の二分の一

に至るまでを加重す

第三百四條 暴行、脅迫を以て人をして義務なき事を行はしめ又は人の権利の行使を妨害したる者は三年以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す

前項の未遂犯は之を罰す

第三百五條 生命、身體、自由、名譽又は財産に害を加ふべきことを以て他人を恐嚇し其の安全に危害を生ぜしめたる者は二年以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す

第三百六條 故なく他人の住宅、建築物、之に附屬して圍繞せられたる土地又は艦船に侵入したる者は一年以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す

故なく其の内に隠匿し又は退去の要求を受けて仍ほ滯留する者亦同じ

第三百七條 法令に依らずして他人の身體、住宅、建築物、舟車又は航空機を搜索したる者は二年以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す

第三百八條 第二百九十八條乃至第三百六條の罪は告訴を待て論ず

第二百九十八條第一項の罪の告訴は被略誘者の意志に反せざる場合に限り之を爲すことを得

## 第二十七章 名譽及び信用を妨害する罪

第三百九條 公然人を侮辱したる者は拘役又は三百元以下の罰金に處す

暴行を以て前項の罪を犯したる者は一年以下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處す  
第三百十條 公衆に散布せんことを意圖して他人の名譽を毀損するに足る事項を指摘又は傳述したる者は誹謗の罪と爲し一年以下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處す

文字、圖畫を散布して前項の罪を犯したる者は二年以下の有期徒刑、拘役又は千元以下の罰金に處す

誹謗の事項に對し其の眞實なることを證明し得たるときは之を罰せず。但し私徳に涉りて公共の利益と關係なきときは此限に在らず

第三百十一條 善意を以て發表したる言論にして左に掲げたる事由の一あるときは之を罰せず

一 自衛、自辯又は合法の利益を保護せんが爲なるとき

二 公務員が職務に因り報告したるとき

三 公評を受くべき事項に對して適當なる評論を爲したるとき

第三百十二條 既に死亡したる人に對して適當の記述を爲したるとき

既に死亡したる人に對して誹謗の罪を犯したる者は一年以下の有期徒刑、拘役又は千元以下の罰金に處す

第三百十三條 流言を散布し又は詐術を以て他人の信用を損害したる者は二年以下の有期徒刑又は

拘役に處し又は千元以下の罰金を科し若は併科することを得

第三百十四條 本章の罪は告訴を待て論ず

### 第二十八章 秘密を妨害する罪

第三百十五條 故なく人の封緘したる信書、其の他封緘したる文書を開封又は隠匿したる者は拘役又は三百元以下の罰金に處す

第三百十六條 醫師、藥劑師、藥種商、助産士、宗教師、辯護士、辯護人、公證人、計理士若は其の業務上の補助者又は曾て此等の職務に在りたる者業務に因り知悉又は所持する他人の秘密を故なく漏洩したるときは一年以下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處す

第三百十七條 法令又は契約に依り業務上知悉又は所持する工業又は商業に關する秘密を守るべき義務ある者故なく之を漏洩したるときは一年以下の有期徒刑、拘役又は千元以下の罰金に處す

第三百十八條 公務員又は曾て公務員たりし者故なく職務上知悉又は所持する他人の工業又は商業に關する秘密を漏洩したるときは二年以下の有期徒刑、拘役又は二千元以下の罰金に處す

第三百十九條 本章の罪は告訴を待て論ず

### 第二十九章 竊盜の罪

第三百二十條 自己又は第三者の不法の所有と爲さんことを意圖して他人の動産を竊取したる者は

竊盜の罪と爲し五年以下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處す  
自己又は第三者の不法の利益と爲さんことを意圖して他人の不動産を竊佔したる者は前項の規定に依りて處斷す

前二項の未遂犯は之を罰す

第三百二十一條 竊盜の罪を犯し左に掲げたる事由の一あるときは六月以上五年以下の有期徒刑に處す

- 一 夜間住宅若は人の居住する建築物、艦船に侵入し又は其の内に隠匿して之を犯したるとき
  - 二 門扉、牆垣其の他安全の爲にする設備を毀越して之を犯したるとき
  - 三 兇器を携帯して之を犯したるとき
  - 四 三人以上結合して之を犯したるとき
  - 五 水災、火災其の他の災害の際に乗じて之を犯したるとき
  - 六 停車場又は埠頭に於て之を犯したるとき
- 前項の未遂犯は之を罪す

第三百二十二條 竊盜の罪を犯すことを常業としたる者は一年以上七年以下の有期徒刑に處す

第三百二十三條 電氣は本章の罪に關し動産を以て論ず

第三百二十四條 直系血親配偶又は同居共財の親屬の間に於て本章の罪を犯したる者は其の刑を免

除することを得

前項の親屬又は其の他五親等内の血親若は三親等内の姻親の間に於て本章の罪を犯したる者は告訴を待て論ず

### 第三十章 掠奪、強盜及び海賊の罪

第三百二十五條 自己又は第三者の不法の所有と爲さんことを意圖して他人の動産を掠奪したる者は六月以上五年以下の有期徒刑に處す

因て人を死に致したる者は無期徒刑又は七年以上の有期徒刑に處し重傷に致したる者は三年以上十年以下の有期徒刑に處す

第一項の未遂犯は之を罰す

第三百二十六條 前條第一項の罪を犯し第三百二十一條第一項各號の事由の一あるときは一年以上七年以下の有期徒刑に處す

前項の未遂犯は之を罰す

第三百二十七條 第三百二十五條第一項の罪を犯すことを常業としたる者は三年以上十年以下の有期徒刑に處す

第三百二十八條 自己又は第三者の不法の所有と爲さんことを意圖して暴行、脅迫、藥劑、催眠術其の他

の方法に依り抗拒不能ならしめて他人の物を取り又は之を交付せしめたる者は強盜の罪と爲し三年以上十年以下の有期徒刑に處す

前項の方法を以て財産上不法の利益を得又は第三者をして之を得しめたる者亦同七十年以下の強盜の罪を犯し因て人を死に致したる者は死刑又は無期徒刑に處し重傷に致したる者は無期徒刑又は七年以上の有期徒刑に處す

第一項及び第二項の未遂犯は之を罰す  
強盜の罪を犯さんことを豫備したる者は一年以下の有期徒刑、拘役又は三百元以下の罰金に處す

第三百二十九條 竊盜又は掠奪を爲したる者贓物を防護し、逮捕を免脱し又は罪證を湮滅せんが爲に現場に於て暴行又は脅迫を爲したるときは強盜を以て論ず

第三百三十條 強盜の罪を犯し第三百二十一條第一項各號の事由の一あるときは五年以上十二年以下の有期徒刑に處す

前項の未遂犯は之を罰す

第三百三十一條 強盜の罪を犯すことを常業としたる者は七年以上の有期徒刑に處す

第三百三十二條 強盜の罪を犯し左に掲げたる行爲の一ありたる者は死刑又は無期徒刑に處す

一 放火を爲したるとき  
二 強姦を爲したるとき

三 擄人勒贖を爲したるとき

四 故意に人を殺したるとき

第三百三十三條 交戦國の許可を受けず又各國の海軍に屬せずして艦船を操縦し他船又は他船の人若は物に暴行、脅迫を加へんことを意圖したる者は海賊の罪と爲し死刑、無期徒刑又は七年以上の有期徒刑に處す

船員又は乗客が財物を掠奪せんことを意圖して他の船員又は乗客に暴行、脅迫を加へ艦船を操縦又は指揮したるときは海賊を以て論ず

因て人を死に致したる者は死刑に處し重傷に致したる者は死刑又は無期徒刑に處す  
第三百三十四條 海賊の罪を犯し左に掲げたる行爲の一ありたる者は死刑に處す

一 放火を爲したるとき

二 強姦を爲したるとき

三 擄人勒贖を爲したるとき

四 故意に人を殺したるとき

### 第三十一章 横領の罪

第三百三十五條 自己又は第三者の不法の所有と爲さんことを意圖して自己の所持する他人の物を

横領したる者は五年以下の有期徒刑又は拘役に處し又は千元以下の罰金を科し若は併科することを得

前項の未遂犯は之を罰す

第三百三十六條 公務上又は公益に因り所持する物に付き前條第一項の罪を犯したる者は一年以上七年以下の有期徒刑に處し五千元以下の罰金を併科することを得

業務上所持する物に付き前條第一項の罪を犯したる者は六月以上五年以下の有期徒刑に處し三千元以下の罰金を併科することを得

前二項の未遂犯は之を罰す

第三百三十七條 自己又は第三者の不法の所有と爲さんことを意圖して遺失物漂流物其他本人の所持を離れたる物を横領したる者は五百元以下の罰金に處す

第三百三十八條 第三百二十三條及び第三百二十四條の規定は本章の罪に付き之を準用す

### 第三十二章 詐欺、背信及び高利の罪

第三百三十九條 自己又は第三者の不法の所有と爲さんことを意圖して詐術を以て人をして本人又は第三者の物を交付せしめたる者は五年以下の有期徒刑又は拘役に處し又は千元以下の罰金を科し若は併科することを得

前項の手段を以て財産上不法の利益を得又は第三者をして之を得しめたる者亦同じ

前二項の未遂犯は之を罰す

第三百四十條 前條の罪を犯すことを常業としたる者は一年以上七年以下の有期徒刑に處し五千元以下の罰金を併科することを得

第三百四十一條 自己又は第三者の不法の所有と爲さんことを意圖して二十歳に満たざる者の智慮淺薄又は人の精神耗弱に乗じ本人又は第三者の物を交付せしめたる者は五年以下の有期徒刑又は拘役に處し又は千元以下の罰金を科し若は併科することを得

前項の手段を以て財産上不法の利益を得又は第三者をして之を得しめたる者亦同じ

第三百四十二條 他人の爲め事務を處理する者自己又は第三者の不法の利益と爲し又は本人の利益を損害せんことを意圖して其の任務に違背する行爲を爲し本人の財産又は其の他の利益に損害を生ぜしめたる者は五年以下の有期徒刑又は拘役に處し又は千元以下の罰金を科し若は併科することを得

前項の未遂犯は之を罰す

第三百四十三條 第三百二十三條及び第三百二十四條の規定は前四條の罪に付き之を準用す

第三百四十四條 他人の急迫、輕卒又は無經驗に乗じ之に金錢又は其の他の物品を貸付して原本と著

著しく不相當なる高利を取得したる者は一年以下の有期徒刑又は拘役に處し又は千元以下の罰金を併科し若は併科することを得  
第三百四十五條 前條の罪を犯すことを常業としたる者は五年以下の有期徒刑に處し三千元以下の罰金を併科することを得

### 第二十三章 恐嚇及び擄人勒贖の罪

第三百四十六條 自己又は第三者の不法の所有と爲さんことを意圖して恐嚇を以て人をして本人又は第三者の物を交付せしめたる者は六月以上五年以下の有期徒刑に處し千元以下の罰金を併科することを得

前項の手段を以て財産上不法の利益を得又は第三者をして之を得しめたる者亦同じ

前二項の未遂犯は之を罰す

第三百四十七條 勒贖を意圖して人を擄にしたる者は死刑無期徒刑又は七年以上の有期徒刑に處す

因て人を死又は重傷に致したる者は死刑又は無期徒刑に處す  
第一項の未遂犯は之を罰す  
第一項の罪を犯さんことを豫備したる者は二年以下の有期徒刑に處す

第一項の罪を犯し未だ贖を取らずして被害者を釋放したる者は其の刑を減輕することを得

第三百四十八條 前條第一項の罪を犯して故意に被害者を殺したる者は死刑に處す

前條第一項の罪を犯して被害者を強姦したる者は死刑又は無期徒刑に處す

### 第三十四章 贓物の罪

第三百四十九條 贓物を收受したる者は三年以下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處す

贓物を運搬、寄藏、故買し又は牙保を爲したる者は五年以下の有期徒刑又は拘役に處し又は千元以下の罰金を科し若は併科することを得

贓物に因りて變得したる財物は贓物を以て論ず

第三百五十條 前條の罪を犯すことを常業としたる者は六月以上五年以下の有期徒刑に處し三千元

以下の罰金を併科することを得

第三百五十一條 直系血親、配偶又は同居共財の親屬の間に於て本章の罪を犯したる者は其の刑を免除することを得

### 第三十五章 毀棄損壞の罪

第三百五十二條 他人の文書を毀棄損壞し又は使用に堪へざらしめ以て公衆又は他人に損害を生ぜ

しむるに足るものなるときは三年以下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處す  
第三百五十三條 他人の建築物、鑛坑、艦船を毀壞し又は使用に堪へざらしめたる者は六月以上五年以下  
の有期徒刑に處す

因て人を死に致したる者は無期徒刑又は七年以上の有期徒刑に處し、重傷に致したる者は三年以上  
十年以下の有期徒刑に處す  
第一項の未遂犯は之を罰す

第三百五十四條 前二條以外の他人の物を毀棄、損壞し又は使用に堪へざらしめ以て公衆又は他人に  
損害を生ぜしむるに足るものなるときは二年以下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處す

第三百五十五條 他人を損害せんことを意圖して詐術を以て本人又は第三者をして財産上の處分を  
爲さしめ、財産上の損害を生ぜしめたる者は三年以下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處  
す

第三百五十六條 債務者將に強制執行を受けんとするに際し、債權者の債權を害せんことを意圖して  
其の財産を毀壞、處分又は隠匿したるときは二年以下の有期徒刑、拘役又は五百元以下の罰金に處  
す

第三百五十七條 第三百五十二條、第三百五十四條乃至第三百五十六條の罪は告訴を待て論ず

中華民國刑事訴訟法



# 中華民國刑事訴訟法

中華民國二十四年一月一日公布  
同年七月二日施行

## 第一編 總 則

### 第一章 法 例

第一條 犯罪は本法又は其の他の法律に定むる所の訴訟手續に依るに非ざれば訴追處罰することを  
得ず

軍人軍屬の犯罪は軍法を犯し軍事裁判を受くべきものを除くの外仍ほ本法の規定に依りて訴追處  
罰すべし

第二條 刑事訴訟手續を實施する公務員は管轄事件に就き被告の有利及び不利なる事情を一律に注  
意すべし

被告は前項の公務員に自己に有利なる必要の處分を爲すことを請求することを得  
第三條 本法に當事者と稱するは檢察官自訴人及び被告を謂ふ

## 第二章 法院の管轄

第四條 地方法院は刑事事件に付き第一審の管轄権を有す。但し左記の事件の第一審管轄権は高等法院に屬す。

一 内亂の罪

二 外患の罪

三 國交を妨害する罪

第五條 事件は犯罪地又は被告の住所居所若は所在地の法院に於て管轄す。中華民國の領域外の中華民國艦船又は航空機内に在りて罪を犯したるときは艦船の本籍地、航空機の出發地又は犯罪後停泊したる地の法院も亦管轄権を有す。

第六條 數個の同級法院の管轄に屬する事件相牽連するときは合併して其の中の一法院に於て管轄することを得。

前項の場合に於て若し各事件已に數個の法院に繫屬するときは各當該法院の同意を得て裁定を以て其の事件を一法院に移送し合併して之を審判することを得。同意せざるものあるときは共同の直接上級法院に於て之を裁定す。

第七條 左記事情の一あるときは牽連事件とす。

一 一人數罪を犯したるとき

二 數人共に一罪又は數罪を犯したるとき

第十三條 數人同時に同一の場所に在りて各別に罪を犯したるとき

第十四條 本罪と關係ある犯人藏匿證據湮滅偽證贓物の各罪を犯したるとき

第八條 同一の事件管轄権を有する數個の法院に繫屬するときは先に繫屬したる法院に於て之を審判す。但し共同の直接上級法院の裁定を経たるときは亦後に繫屬したる法院に於て審判することを得。

第九條 左記事情の一あるときは直接上級法院に於て裁定を以て當該事件の管轄法院を指定す。

第十條 數個の法院管轄権に付き爭議あるとき

第十一條 管轄権を有する法院確定裁判に依り管轄権なきものとせられ他に其の事件を管轄する法院

第十二條 なきとき

第十三條 管轄區域の境界不明なるに因りて管轄権を有する法院を辨別すること能はざるとき

第十四條 事件に付き前項及び第五條の規定に依り其の管轄法院を定むること能はざるときは最高級法院に於て裁定を以て管轄法院を指定す。

第十條 左記事情の一あるときは直接上級法院に於て裁定を以て當該事件を其の管轄區域内の原法院と同級の他の法院に移轉す。

- 一 管轄権を有する法院法律上又は事實上審判権を行使すること能はざるとき
- 二 特別の事情に因り管轄権を有する法院に於ける審判が公安に影響し又は公平を期し難き恐あるとき
- 第十一條 當事者に於て管轄の指定又は移轉を申請するときは書面を以て理由を敘述し管轄法院に向ひて之を爲すべし
- 第十二條 訴訟手續は法院に管轄権なきことに因りて效力を失はず
- 第十三條 法院は眞實發見の必要に因り又は急迫の事情あるに遇ふときは管轄區域外に於て其の職務を行ふことを得
- 第十四條 法院は管轄権なしと雖も若し急迫の事情あるときは其の管轄區域内に於て必要の處分を爲すべし
- 第十五條 第六條に規定したる事件は一檢察官に於て合併して捜査し又は合併して起訴することを得。若し他の管轄檢察官に同意せざるものあるときは共同の直接上級法院の首席檢察官又は檢察長に於て之を命令す
- 第十六條 第十三條及び第十四條の規定は檢察官捜査を爲す場合に之を準用す

### 第三章 法院職員の廻避

- 第十七條 推事當該事件に付き左記事情の一あるときは自ら廻避を爲すべく職務を執行することを得ず
  - 一 推事被害者なるとき
  - 二 推事現に又は曾て被告又は被害者の配偶、七親等内の血親、五親等内の姻親又は家長、家屬たり又はたりしとき
  - 三 推事被告又は被害者と婚約を結びたるとき
  - 四 推事現に又は曾て被告又は被害者の法定代理人たり又はたりしとき
  - 五 推事曾て被告の代理人、辯護人、輔佐人たり又は曾て自訴人、附帶民事訴訟當事者の代理人、輔佐人たりしとき
  - 六 推事曾て證人又は鑑定人たりしとき
  - 七 推事曾て檢察官又は司法警察官の職務を執行したるとき
  - 八 推事曾て前審の裁判に參與したるとき
- 第十八條 當事者左記事情の一あるに遇ふときは推事の廻避を申請することを得
  - 一 推事前條の事情あるも自ら廻避を爲さざるとき
  - 二 推事前條以外の事情ありて其の職務の執行に偏頗の虞ありと認むるに足るとき
- 第十九條 前條第一號の事情あるときは訴訟の程度の如何を問はず當事者は何時にても推事の廻避

を申請することを得る。前條第二號の事情あるときは若し當事者已に當該事件に就き申立又は陳述を爲したる後は推事の  
 迴避を申請することを得ず。但し迴避申請の原因が後に至りて發生し又は後に至りて之を知悉し  
 たるときは此の限に在らず。

第二十條 推事迴避の申請は書面を以て其の原因を擧げ推事所屬の法院に向ひて之を爲すべし。但  
 し審判期日又は訊問を受くる時に於ては口頭を以て之を爲すことを得

迴避申請の原因及び前條第二項但書の事實は之を疏明すべし

迴避を申請せられたる推事は意見書を提出することを得

第二十一條 推事迴避の申請は其の推事所屬の法院に於て合議を以て之を裁定す。其の法定の人数  
 に足らざるに因り合議すること能はざるときは院長に於て之を裁定す。若し並に院長に於て裁定  
 すること能はざるときは直接上級法院に於て之を裁定す

前項の裁定には迴避を申請せられたる推事は參與することを得ず

迴避を申請せられたる推事其の迴避を理由ありと爲すときは裁定を要せずして直ちに迴避すべし

第二十二條 推事迴避を申請せられたるときは急速に處分すべきものを除くの外直ちに訴訟手續を  
 停止すべし

第二十三條 推事迴避の申請裁定に依り却下せられたるときは抗告を提起することを得

第二十四條 迴避申請を管轄する法院又は院長は若し推事に自ら迴避すべき原因ありと認むるとき  
 は職權を以て迴避の裁定を爲すべし

前項の裁定は送達を要せず

第二十五條 本章の推事の迴避に關する規定は法院書記官及び通譯に之を準用す。但し曾て下級法  
 院に於て書記官又は通譯の職務を執行したることを以て迴避の原因と爲すことを得ず

法院書記官及び通譯の迴避は所屬法院の院長に於て之を裁定す

第二十六條 第十七條乃至第二十四條及び第二十四條の推事迴避に關する規定は檢察官及び檢察事務  
 を辨理する書記官に之を準用す。但し曾て下級法院に於て檢察官書記官又は通譯の職務を執行し  
 たることを以て迴避の原因と爲すことを得ず

檢察官及び前項の書記官の迴避は所屬の首席檢察官又は檢察長に其の核定を申請すべし  
 首席檢察官の迴避は直接上級法院の首席檢察官又は檢察長に其の核定を申請すべし。其の檢察官  
 の數僅かに一人なるとき亦同じ

#### 第四章 辯護人、輔佐人及び代理人

第二十七條 被告は起訴後に於ては何時にても辯護人を選任することを得

被告の法定代理人、配偶、直系又は三親等内の旁系血親、家長、家屬は獨立して被告の爲に辯護人を選任

することを得

第二十八條 一被告毎に辯護人の選任は三人を逾ゆることを得ず

第二十九條 辯護人は辯護士を選任して之に充つべし。但し辯護士に非ずして審判長の許可を得たる者も亦選任して辯護士と爲すことを得

第三十條 辯護人の選任は審級毎に之を爲すべし

前項の選任には委任状を法院に提出すべし

第三十一條 最も輕き本刑が五年以上の有期徒刑たる事件又は高等法院が第一審を管轄する事件に付き未だ辯護人の選任なきときは審判長は公設辯護人を指定して其の辯護を爲さしむべし。其の他の事件にして必要ありと認むるとき亦同じ

前項の事件に付き選任辯護人審判期日に正當の理由なくして出廷せざるときは審判長は公設辯護人を指定することを得

被告數人あるときは一人を指定して辯護せしむることを得。但し各被告の利害相反するときは此の限に在らず

辯護人を指定したる後辯護士を選任して辯護人と爲したるときは指定したる辯護人を取消すことを得

第三十二條 被告に數人の辯護人あるときは文書の送達は各別に之を爲すべし

第三十三條 辯護人は記録及び證據物を檢閲し且つ之を抄録することを得

第三十四條 辯護人は勾留中の被告と接見し及び互に書信を通ずることを得。但し證據を湮滅、偽造、變造し又は共犯若は證人と通謀する虞ありと認むるに足る事實あるときは之を制限又は禁止することを得

第三十五條 被告又は自訴人の配偶、直系若は三親等内の旁系血親又は家長、家屬又は被告の法定代理人は起訴後に於て法院に對し書面を以て又は審判期日に於ては口頭を以て被告又は自訴人の輔佐人と爲ることを届出づることを得

輔佐人は法院に於て意見を陳述することを得

第三十六條 最も重き本刑が拘役又は専科罰金なる事件の被告は審判中又は捜査中に於て代理人に委任して出頭せしむることを得。但し法院又は檢察官必要と認むるときは仍ほ本人に出頭を命ずることを得

第三十七條 自訴人は代理人に委任して出頭せしむることを得。但し法院必要と認むるときは本人に出頭を命ずることを得

第三十八條 第二十八條乃至第三十條第三十二條及び第三十三條の規定は被告又は自訴人の代理人に之を準用す。但し被告の代理人は捜査中に於ては記録及び證據物を檢閲抄録することを得ず

## 第五章 文書

九〇

第三十九條 文書は公務員に於て作成するときは作成の年月日及び其の所属公署を記載し作成者に於て署名すべし

第四十條 公務員作成の文書は改竄又は切補を爲すことを得ず。若し増加、削除又は附記したるときは其の上に捺印し且つ字數を明記すべし。其の削除したる處は字跡を留存して辨認することを得しむべし

第四十一條 被告、自訴人、證人、鑑定人及び通譯を訊問するときは調書を作成し左記事項を記載すべし

一 訊問を受ける者に對する訊問及び其の陳述

二 證人、鑑定人又は通譯若し未だ宣誓せざるときは其の事由

三 訊問の年月日及び場所

前項の調書は訊問を受ける者に向ひて朗讀し又は其の者をして閲覽せしめ記載に錯誤ありや否を問ふべし

訊問を受くる者記載の増刪變更を請求するときは其の陳述を調書に附記すべし

調書には訊問を受くる者に命じて其の記載の末行に近接して署名、畫押、捺印し又は指印を按ぜしむべし

第四十二條 搜索、押收及び檢證には調書を作成し實施の年月日及び時間、場所其の他必要の事項を記載すべし

押收に付ては調書中に押收物の名目を詳記し又は目錄を作成して後に添附すべし

檢證に付ては圖畫又は寫眞を作成して調書に添附することを得

調書には本法に依り其の場に在るの人に命じて署名、畫押、捺印し又は指印を按ぜしむべし

第四十三條 前二條の調書は立會の書記官之を作成すべし。其の訊問又は搜索、押收、檢證を行ふ公務員は調書中に署名すべし。若し立會の書記官なきときは訊問又は搜索、押收、檢證を行ふ公務員自ら調書を作成す

第四十四條 審判期日には書記官審判調書を作成し左記事項及び其の他一切の訴訟手續を記載すべし

- 一 審判の法院及び年月日
- 二 推事、檢察官、書記官の官職、姓名並に自訴人、被告又は其の代理人及び辯護人、輔佐人、通譯の姓名
- 三 被告出廷せざりしときは其の事由
- 四 公開を禁止したるときは其の理由
- 五 檢察官又は自訴人の起訴に關する要旨の陳述
- 六 辯論の要旨

- 七 第四十一條第一項第一號及び第二號に定めたる事項
- 八 法廷に於て被告に向ひて朗讀し又は要旨を告げたる文書
- 九 法廷に於て被告に示したる證據物
- 十 法廷に於て實施したる押收及び檢證
- 十一 審判長が記載を命令し及び訴訟關係人の申請に依り記載を許可したる事項
- 十二 最後に被告に陳述の機會を與へたること
- 十三 裁判の宣告

訊問を受くる者は前項の調書中其の陳述に關する部分に就き朗讀又は其の閱覽を請求することを得。若し記載の増刪變更を請求したるときは其の陳述を附記すべし

第四十五條 審判調書は毎回開廷後三日内に之を整理すべし

第四十六條 審判調書には審判長に於て署名すべし。審判長事故あるときは上席の陪席推事に於て署名し單獨推事故あるときは單に書記官に於て署名し書記官事故あるときは單に審判長又は推事に於て署名し且夫々其の事由を附記すべし

第四十七條 審判期日の訴訟手續は専ら審判調書を以て證と爲す

第四十八條 審判調書中に引用附録したる文書又は附録と爲す旨を表示したる文書に記載したる事項は調書の記載と同一の效力を有す

第四十九條 辯護人は審判長の許可を得て審判期日に速記者を同行して出廷し記録することを得

第五十條 裁判するときは推事に於て裁判書を作成すべし。但し裁定を法廷に於て宣告するときは單に調書に記載を命ずることを得

第五十一條 裁判書は特別の規定に依るものを除くの外裁判を受くる者の姓名、性別、年齢、職業、住所又は居所を記載すべし。若し判決書に係るときは並に檢察官又は自訴人及び代理人辯護人の姓名を記載すべし

裁判書の原本には裁判を爲したる推事に於て署名すべし。審判長事故ありて署名すること能はざるときは上席の推事に於て其の事由を附記し推事故あるときは審判長に於て其の事由を記すべし

第五十二條 裁判書又は裁判を記載したる調書の正本は書記官に於て原本に依り之を作成し法院の印を押捺し且つ原本と異るところなきことを證明すとの字句を附記すべし

前項の規定は檢察官の起訴書及び不起訴處分書の正本に之を準用す  
第五十三條 文書は公務員に非ざる者に於て作成するときは年月日を記載し且つ署名すべし。署名すること能はざるときは他人をして姓名を代書せしめ作成者に於て畫押捺印し又は指印を按ずべし。但し代書人其の事由を附記し且つ署名すべし

第五十四條 訴訟に關する文書にして法院の保存すべきものは書記官に於て記録に編成すべし

## 第六章 送達

九四

第五十五條 被告、自訴人、告訴人、附帯民事訴訟の當事者、代理人、辯護人又は輔佐人は文書の送達を受け得る爲其の住居所又は事務所を法院又は檢察官に對して届出づべし。若し法院の所在地に住居所又は事務所なきときは其の地に住居所又は事務所を有する者を送達代收人と爲す旨を届出づべし。

前項の届出あるときは其の効力は同地の各級法院に及ぶ。送達は送達代收人に對し之を爲したるときは本人に送達したるものと看做す。

第五十六條 前條の規定は監獄又は看守所に在る者には之を適用せず。

監獄又は看守所に在る者に送達するには當該監所の長官に囑託して之を爲すべし。

第五十七條 送達を受くべき者未だ第五十五條の届出を爲さずと雖も其の住居所又は事務所書記官の知る所と爲るときは亦其の場所に向けて之を送達することを得。並に送達すべき文書を書留郵便に付することを得。

第五十八條 檢察官に對する送達は檢察官の公務所に向けて之を爲すべし。

第五十九條 被告、自訴人、告訴人又は附帯民事訴訟の當事者に左記事情の一あるときは公示送達を爲すことを得。

一 住居所、事務所及び所在地不明なるとき

二 書留郵便に付するも到達すること能はざるとき

三 法權の及ばざる地に住居するに因り其の他の方法を以て送達すること能はざるとき

第六十條 公示送達は書記官に於て夫々法院又は檢察長首席檢察官若しは檢察官の許可を得て、送達すべき文書又は其の抄本を法院の揭示所に貼附する外其の謄本を新聞紙に登載し又は其の他適當の方法を以て之を通知又は布告すべし。

前項の送達は最後の新聞紙登載又は通知、布告の日より三十日を経て效力を發生す。

第六十一條 文書の送達は司法警察吏之を行ふ。

第六十二條 文書の送達には本章に特別の規定ある場合を除くの外民事訴訟法の規定を準用す。

## 第七章 期日及び期間

第六十三條 審判長、受命推事又は檢察官期日を指定して訴訟手續を行ふときは訴訟關係人を召喚し又は之に通知して出頭せしむべし。但し訴訟關係人其の場に在り又は本法に特別の規定あるときは此の限に在らず。

第六十四條 期日は特別の規定ある場合を除くの外重大なる理由あるに非ざれば之を變更し又は延期することを得ず。

期日が變更又は延期せられたるときは訴訟關係人に通知すべし。



第六十五條 期間の計算は民法の規定に依る  
 第六十六條 法定期間内に訴訟行為を爲すべき者其の住居所又は事務所法院の所在地に在らざるときは其の期間の計算に付ては其の途に在る期間を控除すべし  
 前項に依り控除すべき途に在る期間は司法行政最高官署に於て之を定む  
 第六十七條 過失に因るに非ずして上訴抗告若は正式審判申請の期間又は審判長受命推事受託推事の裁定若は檢察官の命令の取消又は變更の申請の期間を徒過したるときは其の原因消滅したる後五日内に原狀回復を申請することを得  
 代理人を用ふることを許す事件に付ては代理人の過失は本人の過失と看做す  
 第六十八條 上訴又は抗告の期間を徒過したるに因りて原狀回復を申請するには書面を以て原審法院に對して之を爲すべく其の正式審判の申請又は審判長受命推事受託推事の裁定若は檢察官の命令の取消變更を申請する期間を徒過したるときは其の申請を管轄する法院に對して之を爲すべし  
 過失に因るに非ずして期間を徒過したる原因及び其の消滅の時期は書面中に之を疏明すべし  
 原狀回復を申請するには同時に期間内に爲すべかりし訴訟行為を補行すべし  
 第六十九條 原狀回復の申請は申請を受けたる法院に於て補行したる訴訟行為と合併して之を裁判す。若し原審法院其の申請を許可すべきものと認むるときは意見書を附して其の上訴又は抗告事件を送り上級法院に於て合併して裁判すべし

申請を受けたる法院は原狀回復の申請を裁判する迄原裁判の執行を停止することを得  
 第七十條 再議申請の期間を徒過したるときは前三條の規定を準用し原檢察官に於て原狀回復を許可することを得

### 第八章 被告の召喚及び勾引

第七十一條 被告を召喚するには召喚状を用ふべし

召喚状には左記事項を記載すべし

一 被告の姓名、性別及び住居所

二 事案の概要

三 出頭すべき日時、場所

四 正当の理由なくして出頭せざるときは勾引を命ずることを得べき旨

被告の姓名不明なるとき又は其の他の事情に因り必要あるときは其の辨別に資するに足るべき特徴を記載すべし。被告の住居所不明なるときは記載することを要せず

召喚状は捜査中は檢察官に於て審判中は審判長又は受命推事に於て署名すべし

七十二條 出頭したる被告に對し次回出頭すべき日時、場所及び若し出頭せざるときは勾引を命ずることを得べき旨を面告し且つ調書に明記したるときは已に召喚状を送達したると同一の效力を

有す。被告書面を以て期日に出席すべき旨を届出でたるとき亦同じ  
第七十三條 監獄又は看守所に在る被告を召喚するには當該監所の長官に通知すべし  
第七十四條 被告召喚に因り出席したるときは已むを得ざる事情ある場合を除くの外速かに之を訊問すべし

第七十五條 被告適法の召喚を受け正當の理由なくして出席せざるときは之を勾引することを得  
第七十六條 被告犯罪の嫌疑重大にして左記事情の一あるときは召喚を経ずして直ちに勾引することを得

- 一 一定の住居所なきとき
- 二 逃亡し又は逃亡の虞あるとき

三 證據を湮滅、偽造、變造し又は共犯若は證人と通謀する虞あるとき

第七十七條 犯す所死刑、無期徒刑又は最も輕き本刑が五年以上の有期徒刑なる罪なるとき

第七十七條 被告を勾引するには勾引狀を用ふべし

勾引狀には左記事項を記載すべし

一 被告の姓名、性別及び住居所

二 事實

三 勾引の理由

#### 四 引致すべき場所

第七十一條 第三項及び第四項の規定は勾引狀に之を準用す

第七十八條 勾引は司法警察吏又は司法警察官に於て執行す

勾引狀は數通を作り數人に交付し各別に執行せしむることを得

第七十九條 勾引を執行するには勾引狀を被告に示すべし

第八十條 勾引を執行したる後勾引狀に執行の場所及び年月日時を記載し若し執行すること能はざりしときは其の事由を記載し執行人に於て署名し勾引を命じたる公務員に提出すべし

第八十一條 司法警察吏又は司法警察官は必要あるときは管轄區域外に於て勾引を執行し又は其の地の司法警察官に執行を請求することを得

第八十二條 審判長又は檢察官は勾引狀に記載すべき事項を具して被告所在地の檢察官に被告の勾引を囑託することを得。若し被告其の地に在らざるときは當該檢察官は其の所在地の檢察官に轉囑することを得

第八十三條 被告現に勤務に服する軍人、軍屬なるときは其の勾引は勾引狀を管轄長官に知照し執行を協助せしむべし

第八十四條 被告逃亡又は藏匿したるときは之を逮捕することを得

第八十五條 被告を逮捕するには逮捕狀を用ふべし

188814

逮捕状には左記事項を記載すべし

一 被告の姓名、性別及び其の他辨別に資するに足るべき特徴

二 事案

三 逮捕の理由

四 犯罪の日時、場所。但し日時、場所不明なるときは記載することを要せず

五 引致すべき場所

逮捕状は捜査中は検察長又は首席検察官に於て審判中は法院院長に於て署名す。第八十六條 逮捕は逮捕状を以て附近又は各處の検察官、司法警察官署に通知すべく必要あるに遇ふときは並に新聞紙に登載し又は其の他の方法を以て之を布告することを得。第八十七條 逮捕に付き通知又は布告ありたる後は検察官、司法警察官は被告を勾引し又は直ちに之を逮捕することを得。

第八十八條 現行犯は何人たるを問はず直ちに之を逮捕することを得

犯罪實行中又は實行後直ちに發覺したるときは現行犯とす

左記事情の一あるときは現行犯を以て論ず

一 犯罪人として追呼せらるるとき

二 兇器、贓物若は其の他の物件を所持し又は身體、衣服等に犯罪の痕跡露はるるに因りて明かに

犯罪人たることを疑ふべきとき

第八十九條 勾引又は逮捕を執行するには被告の身體及び名譽に注意すべし

第九十條 被告勾引、逮捕を抗拒し又は脱逃したるときは強制力を用ひて之を勾引又は逮捕することを得。但し必要の程度を逾ゆることを得ず

第九十一條 勾引し又は逮捕状に因て逮捕したる被告は直ちに指定の場所に引致すべし。若し三日内に指定の場所に到達すること能はざるときは被告の申請に依り先づ最寄の法院に引致して其人達の有無を訊問すべし

第九十二條 犯罪を捜査する権限なき者現行犯を逮捕したるときは直ちに檢察官、司法警察官又は司法警察吏に引渡すべし

司法警察官、司法警察吏現行犯を逮捕し又は受取りたるときは直ちに檢察官に引渡すべし。第一項の現行犯を逮捕したる者に對しては其の姓名、住居所及び逮捕の事由を問ふべし

第九十三條 被告勾引又は逮捕に因りて出頭したるときは即時に訊問すべく遅くとも二十四時間を逾ゆることを得ず。其の勾留すべき事情ある場合を除くの外訊問畢りたる後直ちに釋放すべし

### 第九章 被告の訊問

第九十四條 被告を訊問するには先づ其の姓名、年齢、本籍、職業、住居所を問ひ以て其の人達の有無を調

査すべし。若し人違なるときは直ちに釋放すべし

第九十五條 被告を訊問するには告ぐるに犯罪の嫌疑及び犯す所の罪名を以てすべし

罪名を告知したる後變更すべきものと認むるときは再び被告に告知すべし

第九十六條 被告を訊問するには犯罪の嫌疑を辯明する機會を與ふべし。若し辯明あるときは其の

始末に就き連続して陳述すべき旨を命ずべし。其の有利の事實を陳述したるときは之に證明の方

法を申出づべき旨を命ずべし

第九十七條 被告數人あるときは各別に之を訊問すべし。其の未だ訊問を経ざる者は其の場に在る

ことを得ず。但し眞實發見の必要に因り其の對質を命ずることを得

第九十八條 被告を訊問するには懇切の態度に出づべく強暴脅迫利誘詐欺其他不正の方法を用ふ

ることを得ず

第九十九條 被告聲又は啞なるときは通譯を用ふることを得。並に文字を以て訊問し又は文字を以

て陳述すべき旨を命ずることを得

第一百條 被告の犯罪に對する自白其他不利の陳述並に其の陳述したる有利の事實は申出でたる證

明の方法と共に調書中に明確に記載すべし

### 第十章 被告の勾留

第一百一條 被告を訊問したる後第七十六條に規定したる事情ありと認めたる場合に於て必要あると

きは之を勾留することを得

第一百二條 被告を勾留するには勾留状を用ふべし

勾留状には左記事項を記載すべし

一 被告の姓名性別及び住居所

二 事案

三 勾留の理由

四 勾留すべき場所

第七十一條第三項及び第四項の規定は勾留状に之を準用す

第一百三條 勾留を執行するには司法警察吏に於て被告を指定の看守所に引致す。該所長官は驗收し

たる後勾留状に引致の年月日時を附記し且つ署名すべし

第七十九條第八十一條第八十九條及び第九十條の規定は勾留の執行に之を準用す

第一百四條 被告及び其の輔佐人と爲ることを得る者は口頭を以て勾留を執行する公務員又は其所

屬官署に勾留状の謄本の付與を請求することを得

前項の請求は拒絶することを得ず。即時に之を付與すべし

第一百五條 勾留したる被告の拘束は勾留の目的及び勾留所の秩序を維持するに必要なるを以て限と

爲す

被告は自ら飲食及び日用の必需品を備へ並に他人と接見、通信し書籍及び其の他の物件を受授することを得。但し勾留所は之を監視又は檢閲することを得。若し其の脱逃を致し又は證據を湮滅、偽造、變造し又は共犯若は證人と通謀する虞あるときは並に之を禁止し又は押收することを得。被告は暴行、逃亡又は自殺の虞あるに非ざれば其の身體を束縛することを得ず。身體を束縛する處分は勾留所の長官に於て之を命令し即時に管轄法院又は檢察官に報告して許可を受くべし。

第六六條 被告を勾留する場所は檢察官勤めて視察を加ふべし

第六七條 勾留は其の原因消滅するときは直ちに取消し被告を釋放すべし

第六八條 被告の勾留は捜査中は二月を逾ゆることを得ず。審判中は三月を逾ゆることを得ず。但し勾留を繼續する必要があるときは期間の満たざる前法院に於て裁定して之を延長することを得。

捜査中に於て勾留の期間を延長するには檢察官に於て所屬法院の裁定を申請すべし

勾留期間の延長は毎回二月を逾ゆることを得ず。捜査中は一回を以て限と爲す。若し犯す所最も

重き本刑が三年以下の有期徒刑以下の刑なるときは審判中と雖も三回を以て限と爲す

勾留の期間満了するも起訴又は裁判なきときは勾留を取消したるものと看做す

第六九條 事件に付き上訴ありたる場合に於て被告の勾留期間若し已に原審判決の刑期を逾ゆるときは檢察官が被告の不利益の爲に上訴したる場合を除くの外直ちに勾留を取消し被告を釋放すべし

第七十條 被告及び其の輔佐人と爲ることを得る者又は辯護人は何時にても保證を立て勾留の停止を申請することを得

第七十一條 勾留停止の申請を許可するときは保證書の提出を命じ相當の保證金額を指定すべし

保證書は管轄區域内の信用ある人又は商店の提出する所のものに限り且つ保證金額及び法に依り納付すべき事由を記載すべし

指定の保證金額に付き若し申請人納付を願ひ又は第三者の納付を許したるときは保證書の提出を免す

保證金の納付は有價證券を以て之に代ふることを許すことを得

勾留停止の申請を許可するときは被告の住居を制限することを得

第七十二條 被告罰金専科の罪を犯したるものなるときは指定の保證金額は罰金の最多額を逾ゆることを得ず

第七十三條 勾留停止の申請を許可したるときは保證書又は保證金を接受したる後勾留を停止し被告を釋放すべし

第七十四條 勾留したる被告左記事情の一ある場合に於て若し保證を立てて勾留停止を申請したるときは却下することを得ず

一 犯す所最も重き本刑が六月以下の有期徒刑、拘役又は罰金専科の罪なるとき

二 懐胎七月以上又は分娩後一月未滿なるときは、  
三 現に疾病に罹り勾留に因りて治療すること能はざる恐あるとき

第百十五條 勾留したる被告は保證を立つることを命ぜずして其の輔佐人と爲ることを得る者又は管轄區域内の其の他の適當なる人に責付して勾留を停止することを得

責付を受けたる者は證書を提出し若し召喚あるときは被告をして何時にても出頭せしむべき旨を之に明記すべし

第百十六條 勾留したる被告は保證を立つることを命ぜずして其の住居を制限して勾留を停止することを得

第百十七條 勾留を停止したる後左記事情の一あるときは勾留の再執行を命ずることを得

- 一 適法の召喚を受け正當の理由なくして出頭せざるとき
- 二 住居の制限を受けて違背したるとき
- 三 新に第七十六條に定むる事情を發生したるとき

第百十八條 保證を立てて勾留を停止せられたる被告逃匿したるときは指定の保證金額の納付を命じ且つ之を没取し納付せざるときは保證金を強制執行し已に納付したるときは其の保證金を没取すべし

第百十九條 勾留を取消し又は勾留を再執行し又は裁判に因りて勾留の效力消滅するに至りたる

ときは保證を立つる責任を免除す

保證書を提出し又は保證金を納付したる第三者にして被告が逃匿を豫備しつつある事情を以て之を防止し得る際に法院檢察官又は司法警察官に報告し保證取下を申請するときは其の保證取下を許すことを得

保證を立つる責任を免除し又は保證取下ありたるときは保證書を廢棄し又は未だ没取せざる保證金を還付すべし

前三項の規定は責付を受けたる者に之を準用す

第百二十條 被告訊問ありたる後は逃匿したるに因り勾引又は逮捕して出頭せしめたる場合を除くの外第百一條の事情ありと雖も亦勾留を命ぜずして直ちに保證を立つること又は責付を命ずることを得

第百二十一條 第百七條の勾留取消、第百十條、第百十五條及び第百十六條の勾留停止、第百十七條の勾留再執行、第百十八條の保證金没取、第百十九條第二項の保證取下及び前條の保證を立て若し責付するの命は法院の裁定又は檢察官の命令を以て之を行ふ

事件第二審の上訴期間内又は上訴中にして記録及び證據物尙ほ第一審法院に在るときは前項の處分は第一審法院に於て之を裁定すべく第三審の上訴期間内又は上訴中なるときは第二審法院に於て之を裁定すべし

### 第十一章 搜索及び押收

第二百二十二條 被告の身體、物件又は住宅其の他の場所に對し必要あるときは之を搜索することを得

第三者の身體、物件又は住宅其の他の場所に對しては相當の理由ありて被告と爲ること又は押收すべき物の存在することを信すべきときに限り之を搜索することを得

第二百二十三條 婦女の身體を搜索するには婦女に命じて之を行はしむべし。但し婦女に由りて之を行ふこと能はざるときは此の限に在らず

第二百二十四條 搜索には秘密を守るべく且つ搜索を受くる者の名譽に注意すべし

第二百二十五條 搜索を爲したるも押收すべき物を發見せざるときは證明書を搜索を受けたる者に付與すべし

第二百二十六條 公署又は公務員の所持若は保管する文書又は其の他の物件にして押收すべきときは交付を請求すべし。但し必要あるときは之を搜索することを得

第二百二十七條 軍事上秘密を要する場所は所管長官の許可を得るに非ざれば搜索することを得ず

第二百二十八條 搜索には搜索狀を用ふべし

搜索狀には左記事項を記載すべし

一 搜索すべき被告又は押收すべき物

二 搜索すべき場所、身體又は物件

搜索狀は捜査中は檢察官に於て審判中は審判長又は受命推事に於て署名す

搜索は檢察官又は推事に於て自ら實施する場合を除く外司法警察吏又は司法警察官に於て執行す

第二百二十九條 檢察官又は推事自ら搜索するときは搜索狀を用ひざることを得

第二百三十條 司法警察吏又は司法警察官被告を逮捕し又は勾引、勾留を執行するときは搜索狀なしと雖も直ちに其の身體を搜索することを得

第二百三十一條 左記事情の一あるときは司法警察吏又は司法警察官は搜索狀なしと雖も直ちに住宅又は其の他の場所を搜索することを得

一 被告を逮捕し又は勾引、勾留を執行するに因るとき

二 現行犯を追跡し又は脱逃者を逮捕するに因るとき

三 人其の内に在りて罪を犯し事情急迫せりと信するに足る事實あるとき

第二百三十二條 搜索を抗拒したるときは強制力を用ひて之を搜索することを得。但し必要の程度を

逾ゆることを得ず

第二百三十三條 證據と爲るべき物又は沒收することを得る物は之を押收することを得

押收すべき物の所有者、所持者又は保管者に對しては其の提出又は交付を命ずることを得

第二百三十四條 公署、公務員又は曾て公務員たりし者の所持又は保管する文書及び其の他の物件にし

若し其の職務上秘密を守るべきものなるときは管轄監督公署又は公務員の許可を得るに非ざれば押收することを不得す

前項の許可は國家の利益を妨害するものある場合を除くの外拒絶することを不得す

第三百三十五條 郵便若し電報機關又は郵便事務を執行する人員の所持又は保管する郵便物、電報にして左記事情の一あるときは之を押收することを得

- 一 相當の理由ありて其の本案と關係あることを信すべきとき
- 二 被告の發信し又は被告に宛てたるものなるとき。但し辯護人と往來したる郵便物、電報は犯罪の證據と認むべきとき又は證據を湮滅、偽造、變造し又は共犯若しは證人と通謀の處あるとき又は被告已に逃亡したるときに限る

前項の押收を爲したるときは直ちに郵便物、電報の發送人又は受取人に通知すべし。但し訴訟手續に妨害あるときは此の限に在らず

第三百三十六條 押收は檢察官又は推事に於て自ら實施する場合を除くの外司法警察吏又は司法警察官に執行を命ずることを得

司法警察吏又は司法警察官に押收の執行を命ずるときは交付したる搜索狀中に其の事由を記載すべし

第三百三十七條 司法警察吏又は司法警察官搜索又は押收を行ふ場合に於て本案に付き押收すべき物

を發見したるときは搜索狀に記載せざるものと雖も亦之を押收することを得

第三百三十八條 押收すべき物の所有者、所持者又は保管者正當の理由なくして提出若しは交付を拒絶し又は押收を抗拒するときは強制力を用ひて之を押收することを得

第三百三十九條 押收には押收證を作成し押收物の名目を詳記して所有者、所持者又は保管者に付與すべし

押收物には封緘又は其の他の標識を施し押收したる公署又は公務員に於て捺印すべし

第三百四十條 押收物はその喪失又は毀損を防ぐ爲に適當の處置を爲すべし

運搬又は保管に不便なる押收物は人に看守を命じ又は所有者其の他適當の人に保管を命ずることを得

危険を生じ易き押收物は之を毀棄することを得

第三百四十一條 沒收することを得る押收物喪失毀損の虞あり又は保管に不便なるときは之を競賣し其の代金を保管することを得

第三百四十二條 押收物若し留置の必要なときは事件の終結を待たずして法院の裁定又は檢察官の命令を以て之を還付すべし。其の贓物に係り第三者の權利を主張するものなきときは被害者に還付すべし

押收物は所有者、所持者又は保管者の請求に因り其の者に保管の責を負ふべきことを命じて假に還



付することを得  
第四百十三條 所有者、所持者又は保管者の任意に提出又は交付したる物にして之を留置したるときは前四條の規定を準用す

第四百十四條 搜索及び押収を爲す爲には鎖鑰封緘を開き又は其の他必要の處分を爲すことを得

第四百十五條 司法警察吏又は司法警察官搜索及び押収を執行するには搜索狀を第四百十八條の立會人に示すべし

第四百十六條 人の住居若は看守する住宅又は其の他の場所は夜間其の内に入りて搜索又は押収を爲すことを得ず。但し住居者、看守者若は其の代表たるべき者の承諾を得又は急迫の事情あるときは此の限に在らず

夜間搜索又は押収を爲すときは其の事由を調書に明記すべし

晝間已に搜索又は押収を開始したるときは繼續して夜間に至ることを得

夜間と稱するは日出前日没後とす

第四百十七條 左記の場所は夜間と雖も亦其の内に入りて搜索又は押収を爲すことを得

一 假釋放者が住居又は使用するとき

二 旅店、飲食店、其の他夜間公衆の出入し得べき場所にして仍ほ公開時間内に在るとき

三 常に賭博又は風化を妨害する行爲に用ひらるるとき

第四百十八條 人の住居若は看守する住宅又は其の他の場所内に在りて搜索又は押収を爲すときは

住居者、看守者又は其の代表たるべき者に命じて立會はしむべし。若し此等の者其の場に在らざる

ときは隣人又は最寄の自治團體の職員に命じて立會はしむることを得

第四百十九條 公署、軍營、軍艦又は軍事上秘密の場所内に在りて搜索又は押収を爲すには管轄長官又

は其の代表たるべき者に通知して立會はしむべし

第四百十條 當事者及び辯護人は搜索又は押収の時之に立會ふことを得。但し被告拘禁を受け又は

其の立會が搜索若は押収に妨害ありと認むるときは此の限に在らず

搜索又は押収を爲す場合に於て必要ありと認むるときは被告に立會を命ずることを得

搜索又は押収を爲すべき日時及び場所は前二項に因り立會ふことを得る者に通知すべし。但し急

迫の事情あるときは此の限に在らず

第四百十一條 搜索又は押収を暫時中止する場合に於て必要あるときは其の場所を閉鎖し且つ人に

看守を命ずべし

第四百十二條 搜索又は押収を實施するに際し別事件に付き押収すべき物を發見したるときは亦之

を押収して各別に管轄法院又は檢察官に送付することを得

第四百十三條 搜索又は押収は審判長又は檢察官に於て搜索、押収を行ふべき地の推事又は檢察官に

囑託して之を行ふことを得。若し他地に於て搜索、押収を行ふべきときは當該推事又は檢察官は其

の地の推事又は檢察官に轉囑することを得

### 第十二章 檢 證

第一百五十四條 法院又は檢察官は證據及び犯罪事實を調査する爲檢證を實施することを得

第一百五十五條 檢證に付ては左記の處分を爲すことを得

一 犯罪の場所其の他事件と關係ある場所の臨檢

二 身體の検査

三 屍體の檢視

四 屍體の解剖

五 事件と關係ある物件の検査

六 其の他必要の處分

第一百五十六條 檢證を行ふときは證人鑑定人に立會を命ずることを得

第一百五十七條 身體の検査若し被告以外の者に係るときは相當の理由ありて犯罪事實の調査に必要

ありと認むるときに限り始めて之を爲すことを得

婦女の身體を検査するには醫師又は婦女に命じて之を行はしむべし

第一百五十八條 屍體の檢視又は解剖には先づ屍體に人違なきや否を查明すべし

屍體の檢視は醫師又は檢視員に命じて之を行はしむべし

屍體の解剖は醫師に命じて之を行はしむべし

第一百五十九條 屍體の檢視又は解剖の爲め該屍體又は其の一部を一時留置することを得 並に棺を

開き及び墳墓を發掘することを得

屍體を檢視又は解剖し及び棺を開き墳墓を發掘するには死者の配偶又は其の他同居若は近接の親

屬に通知して其の立會を許すべし

第一百六十條 病死に非ず又は病死に非ざることを疑ふべきものあるに遇ふときは管轄檢察官は速か

に檢視すべし 若し犯罪の嫌疑あることを發見したるときは繼續して必要の檢證を爲すべし

第一百六十一條 第二百二十七條、第四百四十六條乃至第五百一十一條及び第五百十三條の規定は檢證に之を

準用す

### 第十三章 人 證

第一百六十二條 證人の召喚には召喚狀を用ふべし

召喚狀には左記事項を記載すべし

- 一 證人の姓名、性別及び住居所
- 二 事案

- 三 出頭すべき日時場所
  - 四 正當の理由なくして出頭せざるときは過料を科し及び勾引を命ずることを得べき旨
  - 五 證人は日當及び旅費を請求することを得べき旨
- 召喚狀は捜査中は檢察官に於て審判中は審判長又は受命推事に於て署名す  
 召喚狀は遅くとも出頭期日の二十四時間前に送達すべし。但し急迫の事情あるときは此の限に在らず

第六十三條 七十二條及び第七十三條の規定は證人の召喚に之を準用す

第六十四條 證人出頭すること能はず又は其の他必要の事情あるときは其の所在に就き又は其の所在地の法院に於て之を訊問することを得

第六十五條 證人適法の召喚を受け正當の理由なくして出頭せざるときは五十元以下の過料を科することを得。並に之を勾引することを得。再度召喚するも出頭せざるとき亦同じ。

前項の過料を科する處分は法院に於て之を裁定す。檢察官召喚を爲したるときは所屬法院に其の裁定を請ふべし

前項の裁定に對しては抗告を提起することを得

證人の勾引には第七十七條乃至第八十三條及び第八十九條乃至第九十一條の規定を準用す

第六十六條 公務員又は曾て公務員たりし者を證人と爲し其の職務上祕密を守るべき事項に就き

訊問するときは管轄監督公署又は公務員の許可を受くべし

前項の許可は國家の利益を妨害するものある場合を除くの外拒絕することを得ず

第六十七條 證人に左記事情の一あるときは證言を拒絕することを得

- 一 現に又は曾て被告又は自訴人の配偶、五親等内の血親、三親等内の姻親又は家長、家屬なるとき又はなりしとき
- 二 被告又は自訴人と婚約を締結したるとき
- 三 現に若は曾て被告若は自訴人の法定代理人たり若はたりしとき又は現に若は曾て被告若は自訴人が其の法定代理人たり若はたりしとき

共同被告又は自訴人中の一人又は數人に對し前項の關係あるも單に他の共同被告又は他の共同自訴人のみに關する事項に就て證人と爲るときは證言を拒絕することを得ず

第六十八條 證人陳述に因り自己又は自己と前條第一項の關係ある者をして刑事訴追又は處罰を受くるに至らしむることを恐るときは證言を拒絕することを得

第六十九條 證人醫師、藥劑師、藥種商、助産士、宗教師、辯護士、辯護人、公證人、會計師若は其の業務上の補助者なる場合又は曾て此等の職務に在りたる者なる場合に於て其の業務に因り知悉する他人の祕密に關する事項に就き訊問を受くるときは本人の同意ありたる場合を除くの外證言を拒絕することを得

第七十條 證人證言を拒絶するときは拒絶の原因を疏明すべし。但し第六十八條の事情あるときは宣誓を命じて疏明に代へしむることを得  
證言拒絶の許可又は却下は捜索中は檢察官に於て之を命令し審判中は審判長又は受命推事に於て之を裁定す

第七十一條 證人數人あるときは各別に之を訊問すべし。其の未だ訊問を経ざる者は其の場にいることを得ず

眞實發見の爲必要あるときは證人に命じて他人又は被告と對質せしむることを得

七十二條 證人を訊問するには先づ其の人達の有無及び被告又は自訴人と第六十七條第一項の關係の有無を調査すべし

證人被告又は自訴人と第六十七條第一項の關係あるときは證言を拒絶し得べき旨を告ぐべし  
第七十三條 證人には宣誓を命ずべし。但し左記事情の一あるときは之をして宣誓せしむることを得ず

- 一 十六歳に満たざるるとき
- 二 精神の障礙に因り宣誓の意義及び効果を解せざるるとき
- 三 當該事件と共犯又は犯人藏匿證據湮滅偽證贓物の各罪の關係又は嫌疑あるとき
- 四 第六十七條第一項又は第六十八條の事情あるも證言を拒絶せざるるとき

五 被告又は自訴人の被傭者又は同居者なるとき

捜査中に於て證人を訊問するには之をして宣誓せしめざることを得

第七十四條 證人宣誓する前に宣誓の義務及び偽證の罰を告ぐべし

宣誓せしめざる證人に對しては實に據りて陳述すべく匿飾増減することを得ざる旨を告ぐべし

第七十五條 宣誓は訊問前に之を爲さしむべし。但し宣誓せしむべきか否に付き疑義あるときは訊問後に之を爲すことを命ずることを得

第七十六條 宣誓には宣誓書に實に據りて陳述すべく決して匿飾増減すること無しとの語句を記載すべし。其の訊問後に宣誓するときは宣誓書に實に據りて陳述し並に匿飾増減したるところなしとの語句を記載すべし

宣誓書は書記官に命じて朗讀せしめ必要あるときは並に其の意義を説明すべし

宣誓書には證人に命じて署名畫押捺印せしめ又は指印を按ぜしむべし

第七十七條 證人を訊問するには之に命じて訊問事項の顛末に就き連続して陳述せしむべし

證人陳述したる後其の陳述を明確ならしめ又は其の眞偽を判斷する爲適當の訊問を爲すべし

第七十八條 必要の事情あるに非ざれば左記の訊問を爲すことを得ず

- 一 當該事件と關係なきもの
- 二 證言が證人又は之と第六十七條第一項の關係ある者の名譽信用又は財産に重大なる損害

を與ふる恐あるもの

第七十九條 第七十四條第九十八條及び第九十九條の規定は證人の訊問に之を準用す

第八十條 證人正當の理由なくして宣誓又は證言を拒絶したるときは五十圓以下の過料を科することを得。第七十條第一項但書の場合に於て不實の宣誓を爲したるとき亦同じ

第六十五條第二項及び第三項の規定は前項の處分に之を準用す

第八十一條 證人は法定の日當及び旅費を請求することを得。但し勾引せられ又は正當の理由なくして宣誓又は證言を拒みたるときは此の限に在らず

前項の請求は訊問畢りたる後十日内に法院に對して之を爲すべし。但し旅費に付ては豫め給與することを請求することを得

第八十二條 審判長又は檢察官は證人所在地の推事又は檢察官に證人の訊問を囑託することを得。若し證人其の地に在らざるときは該推事、檢察官は其の所在地の推事、檢察官に轉囑することを得

受託推事又は檢察官證人を訊問するときは當該事件の繫屬する法院の審判長又は檢察官と同一の權限を有す

第八十三條 證人捜査中又は審判中に於て已に適法の訊問を受け其の陳述明確にして別に訊問の必要なときは再び召喚を爲すことを得ず。但し第七十三條第二項に依り未だ宣誓せしめざる證人は此の限に在らず

### 第十四章 鑑定及び通譯

第八十四條 鑑定には本章に特別の規定ある場合を除くの外前章人證に關する規定を準用す

第八十五條 鑑定人は審判長、受命推事又は檢察官に於て左記の者に就き一人又は數人を選任して之に充つ

一 鑑定事項に就き特別の知識経験を有する者

二 公署の委任を受けて鑑定職務を有する者

第八十六條 鑑定人は勾引することを得ず

第八十七條 當事者は推事の廻避を申請する原因に依り鑑定人を拒却することを得。但し鑑定人が當該事件に於て曾て證人又は鑑定人たりしことを以て拒却の原因と爲すことを得ず

鑑定人已に鑑定事項に就き陳述又は報告を爲したる後は拒却することを得ず。但し拒却の原因が後に至りて發生し又は後に至りて之を知悉したるときは此の限に在らず

第八十八條 鑑定人を拒却するには拒却の原因及び前條第二項但書の事實を疏明すべし

鑑定人拒却の許可又は却下は捜査中は檢察官に於て之を命令し審判中は審判長又は受命推事に於て之を裁定す

第八十九條 鑑定人は鑑定前に宣誓すべし。其の宣誓書には必ず公正誠實の鑑定を爲すとの語句

を記載すべし。其の立書書は鑑定を爲さしめることを得。前項の場合に於ては鑑定に關する物を鑑定人に交付することを得。被告の心神又は身體を鑑定するに付き必要あるときは豫め期間を定めて被告を醫院其の他適當の場所に送入することを得。第九十一條 鑑定人鑑定に付き必要あるときは審判長受命推事又は檢察官の許可を受けて身體を検査し屍體を解剖し又は物體を毀壞することを得。第九十二條 鑑定人鑑定に付き必要あるときは審判長受命推事又は檢察官の許可を受けて記録及び證據物を檢閲することを得。並に之を蒐集し又は取調ぶることを請求することを得。鑑定人は被告自訴人又は證人を訊問すること並に其の立會及び直接の發問を許すことを請求することを得。第九十三條 鑑定の經過及び其の結果は鑑定人に命じ口頭又は書面を以て報告せしむべし。鑑定人數人あるときは共同して之を報告せしむることを得。但し意見同じからざるときは各別に報告せしむべし。

書面を以て報告する場合に於て必要あるときは口頭を以て説明せしむることを得

第九十四條 鑑定に完備せざるものあるときは人數の増加を命じ又は他の者に繼續して若は別に鑑定を爲すことを命ずることを得

第九十五條 法院又は檢察官は醫院學校其の他相當の機關に囑託して鑑定を爲さしめ又は他人の鑑定を審査せしむることを得

第九十六條乃至第九十三條の規定は前項の場合に之を準用す。其の口頭を以て報告又は説明を爲すべきときは囑託を受けたる機關の鑑定又は審査を実施したる者に於て之を爲す

第九十七條 特別の知識に依り已往の事實を知り得たる者を訊問するには人證に關する規定を適用す

第九十八條 本章の規定は通譯に之を準用す

第九十九條 裁判は本法に依り判決を以て之を行ふべきものを除くの外裁定を以て之を行ふ

第一百條 判決は特別の規定ある場合を除くの外當事者の口頭辯論を経て之を爲すべし

### 第十五章 裁判

第三百一條 裁定は法廷に於ける申立に因りて之を爲すときは訴訟關係人の口頭陳述を経べし  
裁定前必要あるときは事實を調査することを得

第二百二條 判決には理由を敘述すべし。抗告を爲すことを得る裁定又は申立を却下する裁定亦同  
じ

第二百三條 判決は之を宣告すべし。但し口頭辯論を経ざる判決は此の限に在らず  
裁定は法廷に於て爲したるものに限り之を宣告すべし

第二百四條 判決を宣告するには主文を朗讀し其の意義を説明し並に理由の要旨を告ぐべし  
裁定を宣告するには裁定の意旨を告ぐべく其の理由を敘述するときは並に理由を告ぐべし

第二百五條 裁判に付き裁判書を作成すべきときは裁判を爲したる推事裁判の宣告後三日内は原本  
を書記官に交付すべし

書記官は裁判の原本に接受の年月日を明記し並に署名すべし。其の口頭陳述を以て附書又は録音  
第二百六條 裁判に付き裁判書を作成するときは特別の規定ある場合を除くの外正本を當事者又は

其の他裁判を受くる者に送達すべし。其の送達に當りては裁判官は附書又は録音を以て當事者の  
前項の送達は裁判の原本を接受したる日より遅くとも七日を逾ゆることを得ず

第二百七條 裁判官は裁判の原本を接受したる日より遅くとも七日を逾ゆることを得ず  
第二百八條 裁判官は裁判の原本を接受したる日より遅くとも七日を逾ゆることを得ず

## 第二編 第一審

### 第一章 公 訴

#### 第一節 捜 査

第二百七條 檢察官告訴、告發、自首又は其の他の事情に因り犯罪の嫌疑あることを知るときは直ちに  
犯人及び證據を捜査すべし

第二百八條 左記の各員は其の管轄区域内に於て司法警察官として檢察官を協助し犯罪を捜査する  
職權を有す

- 一 縣長、市長
- 二 警察廳長、警務處長又は公安局長
- 三 憲兵隊長官

前項の司法警察官は捜査の結果を管轄檢察官に移送すべし。若し勾引又は逮捕せられたる犯罪嫌疑  
疑者を接受し其の勾留の必要ありと認めたるときは二十四時間内に管轄檢察官に移送すべし。但

し檢察官其の移送を命じたるときは直ちに移送すべし  
第二百九條 左記の各員は司法警察官として檢察官の指揮を受け犯罪を捜査すべし

一 警察官長

二 憲兵官長軍士

三 法令に依り特定の事項に關して司法警察官の職權を行ふことを得る者

前項の司法警察官犯罪の嫌疑あることを知りたるときは前條の管轄檢察官又は司法警察官に報告すべし。但し其の指揮を待たずして直ちに犯人犯罪事實及び必要の證據を調査することを得

第二百十條 左記の各員は司法警察吏として檢察官及び司法警察官の命令を受け犯罪を捜査す

一 巡査

二 憲兵

三 法令に依り特定の事項に關して司法警察吏の職權を行ふことを得る者

司法警察吏犯罪の嫌疑あることを知りたるときは管轄檢察官又は司法警察官に報告すべし。但し

其の命令を待たずして直ちに犯人及び犯罪事實を調査し並に證據を蒐集することを得

第二百十一條 犯罪の被害者は告訴を爲すことを得

第二百十二條 被害者の法定代理人又は配偶は獨立して告訴することを得

被害者已に死亡したるときは其の配偶、直系血親、三親等内の旁系血親、二親等内の姻親又は家長、家屬

に於て告訴することを得。但し被害者の明示したる意思に反することを得ず

第二百十三條 刑法第二百三十條の風化を妨害する罪は左記の者に非ざれば告訴することを得ず

一 本人の直系血親たる尊親屬

二 配偶又は其の直系血親たる尊親屬

刑法第二百三十九條の婚姻及び家庭を妨害する罪は配偶に非ざれば告訴することを得ず

刑法第二百四十條第二項の婚姻及び家庭を妨害する罪は配偶に非ざれば告訴することを得ず

刑法第二百九十八條の自由を妨害する罪は被略誘者の直系血親、三親等内の旁系血親、二親等内の姻親又は家長、家屬も亦告訴することを得

刑法第三百十二條の名譽及び信用を妨害する罪は已に死亡したる者の配偶、直系血親、三親等内の旁

系血親、二親等内の姻親又は家長、家屬告訴を爲すことを得

第二百十四條 被害者の法定代理人被告と爲り又は其の法定代理人の配偶若は四親等内の血親、三親

等内の姻親若は家長、家屬被告と爲るときは被害者の直系血親、三親等内の旁系血親、二親等内の姻親

又は家長、家屬は獨立して告訴することを得

第二百十五條 告訴を待て論ずる罪に付き告訴を爲すことを得る者なきときは管轄檢察官は利害關

係人の申請に依り代て告訴を行ふ者を指定することを得

第二百十六條 告訴を待て論ずる罪に付ては其の告訴は告訴を爲すことを得る者が犯人を知悉した



るときより六個月内に之を爲すべし

告訴を爲すことを得る者數人ありて其の一人期間を懈怠するとき其の効力は他の者に及ばず

第二百十七條 告訴を待て論ずる罪に付ては告訴人は第一審辯論終結前に於て其の告訴を撤回する

ことを得。但し本刑が七年以上の有期徒刑以上の刑なるときは撤回することを得ず

告訴を撤回したる者は再び告訴を行ふことを得ず

第二百十八條 告訴を待て論ずる罪に付き共犯の一人に對して告訴し又は告訴を撤回したるときは

其の効力は其の他の共犯に及ぶ。但し刑法第二百三十九條の罪に付き配偶に對し告訴を撤回した

るときは其の効力は相姦者に及ばず

第二百十九條 何人たるを問はず犯罪の嫌疑あることを知りたる者は告發を爲すことを得

第二百二十條 公務員職務を執行するに因りて犯罪の嫌疑あることを知りたるときは告發を爲すべ

し

第二百二十一條 告訴告發は書面又は口頭を以て檢察官又は司法警察官に對し之を爲すべし。其の

口頭を以て之を爲すときは調書を作成すべし

第四十一條第二項乃至第四項及び第四十三條の規定は前項の調書に之を準用す

第二百二十二條 刑法第一百十六條及び第一百十八條の請求を待て論ずる罪に付ては外國政府の請求は

外交部長を経て司法行政最高長官に請求し管轄檢察官に知らしむることを得

第二百十七條及び第二百十八條の規定は外國政府の請求に之を準用す

第二百二十三條 其自首は檢察官又は司法警察官に對して爲すときは第二百二十一條の規定を準用す

第二百二十四條 捜査は之を公開せず

第二百二十五條 被告出頭すること能はず又は其の他必要の事情あるときは其の所在に就き之を訊

問することを得

第二百二十六條 捜査に關する事項に付き檢察官は管轄公署に必要な報告を爲すことを請ふことを

得

第二百二十七條 證人、鑑定人を訊問する場合に於て若し被告其の場に在るときは被告は自ら詰問す

ることを得。詰問不當なるものあるときは檢察官は之を禁止することを得

證人、鑑定人審判の時に於て訊問すること能はずと思料せらるときは被告に立會を命ずべし。但

し證人、鑑定人被告の前に於ては自由に陳述すること能はざる恐あるときは此の限に在らず

第二百二十八條 捜査を實施するに際し急迫の事情あるに遇ふときは其の場に在る者又は附近の者

に命じて相當の補助を爲さしむることを得。檢察官必要あるときは並に附近の軍事長官に請ひ軍

隊を派遣して補助せしむることを得

第二百二十九條 檢察官犯罪の嫌疑あることを知るも其の管轄に屬せず又は捜査を開始したる後事

件が其の管轄に屬せざることを認めたるときは直ちに管轄檢察官に夫々通知又は移送すべし。但

し急迫の事情あるときは必要の處分を爲すべし  
第二百三十條 檢察官捜査に依り得たる所の證據被告に犯罪の嫌疑あることを認むるに足るときは公訴を提起すべし

被告の所在不明なるときと雖も亦公訴を提起すべし  
第二百三十一條 事件に左記事情の一あるときは不起訴の處分を爲すべし

一 會て確定判決を受けたるとき  
二 時効已に完成したるとき  
三 會て大赦ありたるとき

四 犯罪後の法律已に其の刑罰を廢止したるとき  
五 告訴又は請求を待て論ずる罪に付き其の告訴又は請求已に撤回せられ又は告訴期間を經過したるとき

六 被告死亡したるとき

七 法院被告に對し審判權なきとき  
八 行爲罰せられざるるとき

九 法律上其の刑を免除すべきとき  
十 犯罪の嫌疑足らざるるとき

第二百三十二條 檢察官刑法第六十一條に列記したる各罪の事件に於て刑法第五十七條の列記事項を參酌し不起訴を以て適當と認めたるときは不起訴の處分を爲すことを得

第二百三十三條 被告數罪を犯したる場合に於て其の一罪に付き已に重刑の判決を受け又は之を受くべくして檢察官他の罪に付き起訴するも執行すべき刑に重大の關係なしと認むるときは不起訴の處分を爲すことを得

第二百三十四條 檢察官前三條の規定に依り又は其の他の理由に因り不起訴の處分を爲すときは處分書を作成し不起訴の理由を敘述すべし

不起訴處分書は其の正本を告訴人及び被告に送達すべし  
前項の送達は書記が處分書の原本を接受したる日より五日を逾ゆることを得ず

第二百三十五條 告訴人は不起訴處分書を接受したる後七日内に書面を以て不服の理由を敘述し原檢察官を經由して直接上級法院の首席檢察官又は檢察長に對し再議を申請することを得

第二百三十六條 再議の申請は檢察官理由ありと認むるときは其の處分を取消し捜査を繼續し又は起訴すべし

原檢察官申請を理由なしと認むるときは直ちに當該事件の記録及び證據物を上級法院の首席檢察官又は檢察長に送付すべし  
申請已に前條の期間を經過したるものなるときは之を却下すべし

原法院の首席検察官必要と認むるときは第二項の規定に依り送付する前に於て自ら又は他の検察官に命令して再び捜査を行ひ夫々原処分を取消し又は維持することを得。其の原処分を維持するときは直ちに送付すべし

第二百三十七條 上級法院の首席検察官又は檢察長再議の申請を理由なしと認むるときは之を却下すべし。理由ありと認むるときは夫々左記の処分を爲すべし

一 捜査未だ完備せざるときは法院の檢察官に捜査の續行を命令す

二 捜査已に完備したるときは原法院の檢察官に起訴を命令す

第二百三十八條 勾留したる被告不起訴の処分を受くるときは勾留を取消したるものと看做す。但し再議の期間内又は再議の申請中は保證を立つること又は責付を命ずることを得。必要の事情あるに遇ふときは並に繼續して之を勾留することを命ずることを得

不起訴の処分を爲したるときは押收物は直ちに還付すべし。但し没收すべきとき又は他の罪若は他の被告を捜査する用の爲に留置すべきときは此の限に在らず

第二百三十九條 不起訴処分已に確定したるときは左記事情の一あるに非ざれば同一事件に付き再び起訴を行ふことを得ず

一 新事實又は新證據を發見したるとき  
二 第四百十三條第一項第一號第二號第四號又は第五號に定むる再審の原因たる事情あるとき

第二百四十條 犯罪成立するか否又は刑罰を免除すべきかが民事法律關係に依り決定せらるるときは檢察官は民事訴訟の終結に至るまで捜査を停止することを得

第二百四十一條 犯人不明なるときは第二百三十一條に定むる事情ありと認むる以前に於ては捜査を終結することを得ず

第二百四十二條 第二百三十四條第二項及び第三項の規定は檢察官の起訴書に之を準用す

第二節 起

訴

第二百四十三條 公訴の提起は檢察官に於て管轄法院に對し起訴書を提出して之を爲すべし  
起訴書には左記事項を記載すべし

一 被告の姓名、性別、年齢、職業、住所若は居所又は其の他辨別に資するに足る特徴

二 犯罪事實及び證據並に犯したる法條  
起訴したるときは記録及び證據物を一括して法院に送付すべし

第二百四十四條 第一審辯論終結前に於ては本事件と牽連する犯罪又は本罪の誣告罪に就き追加し  
て起訴することを得

追加起訴は審判期日に於て口頭を以て之を爲すことを得

第二百四十五條 起訴の効力は檢察官の指定したる被告以外の者に及ばず

第二百四十六條 檢察官犯罪事實の一部に就き起訴したるときは其の効力は全部に及ぶ

第二百四十七條 法院は未だ起訴を経ざる犯罪に就き審判することを得ず

第二百四十八條 檢察官第一審辯論終結前に於て不起訴とすべき又は不起訴を適當とする事情あることを發見したるときは起訴を撤回することを得

起訴を撤回するには撤回書を提出し理由を敘述すべし

第二百四十九條 起訴の撤回は不起訴處分と同一の效力を有す。其の撤回書を以て不起訴處分書と看做す。第二百三十四條乃至第二百三十九條の規定を準用す

### 第三節 審判

第二百五十條 審判期日には被告又は其の代理人を召喚し並に檢察官、辯護人、輔佐人に通知すべし

第二百五十一條 第一回審判期日の召喚状は遅くとも三日前に送達すべし。但し刑法第六十一條に列記する各罪の事件は此の限に在らず

第二百五十二條 法院は審判を準備せんが爲め第一回審判期日前被告を訊問することを得

檢察官及び辯護人は前項の訊問を爲すとき立會ふことを得。急迫の事情ある場合を除くの外法院は訊問の日時及び場所を豫め之に通知すべし

第二百五十三條 法院は審判期日前に證人、鑑定人又は通譯を召喚し及び證據物を取調べ又は其の提出を命ずることを得

第二百五十四條 當事者又は辯護人は審判期日前に證據を提出し及び法院に前條の處分を爲すことを申請することを得

第二百五十五條 法院は證人審判期日に於て出頭すること能はずと思料するときは審判期日前に之を訊問することを得

法院は審判期日前に於て鑑定及び通譯を爲すことを命ずることを得

當事者及び辯護人は證人、鑑定人又は通譯を訊問するとき立會ふことを得。其の訊問の日時及び場所は法院豫め之に通知すべし

第二百五十六條 法院は審判期日前に於て搜索、押収及び檢證を爲すことを得

第二百五十七條 法院は審判期日前に於て必要の事項に就き管轄公署に報告を請求することを得

第二百五十八條 合議審判を行ふ事件に付ては審判を準備せんが爲め廷員の一人を以て受命推事と爲し審判期日前に於て被告を訊問し及び證據を蒐集又は調査することを得

受命推事は被告の訊問及び證據の蒐集又は調査に關し法院又は審判長と同一の權限を有す。但し第二百一十一條の裁定は此の限に在らず

第二百五十九條 審判期日には推事、檢察官及び書記官出廷すべし

第二百六十條 審判期日には特別の規定ある場合を除くの外被告出廷せざるときは審判を爲すこと

を得ず

被告代理人を用ふることを許す事件に付ては代理人に於て出廷することを得

第二百六十一條 被告在廷するときは其の身體を拘束することを得ず。但し人に看守を命ずることを得

第二百六十二條 被告出廷後は審判長の許可を経るに非ざれば退廷することを得ず

審判長は被告に在廷を命ずる爲め相當の處分を爲すことを得

第二百六十三條 第三十一條第一項に定むる事件に付き辯護人なくして出廷したるときは審判することを得ず。但し判決の宣告は此の限に在らず

第二百六十四條 審判期日は事案の朗讀を以て開始す

第二百六十五條 審判長第九十四條に依り被告を訊問したる後檢察官は起訴の要旨を陳述すべし

第二百六十六條 檢察官起訴の要旨を陳述したる後審判長は被告を訊問すべし

第二百六十七條 被告を訊問したる後審判長は證據を調査すべし

第二百六十八條 犯罪事實は證據に依り之を認定すべし

第二百六十九條 證據の證明力は法院に於て自由に之を判斷す

第二百七十條 被告の自白は強暴脅迫利誘詐欺又は其の他不正の方法に出づるに非ず且つ事實と符合するときは證據と爲すことを得

被告自白したるときと雖も仍ほ其の他必要の證據を調査し以て其の事實と符合するか否を察すべし

第二百七十一條 證據物は被告に示し其をして辨認せしむべし。若し文書に係り被告其の意義を解せざるときは其の要旨を告ぐべし

第二百七十二條 記録中の調書及び其の他の文書にして證據たるべきものは被告に對し宣讀し又は其の要旨を告ぐべし

前項の文書風化公安に關し又は他人の名譽を毀損する虞あるときは被告に交付して閱覽せしむべく宣讀することを得ず。若し被告其の意義を解せざるときは其の要旨を告ぐべし

第二百七十三條 證人、鑑定人は審判長之を訊問したる後當事者及び辯護人は審判長に申請し又は直接に之を詰問することを得

若し證人、鑑定人が當事者の申請に依り召喚したるものなるときは先づ其の當事者又は辯護人に於て詰問し次に對手人たる當事者又は辯護人に於て詰問し再び召喚を申請したる當事者又は辯護人に於て覆問す。但し覆問は對手人の詰問に因り發見したる事項に限る

第二百七十四條 當事者又は辯護人が證人、鑑定人を詰問するとき審判長不當なるものありと認むるときは之を禁止することを得

證人、鑑定人が當事者又は辯護人の詰問を経たる後裁判長は訊問を續行することを得

第二百七十五條 證人鑑定人は陳述を畢りたるるときと雖も審判長の許可を得るに非ざれば退廷することを得ず

第二百七十六條 審判長は證人鑑定人又は共同被告が被告の前に於ては自由に陳述すること能はずと思料するときは其の陳述の際被告に退廷を命ずることを得。但し陳述畢りたる後は再び被告に入廷を命じ告ぐるに陳述の要旨を以てすべし

第二百七十七條 合議審判に參與する陪席推事は審判長に告知したる後被告又は證人鑑定人を訊問することを得

第二百七十八條 法院又は受命推事審判期日前に於て被告又は證人鑑定人を訊問するときは前五條の規定を準用す

第二百七十九條 當事者又は辯護人が調査を申請したる證據にして法院不必要と認むるときは裁定を以て之を却下することを得

第二百八十條 審判長は一證據を調査し畢る毎に被告に意見の有無を問ふべし

審判長は被告に對し利益の證據を提出することを得べき旨を告知すべし

第二百八十一條 合議審判を行ふ事件に付ては當事者又は辯護人は審判長又は受命推事の處分に對し法院に向ひて異議を申立つることを得

法院は前項の異議の當否に就き之を裁定すべし

第二百八十二條 證據の調査畢りたる後左記の順序に依り事實及び法律に就て辯論することを命ずべし

一 檢察官

二 被告

三 辯護人

已に辯論したる者は再び辯論を爲すことを得。審判長も亦再び辯論を爲すことを命ずることを得

第二百八十三條 審判長は辯論の終結を宣告する最後に於て被告に陳述の有無を問ふべし

第二百八十四條 辯論終結後必要の事情あるに遇ふときは法院は辯論の再開を命ずることを得

第二百八十五條 審判期日には參與の推事に於て終始出廷すべし。若し更迭あるときは審判手續を更新すべし

審判期日前の準備手續に參與したる推事に更迭あるときは其の手續を更新することを要せず

第二百八十六條 審判が一回の期日に於て終結すること能はざるものなるときは特別の事情ある場合を除くの外之に次ぐ日に於て連続して開廷すべし。若し次回の開廷が事故に因り十五日以上の間隔を生ずるときは審判手續を更新すべし

第二百八十七條 被告心神喪失したるときは其の回復する以前は審判を停止すべし。但し明かに無罪、免訴、不受理又は刑の免除の判決を言渡すべき事情あるときは其の出廷を待たずして直ちに判決

することを得

被告疾病に因り出廷すること能はざるときは其の出廷することを得る以前は審判を停止すべし  
代理人を用ふることを許す事件に付き委任したる代理人あるときは前二項の規定を適用せず

第二百八十八條 犯罪の成立するか否が他罪に依り決定する場合に於て他罪已に起訴せられたるときは其の判決の確定に至るまで本罪の審判を停止することを得

第二百八十九條 被告他罪を犯して已に起訴せられ重刑の判決を受くべき場合に於て法院本罪の科刑が執行すべき刑に重大の關係なしと認むるときは他罪の判決確定するまで本罪の審判を停止することを得

第二百九十條 犯罪の成立するか否又は刑罰を免除すべきか否が民事法律關係に依りて決定せらるる場合に於て民事已に起訴ありたるときは其の手續の終結するまで審判を停止することを得

第二百九十一條 被告罪を犯し已に證明ありたるときは科刑の判決を言渡すべし。但し其の刑を免除するときは免刑の判決を言渡すべし

第二百九十二條 前條の判決は起訴の犯罪事實に就き檢察官の引用したる適用すべき法條を變更することを得

第二百九十三條 被告の犯罪を證明する能はず又は其の行爲にして罰せざるものなるときは無罪の判決を言渡すべし

十四歳に満たざるに由り又は心神喪失に由り其の行爲を罰せざる場合に於て保安處分を言渡す必要ありと認むるときは並に其の處分及び期間を言渡すべし

第二百九十四條 事件にして左記事情の一あるときは免訴の判決を言渡すべし

- 一 曾て確定判決ありたるとき
- 二 時効已に完成したるとき
- 三 曾て大赦ありたるとき
- 四 犯罪後の法律其の刑罰を廢止したるとき
- 五 被告他罪に就て重刑の判決を受けて已に確定し其の執行の刑に重大の關係なきに因り本罪に付き科刑を要せずと認むるとき

第二百九十五條 事件にして左記事情の一あるときは不受理の判決を言渡すべし

- 一 起訴の手續が規定に違背したるとき
- 二 已に公訴又は自訴ありたる事件に付き同一法院に於て重ねて起訴を爲したるとき
- 三 告訴又は請求を待て論ずる罪に付き未だ告訴請求あらざるとき又は其の告訴請求にして撤回せられ若は已に告訴期間を逾えたるとき
- 四 曾て不起訴處分を爲し又は起訴を撤回したる場合に於て第二百三十九條の規定に違背して再び起訴を爲したるとき

五 被告死亡したるとき

六 被告に對し審判權なきとき

七 第八條の規定に依り審判を爲すことを得ざるとき

第二百九十六條 管轄權なき事件に付ては管轄違の判決を言渡し且つ同時に管轄法院に移送する旨を言渡すべし

第二百九十七條 被告陳述を拒絶するときは其の陳述を待たずして直ちに判決することを得。其の許可を受けずして退廷したるとき亦同じ

第二百九十八條 法院拘役罰金を科すべきものと認め又は免刑若は無罪を言渡すべきものと認むる事件に付き被告適法の召喚を受け正當の理由なくして出廷せざるときは其の陳述を待たずして直ちに判決することを得

第二百九十九條 第二百九十四條乃至第二百九十六條の判決は口頭辯論を経ずして之を爲すことを得

第三百條 判決書には其の裁判の主文を記載すべし

有罪の判決書には事實と理由とを分別して之を記載すべし

第三百一條 有罪の判決書は其の主文に於て各場合の事情に従ひ左記事項を記載すべし

一 言渡すところの主刑、從刑又は刑の免除

二 六月以下の有期徒刑又は拘役を言渡す場合に於て若し罰金を易科するときは其の折算の標準

三 罰金を言渡す場合に於て若し勞役に易服せしむるときは其の折算の標準

四 易ふるに訓誡を以てすることを言渡す場合は於ては其の言渡

五 刑の執行猶豫を言渡すときは其の執行猶豫の期間

六 保安處分を言渡すときは其の處分及び期間

第三百二條 有罪の判決書は其の理由に於て各場合の事情に従ひ左記事項を記載すべし

一 犯罪事實を認定するに付き憑りたる證據及び其の認定の理由

二 刑を科するときは刑法第五十七條又は第五十八條に規定する事項に付き斟酌したる事情

三 刑罰を加重減輕又は免除するときは其の理由

四 易ふるに訓誡を以てし又は執行を猶豫するときは其の理由

五 保安處分を言渡すときは其の理由

六 適用したる法律

第三百三條 判決の宣告は辯論終結の日より七日内に之を爲すべし

第三百四條 判決の宣告は被告人在廷せずと雖も之を爲すべし

第三百五條 判決を宣告するは審判に參與したる推事に限らず



第三百六條 判決上訴を爲すことを得るときは其の上訴期間及び上訴状を提出すべき法院を宣告の時併せて告知すべく且つ被告に送達すべき判決正本に之を記載すべし

第三百七條 刑法偽證及び誣告の罪の章又は名譽及び信用を妨害する罪の章の罪を犯したるときは被害者又は其の他告訴権を有する者の申請に因り判決書の全部又は一部を新聞紙に登載し其の費用を被告に於て負擔せしむることを得

第三百八條 勾留せられたる被告無罪、免訴、不受理、免刑、刑の執行猶豫罰金又は易ふるに訓誡を以てする判決の言渡を受けたるときは勾留を取消したるものと看做す。但し上訴期間内又は上訴中は保證を立つること又は責任を命ずることを得。若し保證を立つること又は責任を命ずることを能はずして必要の事情あるときは並に繼續して之を勾留することを命ずることを得

第三百九條 押收物にして未だ沒收の言渡を受けざるものは直ちに還付すべし。但し上訴期間内又は上訴中必要の事情あるに遇ふときは繼續して之を押收することを得

第三百十條 押收したる贓物第四百十二條第一項に依り被害者に還付すべきときは其の請求を待たずして直ちに還付を爲すべし

第四百十二條第二項に依り假に還付したる物別段の言渡なきときは已に還付の裁定ありたるものと看做す

## 第二章 自 訴

第三百十一條 犯罪の被害者は自訴を提起することを得。但し行爲能力を有する者に限る

第三百十二條 自訴の提起は管轄法院に向ひ自訴状を提出して之を爲すべし

自訴状には左記事項を記載すべし

一 被告の姓名、性別、年齢、職業、住所若は居所又は其の他辨別に資するに足る特徴

二 犯罪事實及び證據

自訴状は被告の人数に應じて謄本を提出すべし

第三百十三條 直系尊親屬又は配偶に對しては自訴を提起することを得ず

第三百十四條 告訴又は請求を待て論ずべき罪に付き已に告訴又は請求を爲すことを得ざるときは再び自訴を爲すことを得ず

第三百十五條 同一事件に付き檢察官の捜査終結したるときは再び自訴を爲すことを得ず。捜査終結前に於て檢察官自訴ありたることを知りたるときは直ちに捜査を停止し事件を法院に移送すべし。但し急迫の事情あるに遇ふときは檢察官は仍ほ必要の處分を爲すべし

第三百十六條 同一事件に付き自訴の提起ありたるときは再び告訴又は第二百二十二條の請求を爲

すことを得ず

第三百十七條 告訴又は請求を待て論ずべき罪に付ては自訴人は第一審辯論の終結に至るまで其の自訴を撤回することを得。但し本刑が七年以上の有期徒刑以上の刑なるときは撤回することを得ず。自訴の撤回は書面を以て之を爲すべし。但し審判期日又は訊問を受くる時に於ては口頭を以て之を爲すことを得

書記官は速かに自訴撤回の事由を被告に通知すべし

自訴を撤回したる者は再び自訴又は告訴若は請求を爲すことを得ず

第三百十八條 法院又は受命推事は第一回審判期日前に於て自訴人及び被告を訊問することを得

前項の訊問は之を公開せず

第三百十九條 自訴人に出頭を命ずるには之を召喚すべし

自訴人適法の召喚を受け正當の理由なくして出頭せざるときは之を勾引することを得

第七十一條乃至第七十三條第七十七條乃至第八十三條及び第八十九條乃至第九十一條の規定は自訴人の召喚及び勾引に之を準用す

第三百二十條 法院は自訴状を接受したる後速かに其の謄本を被告に送達すべし。但し先づ召喚又は勾引を爲す必要ありと認むるときは訊問の時に於て之を交付することを得

第三百二十一條 檢察官が審判期日に於て爲すことを得る訴訟行爲は自訴手續に於ては自訴人に於

て之を爲す

第三百二十二條 法院は自訴事件の審判期日を檢察官に通知すべし

檢察官は自訴事件に對し審判期日に出廷して意見を陳述することを得

第三百二十三條 自訴人適法の召喚を受け正當の理由なくして出廷せず又は出廷するも陳述を爲さざるときは其の陳述を待たずして判決を爲すことを得。其の許可を受けずして退廷したるとき亦同じ

前項の場合に於て法院必要ありと認むるときは檢察官に通知して訴訟を擔當せしむることを得

第三百二十四條 自訴人辯論終結前に死亡し又は行爲能力を喪失したるときは法院は各場合の事情に依り直ちに判決し又は檢察官に通知して訴訟を擔當せしむべし

第三百二十五條 事件にして第二百九十條の事情あるも民事未だ起訴せざるときは法院は審判を停止し自訴人に命じて民事訴訟を提起せしむることを得

第三百二十六條 自訴を提起することを得ずして提起したるときは不受理の判決を言渡すべし

第三百二十七條 管轄違の判決を言渡すときは自訴人の申立あるに非ざれば事件を管轄法院に移送することを要せず

第三百二十八條 自訴事件の判決書は並に管轄檢察官に送達すべし

檢察官不受理又は管轄違の判決書を接受したる後公訴を提起すべきものと認むるときは直ちに搜

查を開始又は續行すべし  
 第三百二十九條 第三百六條の規定は自訴人に之を準用す  
 第三百三十條 自訴を提起したる被害者罪を犯し被告其の被害者なるときは被告は第一審辯論の終結するまで反訴を提起することを得  
 第三百三十一條 反訴には自訴の規定を準用す  
 第三百三十二條 反訴の提起は審判期日に於ては口頭を以て之を爲すことを得  
 第三百三十三條 反訴は自訴と同時に判決すべし。但し必要あるときは自訴の判決後に之を判決することを得  
 第三百三十四條 自訴の撤回は反訴に影響せず  
 第三百三十五條 自訴手續には本章に特別の規定ある場合を除くの外前章第二節及び第三節の公訴に關する規定を準用す

### 第三編 上 訴

#### 第一章 通 則

第三百三十六條 當事者下級法院の判決に對し不服あるときは上級法院に上訴することを得。檢察官は被告の利益の爲にも亦上訴することを得  
 第三百三十七條 被告の法定代理人又は配偶は被告の利益の爲に獨立して上訴することを得  
 第三百三十八條 原審の代理人又は辯護人は被告の利益の爲に上訴することを得。但し被告の明示したる意思に反することを得ず  
 第三百三十九條 檢察官は自訴事件の判決に對し獨立して上訴することを得  
 第三百四十條 上訴は判決の一部に對して之を爲すことを得。一部の爲にすることを明示せざるときは全部の爲に上訴したるものと看做す  
 判決の一部に對し上訴ありたるときは之と關係ある部分に付ても亦已に上訴ありたるものと看做す  
 第三百四十一條 上訴期間は十日とし判決を送達したる後より起算す。但し判決宣告後送達前の上訴も亦效力を有す  
 第三百四十二條 上訴の提起は上訴申立書を原審法院に提出して之を爲すべし  
 上訴申立書は對手人たる當事者の人數に應じて謄本を提出すべし  
 第三百四十三條 監獄又は看守所に在る被告上訴を提起するには監所の長官を経て上訴申立書を提出すべし。其の上訴期間内に監所の長官に向ひて上訴申立書を提出したるときは上訴期間内の上

訴と看做す其書を作成すること能はざるときは監所の公務員に於て代て作成すべし  
監所の長官は上訴申立書を接受したる後接受の年月日時を附記して原審法院に送付すべし

第三百四十四條 原審法院の書記官は速かに上訴申立書の謄本を對手人たる當事者に送達すべし

第三百四十五條 當事者は其の上訴権を抛棄することを得

第三百四十六條 上訴は判決あるまで之を撤回することを得

第三百四十七條 被告の利益の爲に上訴したる者は被告の同意を得るに非ざれば撤回することを得

す

第三百四十八條 自訴人上訴したるときは檢察官の同意を得るに非ざれば撤回することを得ず

第三百四十九條 上訴権の抛棄は原審法院に向ひて之を爲すべし

上訴の撤回は上訴審法院に向ひて之を爲すべし。但し當該事件の記録を上訴審法院に送付する以前に於ては原審法院に向ひて之を爲すことを得

第三百五十條 上訴権の抛棄及び上訴の撤回は書面を以て之を爲すべし。但し審判期日に於ては口

頭を以て之を爲すことを得

第三百四十三條の規定は被告の上訴権抛棄又は上訴の撤回に之を準用す

第三百五十一條 上訴権を抛棄し又は上訴を撤回したる者は其の上訴権を喪失す

第三百五十二條 上訴権の抛棄又は上訴の撤回は書記官速かに對手人たる當事者に通知すべし

## 第二章 第二審

第三百五十三條 地方法院の第一審判決に不服にして上訴する者は第二審を管轄する高等法院に向ひて之を爲すべし

第三百五十四條 原審法院は上訴が法律上の方式に違背し又は其の上訴権が已に喪失せられたるものと認むるときは裁定を以て之を却下すべし

第三百五十五條 前條の場合を除くの外原審法院は速かに當該事件の記録及び證據物を第二審法院に送付すべし

被告看守所又は監獄に在りて第二審法院の所在地に在らざるときは原審法院は被告を第二審法院所在地の看守所又は監獄に送致すべきことを命じ且つ第二審法院に通知すべし

第三百五十六條 第二審の審判には本章に特別の規定ある場合を除くの外第一審審判の規定を準用す

第三百五十七條 審判長は第九十四條に依り被告を訊問したる後上訴人に命じて上訴の要旨を陳述せしむべし

第三百五十八條 第二審法院は原審判決の上訴を受けたる部分に就て之を調査すべし

第三百五十九條 第二審法院上訴に第三百五十四條の事情ありと認むるときは判決を以て之を却下すべし

第三百六十條 第二審法院上訴理由なしと認むるときは判決を以て之を却下すべし

第三百六十一條 第二審法院上訴理由ありと認むるときは原審判決の上訴を受けたる部分を取消し

其の事件に就き自ら判決を爲すべし。但し原審判決が不當に管轄違免訴不受理を言渡したるに因りて之を取消すときは判決を以て其の事件を原審法院に差戻すことを得

第二審法院原審判決が不當に管轄違を言渡さざるに因りて之を取消す場合に於て若し第二審法院が第一審の管轄権を有するときは第一審の判決を爲すべし

第三百六十二條 被告に於て上訴し又は被告の利益の爲に上訴したるときは第二審法院は原審判決より重き刑を言渡すことを得ず。但し原審判決が不當に法條を適用したるに因りて之を取消すときは此の限に在らず

第三百六十三條 被告適法の召喚を受け正當の理由なくして出廷せざるときは其の陳述を待たずして直ちに判決を爲すことを得

第三百六十四條 第三百五十九條の判決及び原審が管轄違免訴若は不受理を言渡したる判決に對し上訴ありたる場合に於て第二審法院が之を理由なしと認めて上訴を却下し又は理由ありと認めて其の事件を差戻す判決は口頭辯論を経ずして之を爲すことを得

第三百六十五條 第二審の判決書は第一審の判決書に記載せられたる事實及び證據を引用することを得

第三百六十六條 第二審判決にして被告又は自訴人上訴を爲すことを得るときは上訴理由書の提出期間を送達すべき判決正本に併せて記載すべし

### 第三章 第三審

第三百六十七條 高等法院の第二審又は第一審判決に不服にして上訴する者は最高級法院に向ひて之を爲すべし

最高級法院が高等法院の第一審判決を不服とする上訴を審判する場合に付ても亦第三審の手續を適用す

第三百六十八條 刑法第六十一條に列記したる各罪の事件第二審判決を経たるときは第三審法院に上訴することを得ず

第三百六十九條 第三審に上訴するは判決が法令に違背することを以て理由と爲すに非ざれば之を爲すことを得ず

第三百七十條 判決が法則を適用せず又は不當に適用したるときは法令に違背したるものとす  
第三百七十一條 左記事情の一あるときは其の判決は當然に法令に違背したるものとす

- 一 法院の組織適法ならざりしとき
- 二 法律又は裁判に依り廻避すべき推事審判に參與したるとき
- 三 法律の規定に依らずして審判の公開を禁止したるとき
- 四 法院の認めたる管轄の有無不當なるとき
- 五 法院不當に訴訟を受理し又は訴訟を受理せざりしとき
- 六 特別の規定ある場合を除くの外被告審判期日に出廷することなくして直ちに審判を爲したるとき
- 七 本法に依り辯護人を用ふべき事件又は已に辯護人を指定したる事件に付き辯護人出廷辯護することなくして直ちに審判を爲したるとき
- 八 特別の規定ある場合を除くの外檢察官又は自訴人出廷陳述することなくして審判を爲したるとき
- 九 本法に依り審判を停止又は更新すべくして停止又は更新せざりしとき
- 十 本法に依り審判期日に於て調査すべき證據を調査せざりしとき
- 十一 被告に最後に陳述する機会を與へざりしとき
- 十二 本法に特別の規定ある場合を除く外已に請求を受けたる事項に付き判決を爲さず又は請求を受けざる事項に付き判決を爲したるとき

十三 審理に參與せざりし推事判決に參與したるとき

十四 判決に理由を記載せず又は記載したる理由に矛盾あるとき

第三百七十二條 前條の場合を除くの外訴訟手續が法令に違背するときは雖も明かに判決に影響なきときは上訴の理由と爲すことを得ず

第三百七十三條 原審の判決後刑罰の廢止變更又は免除ありたるときは上訴の理由と爲すことを得

第三百七十四條 上訴申立書には上訴の理由を敘述すべし。其の未だ敘述せざるときは上訴を提起したる後十日内に理由書を原審法院に補充提出すべし

第三百四十二條第二項第三百四十三條及び第三百四十四條の規定は前項の理由書に之を準用す

第三百七十五條 對手人たる當事者は上訴理由を記載したる上訴申立書又は補充提出したる理由書の送達を接受したる後七日内に答辯書を原審法院に提出することを得

若し檢察官が對手人たる當事者なるときは上訴の理由に就て答辯書を提出すべし

答辯書は謄本を提出し原審法院の書記官に於て之を上訴人に送達すべし

第三百七十六條 原審法院は上訴が法律の方式に違背し又は上訴權已に喪失し又は第三審法院に向ひて上訴することを得ざる判決に對して上訴したるものと認むるときは裁定を以て之を却下すべし。其の第三百七十四條の規定に依らずして上訴理由書を補充提出したるとき亦同じ

第三百七十七條 前條の場合を除くの外原審法院は答辯書を接受し又は答辯書提出の期間満了した

る後速かに當該事件の記録及び證據物を第三審法院の檢察官に交付すべし書出の原簿を  
第三審法院の檢察官は記録及び證據物を接受したる後七日内に意見書を添へて第三審法院に送付すべし。但し原審法院檢察官の提出したる上訴申立書又は答辯書の外に他の意見なきときは意見書を添ふることを要せず  
檢察官が當事者たることなき上訴事件に付ては原審法院は記録及び證據物を直ちに第三審法院に送付すべし

第三百七十八條 上訴人及び對手人たる當事者は第三審法院の判決あるに至るまで追加理由書答辯書又は意見書を第三審法院に提出することを得

第三百七十九條 第三審の審判には本章に特別の規定ある場合を除くの外第一審審判の規定を準用す

第三百八十條 第三十一條の規定は第三審の審判に之を適用せず  
第三百八十一條 第三審法院の判決は口頭辯論を経ずして之を爲す。但し法院必要ありと認むるときは辯論を命ずることを得

前項の辯論は辯護士を以て充任したる代理人又は辯護人に非ざれば之を行ふことを得ず  
第三百八十二條 第三審法院は辯論を命ずる事件に付き廷員の一人を以て受命推事と爲し上訴及び答辯の要旨を調査し報告書を作成せしむることを得

第三百八十三條 審判期日には受命推事は辯論の前に於て報告書を朗讀すべし

檢察官又は代理人辯護人は先づ上訴の趣旨を陳述し更に辯論を爲すべし

第三百八十四條 審判期日に被告又は自訴人が代理人辯護人なくして出廷したるときは檢察官又は對手人たる當事者の代理人辯護人に於て陳述したる後直ちに判決を爲すべし。被告及び自訴人が共に代理人辯護人なくして出廷したるときは辯論を行はざることを得

第三百八十五條 第三審法院の調査は上訴理由に指摘したる事項に限る。但し左記事項は職権を以て之を調査することを得

一 法院の管轄

二 免訴の事由の有無

三 訴訟受理の當否

四 確定事實に對する法令援用の當否

五 原審判決後に於ける刑罰の廢止變更又は免除

第三百八十六條 第三審法院は訴訟手續法院の管轄免訴の事由及び訴訟の受理に關し事實を調査するを得

前項の調査は受命推事をして之を行はしむることを得。並に他の法院の推事に囑託して調査せしむることを得

第三百八十七條 第三審法院上訴に第三百七十六條の事情ありと認むるときは判決を以て之を却下すべし

第三百八十八條 第三審法院上訴理由なしと認むるときは判決を以て之を却下すべし

前項の場合に於ては同時に刑の執行猶豫を言渡すことを得

第三百八十九條 第三審法院上訴理由ありと認むるときは原審判決中上訴を受けたる部分を取消し

夫々後四條の判決を爲すべし

第三百九十條 第三審法院原審判決に左記事情の一あるに因り之を取消すときは其の事件に就き自ら判決を爲すべし。但し後二條の判決を爲すべきときは此の限に在らず

一 法令の違背ありと雖も事實の確定に影響せず據つて以て裁判を爲すべきとき

二 免訴又は不受理を言渡すべきとき

三 判決後刑罰の廢止變更又は免除ありたるに因るとき

第三百九十一條 第三審法院原審判決が不當に管轄違免訴又は不受理を言渡したるに因り之を取消すときは判決を以て其の事件を原審法院に差戻すべし。但し必要あるときは直ちに第一審法院に差戻すことを得

第三百九十二條 第三審法院原審法院が不當に管轄違を言渡さざりしに因り之を取消すときは判決を以て其の事件を管轄第二審又は第一審法院に交付すべし。但し第四條に列記したる事件にして

管轄權を有する原審法院の第二審判決を受けたるときは管轄違を以て論ぜず

第三百九十三條 第三審法院前三條以外の事情に因りて原審判決を取消すときは判決を以て其の事件を原審法院に差戻し又は原審法院と同級の他の法院に交付すべし

第三百九十四條 被告の利益の爲に原審判決を取消す場合に於て若し共同被告に共同の取消理由あるときは其の利益は並に共同被告に及ぶ

### 第四編 抗 告

第三百九十五條 當事者法院の裁定に對して不服あるときは特別の規定ある場合を除くの外直接上級法院に抗告することを得

證人鑑定人通譯其他當事者に非ずして裁定を受けたる者も亦抗告することを得

第三百九十六條 判決前に於ける管轄又は訴訟手續に關する裁定に對しては抗告することを得ず

但し左記の裁定は此の限に在らず

一 抗告することを得との明文の規定あるとき

二 勾留保證責付押收又は押收物還付及び鑑定のため被告を醫院若は其の他の場所に送入する

裁定



第三百九十七條 第三審法院に上訴することを得ざる事件に付き其の第二審法院の爲したる裁定は  
抗告することを得ず  
第三百九十八條 抗告期間は特別の規定ある場合を除くの外五日とし裁定を送達したる後より起算  
す。但し裁定の宣告ありたるときは宣告後送達前の抗告も亦效力を有す

第三百九十九條 抗告の提起は抗告申立書を以て抗告の理由を敘述し原審法院に提出して之を爲す  
べし

第四百條 原審法院抗告が法律上の方式に違背し又は抗告権が已に喪失し又は抗告することを得ざ  
る裁定に對して抗告したるものと認むるときは裁定を以て之を却下すべし  
原審法院抗告を理由ありと認むるときは其の裁定を更正すべし。全部又は一部を理由なしと認む  
るときは抗告申立書を接受したる後三日内に意見書を添へて抗告法院に送付すべし

第四百一條 抗告は裁判の執行を停止する效力なし。但し原審法院は抗告法院の裁定あるまで裁定  
を以て執行を停止することを得

抗告法院は裁定を以て裁判の執行を停止することを得  
第四百二條 原審法院は必要ありと認むるときは其の事件の記録及び證據物を抗告法院に送付すべ  
し

抗告法院必要ありと認むるときは原審法院に請ひて其の事件の記録及び證據物を送付せしむるこ  
とを得

第四百三條 抗告法院抗告に第四百條第一項の事情ありと認むるときは裁定を以て之を却下すべし  
第四百四條 抗告法院抗告を理由なしと認むるときは裁定を以て之を却下すべし

第四百五條 抗告法院抗告を理由ありと認むるときは裁定を以て原裁定を取消し必要あるときは並  
に自ら裁定を爲すべし

第四百六條 抗告法院の裁定は速かに原審法院に通知すべし  
第四百七條 抗告法院の裁定に對しては再び抗告を爲すことを得ず。但し其の左記の抗告に就て爲  
したる裁定に對しては再抗告を提起することを得

一 上訴を却下する裁定に對して抗告したるとき  
二 上訴の期間徒過に因る原狀回復の申請の裁定に對して抗告したるとき  
三 再審請求の裁定に對して抗告したるとき

四 第四百八十一條の刑を定むる裁定に對して抗告したるとき  
五 第四百九十條の疑義又は異議申立の裁定に對して抗告したるとき

六 證人、鑑定人、通譯及び其の他當事者に非ずして受けたる裁定に對し抗告したるとき  
前項但書の規定は第三百九十七條に依り抗告することを得ざる裁定には之を適用せず

第四百八條 審判長、受命推事、受託推事又は檢察官の爲したる左記の處分に對して不服あるときは其

の所屬法院に其の取消又は變更を申請することを得

一 勾留、保證、責付、押收又は押收物還付及び鑑定のため被告を醫院若は其の他の場所に送入する處分

二 證人、鑑定人又は通譯に對し過料を科する處分

前項の申請期間は五日とし處分を爲したる日より起算す。其の送達を爲したるときは送達の後より起算す

第四百九條 前條の申請は書面を以て不服の理由を敘述し管轄法院に提出して之を爲すべし

第四百十條 第四百一條乃至第四百六條の規定は第四百八條の申請に之を準用す

第二十一條第一項の規定は受託推事の裁定の取消又は變更を申請する場合に之を準用す

第四百十一條 法院が第四百八條の申請に就て爲したる裁定は抗告することを得ず。但し其の過料

取消の申請に就て爲したるものに對しては抗告を提起することを得

第四百十二條 抗告は本章に特別の規定ある場合を除くの外第三編第一章の上訴に關する規定を準

用す

### 第五編 再 審

第四百十三條 有罪の判決確定したる後左記事情の一あるときは判決を受けた者の利益の爲に再

審を請求することを得

一 原判決の憑りたる證據物が已に其の偽造又は變造なりしこと證明せられたるとき

二 原判決の憑りたる證言、鑑定又は通譯が已に其の虚偽なりしこと證明せられたるとき

三 有罪判決を受けたる者已に其の誣告せられたるものなること證明せられたるとき

四 原判決の憑りたる通常法院又は特別法院の裁判已に確定裁判に因り變更せられたるとき

五 原判決若は前審判決又は判決前に行はれたる調査に參與したる推事又は捜査若は起訴に參

與したる檢察官當該事件に付き職務上の罪を犯したること已に證明せられたるとき

六 確實なる新證據を發見したるに因り有罪判決を受けたる者が無罪、免訴、免刑又は原判決に認

めたる罪名より輕き判決を受くべきものと認むるに足るとき

前項第一號乃至第三號及び第五號の事情の證明は確定判決ありたる場合又は其の刑事訴訟を開始

若は續行する能はざることが證據の不足に因るに非ざる場合に限り再審を請求することを得

第四百十四條 第三審法院に上訴することを得ざる事件に付ては前條の規定を除くの外其の第二審

の確定有罪判決が判決に影響を生ずるに足るべき重要な證據に就き斟酌を脱漏したる場合に於て

も亦判決を受けたる者の利益の爲に再審を請求することを得

第四百十五條 有罪、無罪、免訴又は不受理の判決確定したる後左記事情の一あるときは判決を受けた

する者の不利益の爲に再審を請求することを得  
 一 第四百十三條第一號第二號、第四百號又は第五號の事情あるとき  
 二 無罪又は相當の刑より輕き判決を受けたる者訴訟上又は訴訟外に於て其の有罪又は重刑の  
 第四百判決を受くべき犯罪事實を自白したるとき  
 三 免訴又は不受理の判決を受けたる者訴訟上又は訴訟外に於て其の並に免訴又は不受理の原  
 第四百因無きことを自述したるとき  
 第四百十六條 再審の請求は刑罰の執行完了し又は已に執行を受けざるに至りたるときに於ても亦  
 之を爲すことを得  
 第四百十七條 第四百十四條の規定に依り重要な證據に付き斟酌を脱漏したるに因り再審を請求す  
 るときは判決を送達したる後二十日以内に之を爲すべし  
 第四百十八條 判決を受けたる者の不利益の爲にする再審の請求は判決の確定後刑法第八十條第一  
 項の期間の二分の一を経過したるときは之を爲すことを得ず  
 第四百十九條 再審の請求は判決を爲したる原審法院に於て管轄す  
 判決の一部に付き會て上訴ありたるも一部に付ては上訴なかりし場合に於て各部分に對し同時に  
 再審の請求ありて第二審法院其の上訴審に於て確定したる部分に就き再審開始の裁定を爲したる  
 ときは第一審に於て確定したる部分に對する再審の請求も亦第二審法院に於て之を管轄すべし

判決が第三審に於て確定したるときは其の判決に對する再審の請求は第三審法院の推事に第四百  
 十三條第五號の事情あることを以て原因と爲す場合を除くの外第二審法院に於て之を管轄すべし  
 第四百二十條 判決を受けたる者の利益の爲にする再審の請求は左記の各人に於て之を爲すことを  
 得  
 一 管轄法院の檢察官  
 二 判決を受けたる者  
 三 判決を受けたる者の法定代理人又は配偶  
 四 判決を受けたる者已に死亡したるときは其の配偶、直系血親、三親等内の旁系血親、二親等内の  
 姻親又は家長、家屬  
 第四百二十一條 判決を受けたる者の不利益の爲にする再審の請求は管轄法院の檢察官及び自訴人  
 に於て之を爲すことを得。但し自訴人再審を請求するは第四百十五條第一號の規定の事情ある場  
 合に限る  
 第四百二十二條 再審の請求は再審申立書を以て理由を敘述し原判決の謄本及び證據を附し管轄法  
 院に提出して之を爲すべし  
 第四百二十三條 再審の請求は刑罰の執行を停止する效力なし。但し管轄法院の檢察官は再審に關  
 する裁定あるまで停止を命ずることを得

第四百二十四條 再審の請求は再審の判決あるまで之を撤回することを得

再審の請求を撤回したる者は更に同一の原因を以て再審を請求することを得ず

第四百二十五條 第三百五十條及び第三百五十二條の規定は再審の請求及び其の撤回に之を準用す

第四百二十六條 法院は再審請求の手續が規定に違背したるものと認むるときは裁定を以て之を却

下すべし

第四百二十七條 法院再審の理由なしと認むるときは裁定を以て之を却下すべし

前項の裁定ありたる後は更に同一の原因を以て再審を請求することを得ず

第四百二十八條 法院再審の理由ありと認むるときは再審開始の裁定を爲すべし

前項の裁定を爲したる後裁定を以て刑罰の執行を停止することを得

第一項の裁定に對しては三日内に抗告することを得

第四百二十九條 再審開始の裁定確定後法院は其の審級の通常手續に依り審判を爲すべし

第四百三十條 判決を受けたる者已に死亡したるときは其の利益の爲に再審を請求したる事件は口

頭辯論を行はずして檢察官又は自訴人に於て書面を以て意見を陳述したる後直ちに判決を爲すべ

し。但し自訴人已に死亡したるときは法院は直ちに判決を爲し又は檢察官に通知して意見を陳述

せしむることを得

判決を受けたる者の利益の爲に再審を請求したる事件に付き判決を受けたる者が再審の判決前に

死亡したるときは前項の規定を準用す

前二項の規定に依り爲したる判決に對しては上訴することを得ず

第四百三十一條 判決を受けたる者の不利益の爲に再審を請求したる事件に付き判決を受けたる者

が再審の判決前に死亡したるときは其の再審の請求及び再審に關する裁定は其の效力を失ふ

第四百三十二條 判決を受けたる者の利益の爲に再審を請求したる事件に付き有罪の判決を言渡す

ときは原判決の言渡したる刑より重きことを得ず

第四百三十三條 判決を受けたる者の利益の爲に再審を請求したる事件に付き無罪の判決を言渡し

たるときは其の判決書を官報又は其の他の新聞紙に掲載すべし

### 第六編 非常上訴

第四百三十四條 判決の確定後當該事件の審判が法令に違背したるものなることを發見したるとき

は最高級法院の檢察長は最高級法院に向ひ非常上訴を提起することを得

第四百三十五條 檢察官前條の事情あることを發見したるときは意見書を具して其の事件の記録及

び證據物を最高級法院の檢察長に送付し非常上訴の提起を申請すべし

第四百三十六條 非常上訴の提起は非常上訴申立書を以て理由を敘述し最高級法院に提出して之を

爲すべし

第四百三十七條 非常上訴の判決は口頭辯論を経ずして之を爲すべし

第四百三十八條 最高級法院の調査は非常上訴理由の指摘したる事項に限る

第三百八十六條の規定は非常上訴に之を準用す

第四百三十九條 非常上訴を理由なしと認むるときは判決を以て之を却下すべし

第四百四十條 非常上訴を理由ありと認むるときは夫々左記の判決を爲すべし

- 一 原判決法令に違背するときは其の違背したる部分を取消す。但し原判決被告に不利なるときは其の事件に就き別に判決を爲すべし

- 二 訴訟手続法令に違背したるときは其の手続を取消す

第四百四十一條 非常上訴の判決は前條第一號但書の規定に依る場合を除くの外其の效力被告に及ばず

### 第七編 簡易手続

第四百四十二條 刑法第六十一條に列記したる各罪の事件に付き第一審法院は被告の捜査中に於ける自白又は其の他現存の證據に依り已に其の犯罪を認定するに足るときは檢察官の申請に因り通

常の審判手続を経ずして直ちに命令を以て刑に處することを得。但し必要あるときは刑に處する前被告を訊問すべし

前項の命令に依り科する刑は六月以下の有期徒刑、拘役又は罰金に限る

第四百四十三條 處刑命令を爲すときは併せて沒收を科し又は其の他必要の處分を爲すことを得

第二百九十一條但書の規定は處刑命令に之を準用す

第四百四十四條 檢察官刑法第六十一條に列記したる各罪の事件を捜査する場合に於て情狀を斟酌

し命令を以て刑に處するを相當と認めたるときは直ちに書面を以て申請を爲すべし

第二百四十三條の規定は前項の申請に之を準用す

第一項の申請は起訴と同一の效力を有す

第四百四十五條 檢察官が命令を以て刑に處することを申請したる事件に付き法院命令を以て刑に

處することを得ず又は之を相當ならずと認むるときは通常手続を適用して之を審判すべし

第四百四十六條 命令を以て刑に處すべき事件に付ては法院は直ちに處分すべし

第四百四十七條 處刑命令には簡略なる方式を以て左記事項を記載すべし

- 一 第五十一條第一項の記載
- 二 犯罪の事實及び證據
- 三 適用すべき法條

## 四 第三百一條各號に列記したる事項

## 五 處刑命令送達の日より五日内に正式審判を請求し得る旨の告知

第四百四十八條 書記官は處刑命令の原本を接受したる後直ちに正本を作成し當事者に送達すべし

第四百四十九條 被告は處刑命令の送達後五日以内に正式審判を請求することを得

前項の請求は書面を以て處刑を命令したる法院に向ひ之を爲すべし

第三百四十三條の規定は第一項の請求に之を準用す

第四百五十條 被告は正式審判の請求權を拋棄することを得

第四百五十一條 正式審判の請求は第一審の判決あるまで之を取下げることを得

第四百五十二條 正式審判請求權の拋棄及び請求の取下は書面を以て處刑を命令したる法院に向ひ

之を爲すべし。但し審判期日に於ては口頭を以て之を爲すことを得

第三百四十三條の規定は前項の拋棄及び取下に之を準用す

第四百五十三條 被告正式審判請求權を拋棄し又は請求を取下げたるときは其の請求權を喪失す

第四百五十四條 法院正式審判請求の手續が規定に違背するものと認むるときは裁定を以て之を却

下すべし

前項の裁定に對しては抗告を提起することを得

第四百五十五條 法院正式審判の請求を適法と認むるときは通常手續に依りて審判すべく處刑命令

## の拘束を受けず

第四百五十六條 被告正式審判期日に適法の召喚を受け正當の理由なくして出延せざるときは調査を爲さずして直ちに判決を以て其の申請を却下することを得

第四百五十七條 法院正式審判の請求に依り判決を爲したる後は處刑命令は其の效力を失ふ

第四百五十八條 處刑命令已に正式審判請求の期間を経過し又は被告請求權を拋棄し請求を取下げ

又は請求を却下する裁判確定したるときは確定判決と同一の效力を有す

第四百五十九條 第一審法院若し刑法第六十一條に列記したる各罪の事件に就き六月以下の有期徒

刑、拘役又は罰金を言渡したるときは其の判決書には簡略なる方式を以て單に被告の姓名、判決主文、

犯罪事實及び適用したる法條を記載し推事に於て之に署名し宣告のとき法廷に於て正本を被告に

交付することを得。若し檢察官又は自訴人の請求あるときは併せて之に交付すべし

判決を宣告する際に於て被告在廷せざるときは前項の規定を適用せず

第一項の場合に於て上訴期間は正本を被告に交付したる日より起算す

第一項の正本を交付したる後當事者上訴を提起したるときは正式判決書を補充作成して送達すべし。當事者判決宣告後五日以内に正式判決書の送達を請求したるとき亦同じ。但し前項の規定の適用を妨げず

## 第八編 執行

一七二

第四百六十條 裁判は保安處分に關するものを除くの外確定したる後之を執行す。但し特別の規定あるときは此の限に在らず

第四百六十一條 裁判の執行は裁判を爲したる法院の檢察官に於て之を指揮す。但し其の性質上法院若は審判長受命推事、受託推事に於て指揮すべきものなるとき又は特別の規定あるときは此の限に在らず

上訴、抗告を却下したる裁判に因り又は上訴、抗告を取下げたるに因り下級法院の裁判を執行すべきときは上級法院の檢察官に於て之を指揮すべし

前二項の場合に於て其の記録下級法院に在るときは其の法院の檢察官に於て執行を指揮す

第四百六十二條 執行の指揮は指揮書を以て裁判書又は調書の謄本若は抄本に添附して之を爲すべし。但し刑罰又は保安處分の執行以外のものの指揮にして指揮書の作成を要せざるときは此の限に在らず

第四百六十三條 二以上の主刑の執行は罰金を除くの外先づ其の重きものを執行すべし。但し必要あるときは檢察官は先づ他の刑を執行すべきことを命ずることを得

第四百六十四條 死刑を言渡したる判決確定したるときは檢察官は速かに當該事件の記録を司法行政最高官署に送付すべし

第四百六十五條 死刑は司法行政最高官署の命令を受け命令到達後三日内に之を執行すべし

第四百六十六條 死刑は監獄内に於て之を執行す

第四百六十七條 死刑の執行には檢察官に於て臨場し並に書記官に命じて立會はしむべし

死刑の執行には檢察官又は監獄長官の許可を得たる者を除くの外行刑場内に入ることを得ず

第四百六十八條 死刑の執行には立會の書記官に於て調書を作成すべし

調書には檢察官及び監獄長官に於て署名すべし

第四百六十九條 死刑の執行を受けたる者若し心神喪失中なるときは其の痊癒に至るまで司法行政最高官署の命令に由り執行を停止す

前二項の規定に依り執行を停止したるときは其の痊癒又は分娩の後司法行政最高官署の命令あるに非ざれば執行を爲すことを得ず

第四百七十條 徒刑及び拘役に處せられたる犯人は法律に特別の規定ある場合を除くの外監獄内に分別して之を拘禁し勞役に服せしむ。但し其の情狀に因り勞役に服することを免ずることを得

一七三

第四百七十一條 徒刑又は拘役の言渡を受けたる者左記事情の一あるときは檢察官の指揮に依り其の痊愈し又は其の事故消滅するまで執行を停止す

一 心神喪失したるとき

二 懐胎七月以上なるとき

三 分娩後一月に満たざるとき

四 現に疾病に罹り執行に因り其の生命を保つこと能はざる恐あるとき

第四百七十二條 前條第一號及び第四號の事情に依り執行を停止するときは檢察官は受刑者を醫院

又は其の他適當の場所へ送入することを得

第四百七十三條 死刑、徒刑又は拘役の言渡を受けたる者勾留中に非ざるときは檢察官は執行の際に

於て之を召喚すべく召喚するも出頭せざるときは之を勾引すべし

前項の受刑者は第七十六條第一號及び第二號の規定に依て直ちに之を勾引し及び第八十四條の規定に依て之を逮捕することを得

第四百七十四條 罰金、過料、沒收、沒取及び追徴の裁判は檢察官の命令に依りて之を執行すべし。但し

罰金、過料は裁判の宣告後若し裁判を受くる者の同意を得且つ檢察官其の場に在らざるときは推事に於て法廷に於て指揮執行することを得

前項の命令は民事の執行名義と同一の效力を有す

罰金、沒收及び追徴は受刑者の遺産に就て執行することを得

第四百七十五條 前條の裁判の執行には民事裁判執行の規定を準用す

第四百七十六條 沒收物は檢事に於て之を處分す

第四百七十七條 沒收物は執行後三個月内に權利者に於て還付を請求したるときは破毀又は廢棄すべきものを除く外檢察官之を還付すべし。其の已に競賣したるときは競賣に因り得たる代價を給與すべし

第四百七十八條 偽造又は變造の物は檢察官之を還付する場合に於て其の偽造、變造の部分を除去し又は標記を加ふべし

第四百七十九條 押收物の還付を受くべき者の所在不明なる爲又は其の他の事由に因り還付すること能はざるときは檢察官之を公告すべし

公告の日より六個月内に還付を請求する者なきときは其の物は國庫に歸屬す  
前項の期間内と雖も其の價值なき物は之を廢棄することを得。保管に不便なるときは競賣して其の代價を保管することを命ずることを得

第四百八十條 刑の執行猶餘を取消すべきときは受刑者の所在地又は其の最後の住所地の地方法院檢察官に於て申請し當該法院之を裁定す

第四百八十一條 刑法第四十八條に依り其の刑を更定すべきとき又は刑法第五十三條及び第五十四



條に依り刑法第五十一條第五號乃至第七號の規定に依て其の執行すべき刑を定むべきときは其の事件の犯罪事實に付き最後に判決を爲したる法院の檢察官に於て申請し當該法院之を裁定す

第四百八十二條 本法第四百七十條但書に依り勞役に服することを免すべきときは執行を指揮する檢察官に於て之を命令す

第四百八十三條 刑法第四十二條第一項に依り罰金に易へて勞役に服せしむべきときは執行を指揮する檢察官に於て之を命令す

第四百八十四條 罰金に易へて勞役に服せしむるときは徒刑又は拘役に處せられたる犯人と分別して執行すべし

第四百七十一條及び第四百七十三條の規定は易服勞役に之を準用す

第四百八十五條 刑法第八十六條第四項又は第八十八條第三項に依る刑の執行の免除第九十六條但書の保安處分第九十七條の其の處分の執行の延長又は免除第九十八條の其の處分の執行の免除及び第九十九條の處分の執行の許可は檢察官に於て申請し法院之を裁定す

第四百八十六條 刑法第四十三條に依り易ふるに訓誡を以てするときは檢察官に於て之を執行す

第四百八十七條 當事者有罪裁判の解釋に對し疑義あるときは其の裁判を言渡したる法院に向ひ疑義の申立を爲すことを得

第四百八十八條 受刑者又は其の法定代理人若は配偶、檢察官の執行の指揮を以て不當と爲すときは其の裁判を言渡したる法院に向ひ異議を申立つることを得

第四百八十九條 疑義又は異議の申立は書面を以て之を爲すべし

疑義又は異議の申立は裁判前に於ては書面を以て之を取下ぐることを得

第三百四十三條の規定は疑義又は異議の申立及び其の取下に之を準用す

第四百九十條 法院は疑義又は異議の申立に就き之を裁定すべし

### 第九編 附帶民事訴訟

第四百九十一條 犯罪に因り損害を受けたる者は刑事訴訟手續に於て民事訴訟を附帶提起し被告及び民法に依り賠償責任を負ふ者に對して其の損害の回復を請求することを得

前項の請求の範圍は民法の規定に依る

第四百九十二條 附帶民事訴訟の提起は刑事訴訟の提起後第二審の辯論終結前に之を爲すべし。但し第一審辯論終結後上訴提起前に於ては提起することを得す

第四百九十三條 法院刑事訴訟に就て第六條第二項第八條乃至第十條の裁定を爲したるときは附帶民事訴訟に就て同一の裁定ありたるものと看做す

刑事訴訟に就き管轄違及び其の事件を移送する言渡を爲したるときは併せて附帶民事訴訟に就き

同一の言渡を爲すべし

第四百九十四條 附帯民事訴訟には本編に特別の規定ある場合を除くの外刑事訴訟に關する規定を準用す。但し民事廷に移送又は差戻若は交付したる後は民事訴訟法を適用す

第四百九十五條 民事訴訟法の左記事項に關する規定は附帯民事訴訟に之を準用す

- 一 當事者能力及び訴訟能力
- 二 共同訴訟
- 三 訴訟參加
- 四 訴訟代理人及び輔佐人
- 五 訴訟手續の停止
- 六 當事者本人の出頭
- 七 和解
- 八 拋棄に基く判決
- 九 訴及び上訴又は抗告の取下
- 十 保全手續

第四百九十六條 附帯民事訴訟の提起は訴狀を法院に提出して之を爲すべし

前項の訴狀には民事訴訟法の規定を準用す

第四百九十七條 訴訟及び各當事者の訴訟を準備する書面は相手方の數に應じて謄本を提出し法院に於て相手方に送達すべし

第四百九十八條 刑事訴訟の審判期日には附帯民事訴訟の關係人を召喚することを得

第四百九十九條 原告審判期日に出廷して訴狀を提出すること能はざりし事由を釋明するときは口頭を以て附帯民事訴訟を提起することを得。但し被告其の場に在らざるときは此の限に在らず

第五百條 附帯民事訴訟の審理は刑事訴訟を審理したる後之を行ふべし。但し審判長若し適當と認むるときは亦同時に調査することを得

第五百一條 檢察官は附帯民事訴訟の審判に參與することを要せず

第五百二條 當事者適法なる召喚を受け正當の理由なくして出廷せず又は出廷するも辯論を爲さざるときは其の陳述を待たずして判決を爲すことを得。其の許可を受けずして退廷したるとき亦同じ

第五百三條 刑事訴訟に就き調査したる證據は附帯民事訴訟に就ても亦調査ありたるものと看做す

第五百四條 附帯民事訴訟の判決は刑事訴訟判決の認定したる事實に據るべし。但し拋棄に基きて判決を爲すときは此の限に在らず

第五百五條 附帯民事訴訟は刑事判決と同時に判決し又は刑事訴訟の判決後五日内に之を判決すべし

第五百六條 法院原告の訴を不適法又は理由なしと認むるときは判決を以て之を却下すべし

原告の訴を理由ありと認むるときは其の請求に關する申立に依り被告の爲に敗訴の判決を爲すべし

第五百七條 刑事訴訟に付き無罪免訴又は不受理の判決を言渡したるときは判決を以て原告の訴を却下すべし。但し原告の申請ありたるときは附帯民事訴訟を管轄法院の民事部に移送すべし

前項の判決に對しては刑事訴訟の判決に對して上訴ありたるときに非ざれば上訴することを得ず

第五百八條 法院附帯民事訴訟繁雜にして數多の時日を経るに非ざれば其の審判を終結すること能はずと認むるときは訴訟の程度の如何を問はず裁定を以て當該法院の民事部に移送することを得し

前項の事件移送の場合に於ては審判費用を納むることを免す

第一項の裁定に對しては抗告することを得ず

第五百九條 處刑命令が確定判決と同一の效力を有するに至りたる後は裁定を以て附帯民事訴訟を當該法院の民事部に移送すべし

前項の事件移送の場合に於ては審判費用を納むることを免す

第一項の裁定に對しては抗告することを得ず

第五百十條 刑事訴訟の第二審判決に對して第三審法院に上訴することを得ざるときは其の附帯民事訴訟の第二審判決に對しても亦第三審法院に向ひて上訴することを得ず

第五百十一條 刑事訴訟の第二審判決に對して第三審法院に上訴ありたるときは其の附帯民事訴訟の判決に對して提起する上訴には上訴理由を敘述せざることを得

第五百十二條 第三審法院刑事訴訟の上訴を理由なしと認めて之を却下するときは各場合の事情に依り附帯民事訴訟の上訴に就て左記の判決を爲すべし

一 附帯民事訴訟の原審判決に上訴理由と爲るべき法令の違背なきときは其の上訴を却下すべし

二 附帯民事訴訟の原審判決に上訴理由と爲るべき法令の違背あるときは其の判決を取消し其の事件に就き自ら判決を爲すべし。但し事實審理の必要あるときは其の事件を原審法院の民事部に差戻し又は原審法院と同級の他の法院の民事部に交付すべし

第五百十三條 第三審法院刑事訴訟の上訴を理由ありと認め原審判決を取消して其の事件に就き自ら判決を爲すときは各場合の事情に依り附帯民事訴訟の上訴に就き左記の判決を爲すべし

一 刑事訴訟判決の變更が附帯民事訴訟に影響を及ぼし又は附帯民事訴訟の原審判決に上訴理由と爲るべき法令違背あるときは原審判決を取消し其の事件に就て自ら判決を爲すべし。但し事實審理の必要あるときは其の事件を原審法院の民事部に差戻し又は原審法院と同級の他の法院の民事部に交付すべし

二 刑事訴訟判決の變更が附帯民事訴訟に影響なく且つ附帯民事訴訟の原審判決に上訴理由と爲るべき法令違背なきときは上訴を却下すべし

第五百十四條 第三審法院刑事訴訟の上訴を理由ありと認めて原審判決を取消し其の事件を原審法院又は他の法院に差戻し又は交付するときは併せて附帯民事訴訟の上訴に就き同一の判決を爲すべし

第五百十五條 第二審又は第三審法院若し單に附帯民事訴訟のみに就き審判を爲すべきときは裁定を以て其の事件を其の法院の民事部に移送すべし  
前項の裁定に對しては抗告することを得ず

第五百十六條 附帯民事訴訟の判決に對し再審を請求するには民事訴訟法に依り原判決を爲したる法院の民事部に向ひ再審の訴を提起すべし